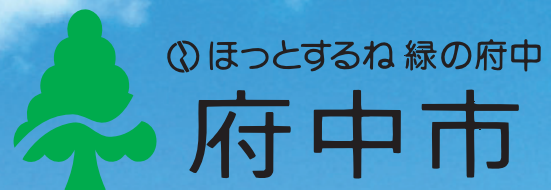


しょうがいしゃ 障害者のしおり



そうだん まどぐち
相談の窓口



てちよう
手帳



いりよう
医療



てあて
手当



ねんきん
年金



しょうがいふくし
障害福祉サービス
しょうがいじつうしよしえん
障害児通所支援



ほそうぐり
補装具費
にちじようせいかつようぐ
日常生活用具



にちじようせいかつ
日常生活の支援



がいしゆつ
外出の際に



こども
子ども



こうしじゆかい
講習会



しゃかいかつどう
社会活動と仕事



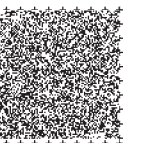
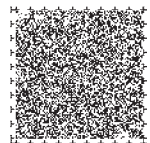
ぜい
税の軽減



しせついちらん
施設一覧



しょうがいとうきやうひよう
障害等級表





ヘルプカード

援助を必要とする障害のある方などがこのカードに自分の情報や配慮してほしいことを書き込んで持ち歩くことにより、災害時や緊急時など周囲の方へ必要な支援や配慮を求めやすくするためのものです。

府中市障害者福祉課の窓口で配布しています。

(問合せ先) 府中市障害者福祉課生活係

TEL : 042-335-4545 FAX : 042-368-6126

メール : syougai01@city.fuchu.tokyo.jp



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成し、利用を希望する方に配布しています。

(問合せ先) 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当

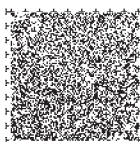
TEL : 03-5320-4147 FAX : 03-5388-1413

HP : https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html

ミライロID

市の公共施設では、障害者手帳の提示で割引を行っていますが、スマートフォン用アプリ「ミライロID」の提示でも同様の割引を受けられるようになりました。アプリの登録方法などの詳細は、ミライロ公式HPをご確認ください。

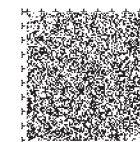
HP : <https://mirairo-id.jp/>



障害に関するシンボルマーク

障害に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものをご紹介します(各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。)

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL : 03-5291-7885 FAX : 03-5291-7886
	身体障害者標識 (身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 TEL : 03-3581-4321
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク) 聴覚障害であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示することを義務付けられているマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法違反となります。	警視庁交通総務課 TEL : 03-3581-4321
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX : 03-3354-0046 メール : zennancho@zennancho.or.jp
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。身体障害者補助犬法に基づき、不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 TEL : 03-5320-4147 FAX : 03-5388-1413
	オストメイトマーク オストメイト(人工肛門・人工膀胱を造設した方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682
	ハート・プラスマーク 内臓に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL : 080-4824-9928 HP http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/



市主催のイベント紹介



府中市が主催するイベントが、定期的で開催されています！
詳しい日程は広報ふちゅうや市HPでお知らせします。
ぜひご参加ください！

府中市みんなで楽しむ軽スポーツ大会

【実施競技】 玉入れ、車いす競走、景品釣り競走、ボッチャ体験など

障害の有無にかかわらず、軽スポーツを楽しむことにより、親睦や交流の促進、健康の増進を図ることを目的に開催しています。



障害者(児)福祉啓発事業 WaiWaiフェスティバル

作品展、コンサート、障害者施設等の自主製品販売会などを開催!!

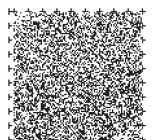
障害福祉に関する知識の普及と理解の促進を図るため、市内福祉作業所、福祉団体などとの協働により、毎年、障害者週間（12月3日～9日）に合わせて開催しています。



問合せ 府中市福祉保健部障害者福祉課 生活係

TEL : 042-335-4545 FAX : 042-368-6126

メール : syougai01@city.fuchu.tokyo.jp





ちゅうファイル

(府中市わたしの生涯記録ノート)



『ちゅうファイル』とは…

府中市では、福祉的な支援を必要とする方々のライフステージが変化しても、支援が継続し、共通理解のもとで一貫した支援が受けられるようにするための一助として、ご本人の成長や変化の記録となる『ちゅうファイル(府中市わたしの生涯記録ノート)』を作成しました。

就学したとき、進学したとき、学校を卒業したとき、就職したとき、自立するとき、保護者が亡くなったとき、災害が起こったときなど、さまざまな場面で活用することを目的とした自分史ファイルです。



『ちゅうファイル』活用のメリット

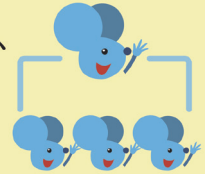
メリット①

ご本人の現在の状況や、生き立ち、周囲に配慮して欲しいことなどを何度も説明する負担が軽減されます。



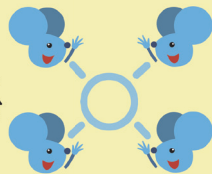
メリット②

複数の機関を利用している方は、それぞれの機関で共通理解を持ってもらうことができ、一貫した支援が期待できます。



メリット③

災害などで配慮が必要なが、知ることができ、いざという際に適切な支援が得られやすくなります。



メリット④

ご本人の成長や変化の記録を記録することで、課題が整理され、支援を受けやすくなるとともに、自分史となります。



『ちゅうファイル』の構成

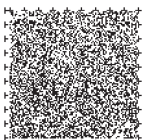
ご本人の必要に合わせて、自由に選ぶことができます。

【基本情報のシート】

- (1) 重要な情報(本人の情報、緊急連絡先など)
- (2) 保険・医療の情報、本人の状態
- (3) 対人関係マップ
- (4) 成育歴
- (5) 発達状況
- (6) 成長の記録
- (7) 小学校・中学校・高等学校時代の記録
- (8) 相談・支援等の記録

【追加・詳細情報のシート】

- (A) 通所・作業所、一般就労等日中活動の様子
- (B) からだと心の情報(医療、措置、パニック等)
- (C) 生活スケジュール(1日の過ごし方、1週間の過ごし方)
- (D) 日常生活上の介助・配慮
- (E) 余暇活動・本人が持っている力
- (F) 福祉情報(診断内容等)
- (G) 短期入所など
- (H) 助成制度など
- (I) 補装具など
- (J) 本人の願い、保護者の願い
- (K) 成年後見人、家系図、親族連絡先等
- (L) 財産、保険、負債、相続遺産等



使いやすいように、シートの順序を入れ替えることもできます!

府中市

障害のある方に向けた 防災ハンドブックができました！

障害のある方が、発災時や日頃の備えとして活用しやすいように、府中市障害者等地域自立支援協議会の協力を得て、作成しました。

非常時の持ち物、避難先を日頃から確認しておくことで、発災時の備えになります。



POINT

- 災害の基本情報、避難の流れが確認できる！
- 障害特性に合わせてカスタマイズできる！
- 合理的配慮でフリガナやユニボイス加工が取り入れられている！



府中市マスコットキャラクター

ふちゅこま



下の2次元コードからダウンロードしていただけます。

障害者福祉課窓口でも配布しております。

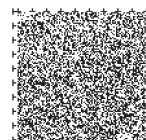


問合せ 府中市福祉保健部障害者福祉課

TEL：042-335-4962

FAX：042-368-6126

メール：syougai01@city.fuchu.tokyo.jp



～障害者差別解消法って、知っていますか？～

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年4月から施行されました。この法律では主に、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」について書かれています。



「不当な差別的取扱いの禁止」について

正当な理由がないにも関わらず、不当な差別的取扱いをすることは行政機関、事業所共に禁止されています。

「合理的配慮の提供」について

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

行政機関等では義務化されており、事業所は令和6年4月に義務化されます。

障害者虐待を受けたら相談を、発見したら通報を！

府中市では、「**障害者虐待防止法**」に基づき、府中市障害者虐待防止センターにて、障害者虐待に関する相談・通報を受付けています。

障害者虐待の早期発見・早期対応は、**障害者本人を救うだけでなく、虐待をしている側の問題解決**にもつながります。

障害者に対する虐待・虐待と思われる行為を発見した人は、下記連絡先までご連絡ください。

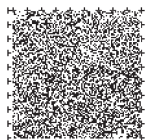
平日・日中（8時半～17時15分）の通報窓口

府中市障害者虐待防止センター

基幹相談支援担当	TEL 042-335-4167	FAX 042-368-6126
サービス支援担当（身体・知的）	TEL 042-335-4962	FAX 同上
サービス支援担当（精神・発達）	TEL 042-335-4022	FAX 同上

夜間・休日・祝日の連絡先の通報窓口

府中市役所（代表） TEL 042-364-4111



F.C.TOKYO

特別支援学級に通う小学生を対象とした
「あおぞらサッカースクール」
FC東京パーク府中にて実施中!!



SOCCER

FUTSAL

FC東京サッカー・フットサルスクール

無料体験受付中!

ご希望のコースで
対象学年に空きがあれば
すぐに無料体験ができます



体験についての
お問合せは **FC東京サッカースクール事務局** まで

03-5600-4441 営業時間:月~金 [祝日除く] 10:00~17:00 <https://www.fctokyo.co.jp/>



F.C.TOKYO

相談

交流

居場所

地域生活支援センターとは…

地域で暮らす障害のある方やそのご家族が、生活していくうえでの相談ができる場所です。また、仲間づくりや地域交流のための企画、スペースの開放なども行っています。

地域生活支援センター プラザ

住所：府中市美好町1-7-2 第一市川マンション202
電話：042-358-2288



実施内容

- フリースペースの提供、イベント・プログラムの提供、広報誌「プラザ・レター」の送付等（地域活動支援センター事業）
- 電話相談、面接相談等（相談支援事業）
- その他、必要に応じて計画相談支援、地域相談支援を行っています。

開所日時

- ・月・木・金・土曜日 10時半～17時半
- ・火曜日 10時半～19時半（13時半～16時、17時半～19時半消毒等の為、フリースペース閉所）
- ・水・日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

フリースペース利用、プログラム参加、具体的な相談等は施設の利用登録が必要となります。利用登録は原則として施設見学、体験通所、主治医の利用紹介状が必要です。

料金

- ・相談、登録、施設利用は無料です。
- ・フリースペースでの飲み物代、コピー代、費用の発生するプログラム参加、訪問、同行で生じた交通費等は費用がかかります。

地域生活支援センター あけぼの

住所：府中市寿町3-9-11 山上ビル1階
電話：042-358-1085 FAX：042-336-9085



実施内容

- 料理教室・音と動きのワークショップ等の講座や外出イベントの開催、障害福祉の学習会、会議室の無料貸出、パソコン開放・オープンスペース開放など（地域活動支援センター事業）
- 電話・面談による相談（障害福祉サービス利用の支援、施設・事業所の情報提供、手続きの支援等）（相談支援事業）
- 高次脳機能障害者の支援事業 ■計画相談支援、一般相談支援

開所日時

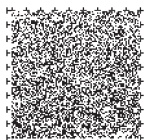
- ・月・木・金曜日 10時～19時 ・火・木曜日 10時～17時
- ・第2・4・5日曜日 10時～17時 ・土曜日、第1・3日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

ご利用については直接お問合せ下さい。来所が困難な方にはこちらからお伺いすることもできます。

料金

相談、施設利用等は無料です。教室や講座によっては実費負担があります。お申込みは、募集案内をご覧ください。



「どこに相談するのかわからない…」ときは、最寄りのセンター

地域生活支援センター ふらっと

住所：府中市清水が丘3-23-17-1F

電話：042-370-1781 FAX：042-370-1783



実施内容

- 各種福祉制度（障害年金について等）の学習会、ギャラリースペースの開放など（地域活動支援センター事業）
- 電話・面談による相談（相談支援事業）
- 障害についての理解や家族関係、身だしなみ、金銭管理等についての支援や助言（発達障害者（児）家族支援事業）
- その他、必要に応じて計画相談支援、一般相談支援を行っています。

開所日時

- ・月～金曜日 9時半～18時 ・第2・4土曜日10時～15時
- ・第1・3土曜日、日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

電話、メール、来所等にてご予約ください。

料金

プログラムにより実費交通費、食材費、材料費等がかかることがあります。



地域生活支援センター み～な

住所：府中市南町5-38

電話：042-360-1312 FAX：042-368-6127



実施内容

- パソコン、仲間づくりなどの講座、装具・住宅改善の相談会、勉強会、ミニコンサートなど（地域活動支援センター事業）
- 日常生活に関する相談（自立支援給付制度など各種福祉サービス、福祉機器など）（相談支援事業）、当事者相談（ピアカウンセリング）
- 介護者の病気、事故、冠婚葬祭などにより、障害のある方が一時的に家庭生活するのが困難なときにセンターで保護し短期入所ができます。（緊急一時入所事業）15歳以上の方は、介護者の休養を目的とした利用（レスパイトサービス）もできます。
- その他、必要に応じて計画相談支援、一般相談支援を行っています。

開所日時

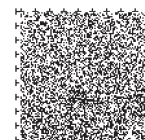
- ・月・水・金曜日9時～17時 ・火・木曜日9時～19時
- ・第1・3土曜日9時～17時 ・第2・4・5日曜日10時～17時
- ・第2・4土曜日、日曜日、祝日、年末年始閉所

利用方法

ご利用については、直接お問い合わせください。

料金

制度に準じた利用負担があります。緊急一時入所事業は市の定める利用者負担があります。



ちゅうNetとは？

障がいがある方もいきいきと 地域で暮らせる環境づくり



ちゅうNetマスコット
【ありがちゅう】

『目的』

府中市福祉作業等連絡協議会に加盟する障がい者施設が共同で製品販路および受注開拓、製品開発を行い、障がいのある方の収入及び就労意欲の向上を目的とするネットワークを構築し、市内施設等の生産活動や事業所間の連携を進めています。発注窓口の一元化や仕事の質の向上などにより、企業の皆様にもメリットのある取組みを目指しています。

『なにをしているの？』

私たち“ちゅうNet”は府中市の作業所が連携して新商品開発、下請けや清掃の共同受注、取り扱い商品の共同販売等を行っています。同事業により障がい者の工賃を高めて、障がいのある方もいきいきと地域で暮らせる環境づくりを目指して、私たちは活動しています。地域の皆様、企業の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

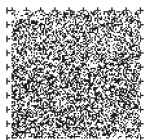
『ご協力ください』

障がいのある方の働く施設では、企業からの作業に取組むことで障がいのある方の収入を増やし、自立に向けた取組みを可能にします。新しい仕事の発注促進にご協力ください。

『固定資産の割増償還』

『障がいのある方の「働く場」に対する発注促進税制』のスタートにより、企業、事業所への固定資産の減価償却を多く計上できるのです。発注量の増加により固定資産の割増償還を受けられます。

色々な作業場の商品が集まる
ネットワークです





商品紹介・販売会

ちゅう Net に参加する施設で製造したパン・焼き菓子・雑貨などをちゅう Net が主催する販売会「府中市手作り市」や地域の色々なイベントに出店して販売しています。

販売会の様子や商品たち



ちゅうちゃんといちゅこまも参加しています！



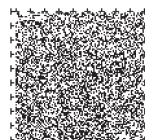
お仕事の依頼について

府中市内どこでも、資材受取から納品までお受けいたします。
ダイレクトメールの仕事、多くて大変。他に依頼する量でもない。
そんな時、私たちちゅう Net がお役に立てるかもしれません。
まずはお気軽にご相談ください。



よく依頼がある仕事

※下記の仕事以外でもお受けしています。まずは気軽にご相談ください。



府中市の福祉に関する案内

本ページは、令和3年3月発行「むさし府中バリアフリーマップ 誰もがお出かけしやすい街 府中へ」を参考に、作成しております。

おとしよりのふくし

市では、高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、介護保険制度の案内や、国・都・市などが行っている高齢者のための福祉サービスをまとめた「介護保険ガイド&おとしよりのふくし」を作成しています。



【配布場所】

- 高齢者支援課
 - 介護保険課
 - 各文化センター
 - 市政情報センター
 - 生涯学習センター
 - 男女共同参画センター「フチャール」
 - 各地域包括支援センター
 - 府中市社会福祉協議会
 - いきいきプラザ(介護予防推進センター)
- HP : <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/korenokata/otosiyorinofukusi.html>



子育てのたまて箱

赤ちゃんや子どもたちの健やかな成長を応援するため、主に就学前の乳幼児を対象に、市内の子育てに関する情報をまとめた情報誌「子育てのたまて箱」を作成しています。



【配布場所】

- 子育て応援課
 - 子育て世代包括支援センター「みらい」
 - 子ども家庭支援センター「たち」 「しらとり」
 - 市政情報センター
 - 男女共同参画センター「フチャール」
 - 各文化センター
 - 生涯学習センター
 - 市民活動センタープラッツ
- HP : <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kosodate/shussan/info/tamatebako.html>

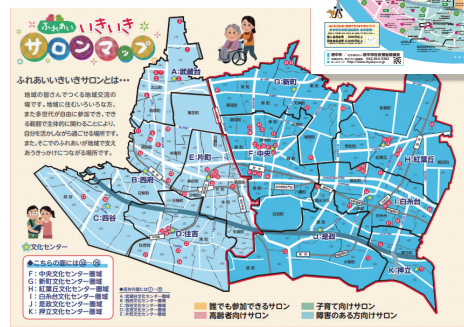


ふちゅうの福祉施設マップ・ふれあいいきいきサロンマップ

市内の福祉施設、地域の皆さんでつくる地域交流の場の情報が掲載されています。

【配布場所】

- 高齢者支援課
- 府中市社会福祉協議会



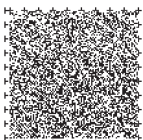
障害者のしおり

市内の障害者(児)とその家族の方々に、制度やサービスについて紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくものです。



【配布場所】

- 障害者福祉課



各種ハザードマップ・防災ハンドブック

市では災害対策の一環として、ハザードマップを作成しています。

【配布場所】

府中市中央防災センター内

防災危機管理課

HP : <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/bosaibohan/saigai/hazard-map.html>



障害啓発リーフレット

「みんなで創る笑顔あふれる 住みよいまち
“府中”をめざして～障害を理解するために～」

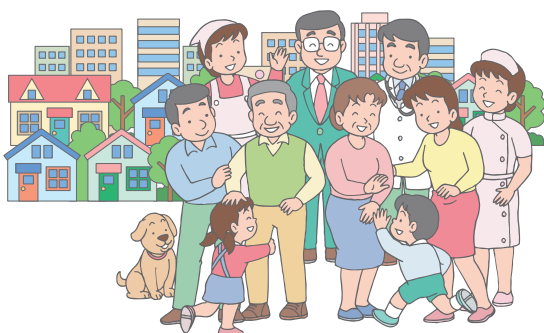
市では、平成28年4月の障害者差別解消法施行にあたって、市民の方や事業者の方に「障害」について理解していただくために、障害啓発リーフレット「みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち“府中”をめざして～障害を理解するために～」を作成しています。

【配布場所】

障害者福祉課

ほか

HP : <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/shougaikeihatsu.html>



健康応援ウォーキングマップ

市民の健康増進を図るため、元気いっぱいサポーターと協働して「健康応援ウォーキングマップ」を作成しています。

【配布場所】

保健センター

各文化センター

ほか

HP : <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/kenko/walkingmap.html>



府中市公式ツイッター

災害等の緊急時における情報や市の情報などをツイッターで発信します。

- アカウントは「東京都府中市」
- ユーザー名は「@fuchu_tokyo」



府中市メール配信サービス

あらかじめ登録した携帯電話やパソコンのメールアドレスに、災害・犯罪発生や不審者出没などの緊急情報のほか、子育てや健康、催しなどの情報を配信します。

【登録方法】

下記のメールアドレスに空メールを送信してください。

t-fuchu@sg-p.jp

空メールを送信後送られてきたメールに表示されたURLにアクセス→登録ページへ

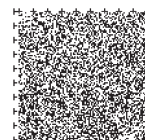
HP : <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/johokokai/koho/mailhaisin/mailhaisin.html>



がいどまっぷ府中 (インターネットのみ)

市の様々な情報を閲覧できる「がいどまっぷ府中」をホームページで公開しています。施設情報、安全・安心情報、福祉・健康情報、観光情報交通情報、教育情報、道路情報、都市計画情報などが掲載されています。

HP : <https://fugis.city.fuchu.tokyo.jp/FuchulInternet/?p=1>



東芝ブレイブルーパス東京 × 府中市 連携事業

東芝ブレイブルーパス東京では、府中市・調布市・三鷹市をホストエリアとし、「楕円でつながる未来へ」をキーワードに、ラグビーを通じて地域の皆さまが元気になれるような、笑顔あふれる未来を目指して活動しています。

障害者福祉課との取組みとしては、障害のある方向けのラグビー体験などを実施しています。

「子ども発達支援センター あゆの子」とのラグビー体験 (2022/11/16)



「あゆの子」の子どもたちに東芝府中事業所内グラウンドに来ていただき、現役選手と一緒に天然芝の上で交流を行っています。ラグビーボールを使ったり、走り回ったり、選手と一緒に広いグラウンドの中で自由に遊んでもらいます。

障害のある方を対象にしたラグビー体験会 (令和5年度実施予定)



府中市では「スポーツタウン府中」の発展のため、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむことができるよう、取組みの充実を図っています。令和5年度より障害者福祉課との連携事業として、障害のある方を対象としたラグビー体験を実施します。

東芝ブレイブルーパス東京のご紹介

東芝ブレイブルーパス東京は、府中市を拠点として活動しているラグビークラブです。

1948年に府中事業所のラグビー部として創部し、ジャパンラグビートップリーグ優勝5回、日本選手権大会優勝6回を成し遂げるなど、日本ラグビー界をけん引してきました。

現在は2022年1月に発足した国内最高峰リーグ「ジャパンラグビーリーグワン」ディビジョン1に所属。日本代表で主将を務めたリーチマイケル選手をはじめ、数多くの日本代表選手を輩出しています。

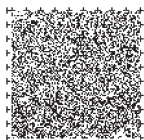
クラブ名のLUPUS（ループス）とは、ラテン語で『狼座』を意味しており、「グラウンドにおいて『狼』のように組織的な群れをなし、相手が戦意喪失するような緻密且つ野性味あふれる追いこみと、勇猛果敢（=BRAVE）なプレーを身上とする」という意味が込められています。



エンブレム



ロゴ



しおりの使い方

このしおりは障害のある方に、相談窓口、制度やサービスについて紹介し、日常生活に役立つ情報をまとめた冊子です。

目次や障害程度別対象事業一覧（138～143ページ参照）をみて、利用できるサービスなどをご確認ください。

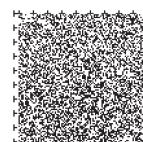
◆しおりの内容は、令和5年4月現在のものです。その後変わる場合があります。また、紙面の都合上、所得制限など省略している部分もありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。

◆身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳などの障害者手帳の種別を問わない場合は、「障害者手帳」と記載しています。

◆原則として、障害がある方が利用できる事業を掲載しています。事業によっては、障害がない方も対象となる可能性があります。

◆申請や届出は書類に不備があると受付ができませんので、お手数ですが、事前に手続き方法等を各窓口へご確認ください。

◆視覚障害のある方へ対応できるよう、音声コード（ユニボイス）を作成しております。コードの読み取りには、専用のアプリが必要です。



目次



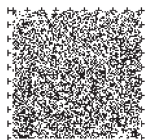
1. 相談の窓口

障害者福祉課	1
地域生活支援センター	2
高次脳機能障害のある方の相談	2
発達障害のある方の相談	3
福祉総合相談	3
府中市社会福祉協議会	3
地域福祉コーディネーターによる相談	4
権利擁護センターふちゅう	4
専門相談・苦情対応	4
介護者の会	4
住まい相談（住宅セーフティネット）	4
その他	5
東京都心身障害者福祉センター・同多摩支所	5
児童相談センター・児童相談所	6
東京都多摩府中保健所	6
民生委員・児童委員	7
身体障害者相談員・知的障害者相談員	8
東京都手をつなぐ育成会	8
東京都発達障害者支援センター「TOSCA（トスカ）」	8
東京都難病相談・支援センター	9
東京都多摩難病相談・支援室	9
東京都難病ピア相談室	10
聴覚障害者相談事業	10



2. 手帳

身体障害者手帳	11
愛の手帳（東京都療育手帳）	11
精神障害者保健福祉手帳	12
障害者手帳診断料の助成	12





3. 医療

心身障害者医療費助成（マル障）	13
自立支援医療	13
在宅重症心身障害児（者）訪問事業	14
難病医療費等助成	14
小児慢性特定疾病医療費助成	15
小児精神病医療費助成	15
養育医療の医療費助成	16
結核医療費の公費負担	16
療育給付	16
大気汚染医療費助成	17
光化学スモッグ健康障害者の医療費助成	17
原爆被爆者医療の給付事務	17
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成	17
肝がん・重度肝硬変医療費助成	18
人工透析にかかる医療費助成（再掲）	18
後期高齢者医療制度	18
ひとり親家庭等医療費の助成	19



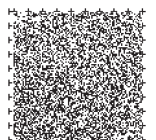
4. 手当

㊦ 特別障害者手当	20
㊦ 障害児福祉手当	20
㊦ 福祉手当（経過措置）	21
㊦ 重度心身障害者手当	21
㊦・㊦ 心身障害者（児）福祉手当	21
㊦ 指定疾病者福祉手当	22
㊦ 特別児童扶養手当	22
㊦ 児童扶養手当	22
㊦ 児童育成手当（育成手当）	23
㊦ 児童育成手当（障害手当）	23
手当等所得制限限度額一覧表	24
障害者手当一覧表	26



5. 年金など

㊦ 障害基礎年金（国民年金）	28
㊦ 特別障害給付金	29
㊦ 障害厚生年金・障害手当金	29
㊦ 心身障害者扶養共済制度	30
㊦ 原爆被爆者援護金	30





6. 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービスの体系	31
障害福祉サービスを利用するための流れ	32
サービス等利用計画・障害児支援利用計画	33
障害児通所支援	33
障害児通所支援を利用するための流れ	33
在宅障害者（児）ショートステイ事業	33
東京都在宅難病患者一時入院事業	34
㊦ 重度脳性麻痺者介護事業	34
重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト事業	35



7. 補装具費・日常生活用具

補装具の購入等	36
日常生活用具等の給付	36
㊦ 心身障害者（児）のおむつの給付	44
中等度難聴児補聴器購入費助成	44
盲人用具の販売あっせん	45

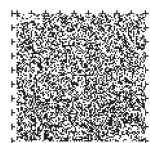


8. 日常生活の支援

生活の支援

身体障害者福祉電話使用料助成	46
電話設置時等優遇措置	46
心身障害者寝具乾燥サービス	46
重度身体障害者入浴サービス	47
在宅心身障害者（児）理髪サービス	47
身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ機能回復受術券	47
スモン患者に対するはり等施術費の助成	48
NHK放送受信料の減免	48
水道・下水道料金の減免	49
低所得障害者世帯下水道使用料助成	49
ごみ処理に関する減免	50
郵便料金の減免	50
N T Tの無料番号案内「ふれあい案内」	51
携帯電話料金の割引	52
補助犬の給付	52
在宅福祉助け合い事業	52
成年後見制度に係る報酬費用の助成	53

安心・安全



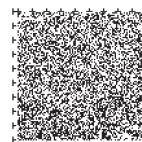
ヘルプカードの配布	54
重度身体障害者救急通報システム	54
防災ハンドブック	54

避難行動要支援者対策事業	54
重度障害者家具転倒防止器具の支給	55
交通災害共済会費の免除	55
住まい	
住まいの相談（住宅セーフティネット）（再掲）	56
心身障害者住宅費助成	56
都営住宅入居申込の優遇	56
都営住宅使用料の特別減額	57
市営住宅の障害者（児）世帯割当	58
コミュニケーション支援	
視覚障害のある方へ	58
点字による即時情報ネットワーク事業	58
視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	59
広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）	59
都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）	59
㊦ 声の市広報	59
㊦ 声の市議会だより	60
点字録音刊行物作成配布事業	60
点字図書館	60
聴覚障害のある方へ	61
手話通訳者の派遣	61
要約筆記者の派遣	61
聴覚障害者相談事業（再掲）	62
遠隔手話通訳サービス	62
聴覚障害者情報提供施設	62
コミュニケーション機器の貸出	62
その他	63
府中市立中央図書館ハンディキャップサービス	63
余暇・文化・学習	
東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）	63
心身障害者（児）休養事業	64
都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用（一部割引）	65
市公共施設等の利用料減免	65
選挙	
郵便等による不在者投票	67
代理記載制度による投票	68

9. 外出の際に

交通機関の割引

J R ・ 私鉄等運賃の割引	69
航空運賃の割引	69
民営バスの割引	69
都営交通の無料パス	70



タクシーの障害者割引	71
福祉タクシー利用券の交付	72
自動車に関するもの	
心身障害者ガソリン等費用助成	73
有料道路通行料金割引	73
心身障害者自動車運転教習費助成	74
身体障害者自動車改造費助成	74
駐車禁止等除外標章の交付	75
高齢運転者等専用駐車区間制度	76
その他移動のための支援	
心身障害者自転車駐車場利用料の助成	77
車いすの貸出	77
福祉有償運送事業	77
車いす利用者のためのハンディキャブの貸出し	78



10. 子ども

子どもの相談

子育て世代包括支援センターみらい	79
子ども発達支援センターあゆの子	79
教育相談	79
就学相談	79

制度・支援など

発達相談・外来指導	80
児童発達支援	80
すくすく保育（障害児保育）	80
医療的ケア児保育	80
保育所等訪問支援	81
学童クラブ（要加配児）	81
放課後等デイサービス	81
ちゅうファイルの配布	81



11. 講習会

視覚障害のある方

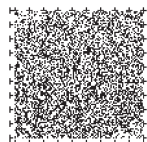
㊦ 点字講習会（中途視覚障害者対象）	82
点字の講習	82
視覚障害者のための生活講習会など	82

聴覚障害のある方

聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）のための講習会	83
-------------------------	----

支援者の方

㊦ 点字講習会（初級・中級）	83
点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成	84
朗読奉仕員指導者の養成	84



㊦ 手話講習会	84
手話通訳者等の養成	84
要約筆記者の養成	85

12. 社会活動と仕事

就労相談

障害者就労支援センターみ～な	86
東京障害者職業センター	86
障害者就業・生活支援センター オープナー	86
障害者の雇用促進（公共職業安定所等）	87

職業訓練

就労移行支援・就労定着支援	87
東京障害者職業能力開発校	87
（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課	89
IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）	89

その他

生活福祉資金の貸付	90
-----------	----

13. 税の軽減

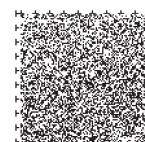
所得税・市民税の所得控除・市民税の非課税	94
その他の税の減免等	95
自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免	96

14. 施設一覧

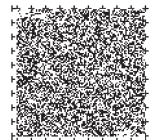
施設マップ	98
障害者福祉施設一覧	100

15. 障害等級表

身体障害者障害程度等級表	128
知的障害者判定基準表	132
精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準	136
障害程度別対象事業一覧	138



MEMO



1. 相談の窓口



相談の窓口

障害者福祉課

(手続き・相談業務)

手続き・相談	係名	TEL
有料道路割引、ガソリン費助成、タクシー券、マッサージ券、住宅費助成、車いす貸出など	生活係	042-335-4545
障害福祉サービスの相談・受付、身体・知的福祉相談、日常生活用具・補装具など	サービス支援担当 (身体・知的)	042-335-4962
障害福祉サービスの相談・受付、精神保健福祉相談など	サービス支援担当 (精神・発達)	042-335-4022
グループホーム家賃助成、高額障害者サービス費の申請、相談支援事業所の指定など	給付係	042-335-4087
相談支援事業所の支援、障害者虐待・地域移行に関する相談	基幹相談支援担当	042-335-4167
各種障害者手帳、各種障害者手当、各種医療費助成(自立支援医療・難病医療・心身障害者医療など)の申請受付など	援護係	042-335-4162

(その他の業務)

上記の相談業務のほか障害のある方のため次のような各種業務を行っています。

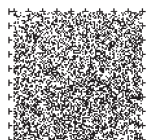
- ・市役所待機手話通訳
- ・障害者福祉啓発事業等の実施
- ・障害者福祉施設や団体に対する助成など

※府中市HP内に掲載している事業もあります。

- ・府中市HP (<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>)
→「健康・福祉」→「障害のある方への支援」参照

窓口 障害者福祉課

FAX：042-368-6126 メール：syougai01@city.fuchu.tokyo.jp



地域生活支援センター



相談の窓口

障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日中活動の場の提供をはじめとして必要な支援を行う施設です。主に次のような事業を行っています。

- ・相談支援
- ・日中活動の場の提供（フリースペースの提供、創作活動など）
- ・地域で生活するために必要なことを学ぶ講座やプログラム
- ・地域との交流を通じた障害理解の促進

（対象）

心身障害者（児）及びその家族、障害者団体など

窓 口

施設名	所在地	電話番号・FAX	開館日時
地域生活支援センターみ～な	南町5-38 府中市立心身障害者 福祉センター内	TEL：042-360-1312 FAX：042-368-6127	月～金曜日、第1・3土曜日の午前 9時～午後5時（ただし、火・木曜 日は午後7時まで）
地域生活支援センタープラザ	美好町1-7-2 第一市川マンション 202	TEL：042-358-2288 FAX：042-358-2335	月・火・木・金・土曜日 午前10時半～午後5時半（ただし、 火曜日は午後7時半まで）
地域生活支援センターあけぼの	寿町3-9-11 山上ビル1階	TEL：042-358-1085 FAX：042-336-9085	月～金曜日の午前10時～午後7時 （ただし、火・木曜日は午後5時ま で） 第2・4・5日曜日 午前10時～午後5時
地域生活支援センターふらっと	清水が丘 3-23-17 1階	TEL：042-370-1781 FAX：042-370-1783	月～金曜日 午前9時半～午後6時 第2・4土曜日 午前10時～午後3時

高次脳機能障害のある方の相談

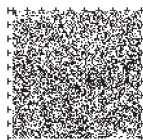
福祉サービス利用の支援や生活上の問題の相談、医療機関の紹介・連携を行っています。

（対象）

高次脳機能障害のある方またはその家族など

窓 口

施設名	所在地	電話番号・FAX	開館日時
地域生活支援センターあけぼの	寿町3-9-11 山上ビル1階	TEL：042-358-1085 FAX：042-336-9085	月～金曜日の午前10時～午後7時 （ただし、火・木曜日は午後5時ま で） 第2・4・5日曜日 午前10時～午後5時



発達障害のある方の相談

当事者交流会、家族交流会の開催など発達障害者（児）及び家族に対する支援を行っています。

(対象)

発達障害のある方またはその家族など

窓口

施設名	所在地	電話番号・FAX	開館日時
地域生活支援センターふらっと	清水が丘 3-23-17 1階	TEL: 042-370-1781 FAX: 042-370-1783	月～金曜日 午前9時半～午後6時 第2・4土曜日 午前10時～午後3時



相談の窓口

福祉総合相談

相談者が、自分の適正に合った仕事を見つけられるよう、キャリアカウンセラーが就労支援を行います。また、相談者の職歴や能力を生かせるようにオーダーメイドの求人開拓を行います。長期間働いたことがない、なかなか仕事が決まらない方には、生活習慣を改善し、就職に役立つ知識や実践スキルが身につく就職セミナーも開催しています。

(対象)

仕事を探している方、生活に困っている方

窓口

生活福祉課自立生活支援担当

TEL: 042-335-4191・FAX: 042-366-3669

府中市社会福祉協議会

様々な社会福祉に関する事業を実施するとともに、各種相談を行っています。

(所在地)

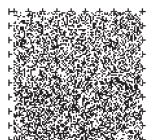
府中市社会福祉協議会（府中町1-30 ふれあい会館2階）

(開館時間)

月～土曜日 午前9時～午後5時（ただし、年末年始、祝日、臨時休館日を除く）

窓口

TEL: 042-364-5137 (代)・FAX: 042-362-9090



地域福祉コーディネーターによる相談

制度の狭間にあるような困りごとについて、電話・訪問による相談を行い、解決に向けて一人ひとりに寄り添った支援を行います。また、各文化センターへ出向き、「暮らしの困りごと相談会」を実施しております。日時等の詳細は「広報ふちゅう毎月1日号」「各文化センターに配置されているチラシ」をご確認ください。



どこに相談したらよいかわからない個人のお困りごとや、地域のお困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。必要に応じて適切な関係機関や地域の支援者の方などと連携しながら、解決に向けたお手伝いをします。

窓口

TEL：042-334-3040・FAX：042-362-9090

権利擁護センターふちゅう

判断能力の不十分な方の権利擁護相談、福祉サービス利用についての苦情相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスについての利用相談を行っています。

(対象)

認知症の症状のある高齢者や、知的障害・精神障害のある方で、当事業の利用を希望される方

窓口

TEL：042-360-3900・FAX：042-362-9093

専門相談・苦情対応

高齢者・障害のある方を対象とした弁護士による成年後見・遺言・相続などの法律相談、介護保険・総合支援法などの福祉サービスについての苦情解決や制度の利用方法などについてご相談を受けます。
※法律相談は原則奇数月の第3火曜日午後1時半～4時で、実施月の1日午前9時より電話にて予約を受け付けます。

窓口

TEL：042-360-3900・FAX：042-362-9093

介護者の会

介護者の会の運営を行っています。

TEL：042-336-7055

介護者の会（毎月開催）開催日については事前にお問い合わせください。

第2金曜日午後 若年性認知症介護者の会「きらきら」（ふれあい会館）

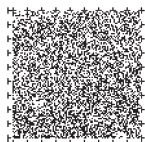
第2土曜日午後 此の花（府中の森芸術劇場「梅の間」）

第3木曜日午後 けやき（ふれあい会館）

第4水曜日午後 雲雀（男女共同参画センターフチュール）

住まい相談（住宅セーフティネット）

概ね65歳以上の高齢者、障害者、18歳以下の子育て世帯、低所得者世帯等で住まい探しにお困りの方に対し相談を行っています。



(対象)

障害のある方など住まい探しにお困りの方

窓口

TEL : 042-334-3040 ・ FAX : 042-362-9090

メール : mail@fsyakyu.or.jp



相談の窓口

その他

1. 東京都心身障害者福祉センター・同多摩支所

補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、援護の実施者である市区町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害のある方への相談・支援等のほか、身体障害者手帳及び愛の手帳の発行等の業務も行っています。

※18歳未満の方の愛の手帳の判定は、児童相談所にお申込みください。

(利用方法)

- ・身体障害者手帳の発行、補装具の判定：市の障害者福祉課を通してお申込みください。
- ・愛の手帳の判定：直接電話で判定希望日時を予約してください。
- ・高次脳機能障害専用電話相談：専用電話に直接おかけください。

(受付時間)

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～5時

- ・愛の手帳判定予約

●初めて手帳を申請する方（新規）：判定を希望する月の前月の5日午前9時から受付

●手帳を既にお持ちの方（成人更新・程度変更）：判定を希望する月の前月の初日午前9時から受付

※新規・成人更新・程度変更のいずれも受付開始日が土・日曜日、祝日等休日の場合は、翌開所日が受付開始日になります。

・予約先電話番号

東京都心身障害者福祉センター本所 03-3235-2961

東京都心身障害者福祉センター多摩支所 042-573-3311

- ・高次脳機能障害専用電話相談（平日午前9時～正午 午後1時～4時）（祝日・年末年始を除く）

TEL : 03-3235-2955

※電話での相談が難しい場合は、FAX : 03-3235-2957

(所在地)

東京都心身障害者福祉センター本所

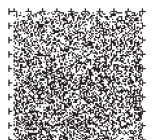
新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

TEL : 03-3235-2946 ・ FAX : 03-3235-2968

東京都心身障害者福祉センター多摩支所

国立市富士見台2-1-1（東京都多摩障害者スポーツセンター内）

TEL : 042-573-3311 ・ FAX : 042-576-5295



2. 児童相談センター・児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。府中市の所管は、多摩児童相談所です。

なお、児童相談センターは、東京都の中央児童相談所としての機能を持っており、地域児童相談所に対する様々な援助を行っています。そのほか、東京都全域を対象としている治療指導事業・電話相談事業などの各種事業や児童相談関係機関との連携の場の設置など、センター固有の事業を展開しています。

- (1) 児童に関する様々な相談・助言
- (2) 継続的な援助（必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います）
- (3) 児童福祉施設への入所、里親などへの委託等の措置
- (4) 緊急に保護を必要とする場合などの児童の一時保護
- (5) メンタルフレンドの派遣、愛の手帳の交付など
- (6) 治療指導事業

児童相談センター治療指導課では、家庭、学校等において様々な不適応行動を示す児童に対して、多領域の専門スタッフが通所や宿泊による援助を行っています。（利用のご相談窓口は多摩児童相談所です。）

- (7) 4152（よいこに）電話相談室

相談内容：子どもに関するさまざまな相談（子育てに関する親の悩み、子ども本人の悩み等）

月～金曜日 午前9時～午後9時

土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除く）

相談専用電話 TEL：03-3366-4152

聴覚言語障害者用 FAX：03-3366-6036

（利用時間）

多摩児童相談所 月～金曜日 午前9時～午後5時（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

上記以外の時間帯については、児童相談所虐待対応ダイヤル189で対応しています。児童相談センターでは、関係機関の方や、現在東京都児童相談所に相談中の方の虐待等緊急性のある相談を、土・日曜日・祝日・年末年始も受付けています。

窓 口

多摩児童相談所（多摩市諏訪2-6）

TEL：042-372-5600・FAX：042-373-6200

児童相談センター（新宿区北新宿4-6-1）夜間休日緊急連絡先

TEL：03-5937-2330

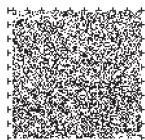
3. 東京都多摩府中保健所

（業務）

- (1) 精神保健に関する相談

- ① 精神保健専門医相談（心の健康相談）※予約制

眠れない、イライラする、家にひきこもっている、アルコール・薬物依存症、認知症など専門医による相談をお受けします。相談は本人だけではなく家族・関係者もできます。ご希望の場合は保健師にご相談ください。





②保健師による相談

こころの問題や病気のことでお困りの方の相談を受けています。

③思春期・青年期グループ

思春期・青年期の時期に何らかの発達課題を抱え、現在ひきこもり状態にある方や生活障害のある方を対象としてグループワーク活動を行います。その人らしい生活が営めることを目標としています。ご希望の場合は保健師にご相談ください。

④思春期・青年期 親グループ

ひきこもりなど子どもの精神保健の問題に悩む家族を対象に月1回グループを行っています。ご希望の場合は保健師にご相談ください。

(2)難病に関する相談

①在宅難病患者療養相談(個別相談)

②在宅難病患者一時入院事業(34ページ参照)

③在宅難病患者医療機器貸与事業

(対象) 都内在住の方で医療費助成対象疾病が主な原因で、在宅療養において吸入・吸引器を必要とし、主治医の同意を得た方で貸与する必要があると認められた方。ただし、障害者総合支援法等他の行政サービスの利用が優先となります。

(内容) 吸入器及び吸引器の貸与

(3)栄養・食生活に関すること

(4)感染症、結核の予防、エイズ相談など

(5)食品衛生に関すること

(6)環境衛生に関すること

(7)薬局や医療機関に関すること

窓口 東京都多摩府中保健所 保健対策課 地域保健第一担当

府中市宮西町1-26-1 (東京都府中合同庁舎内)

TEL: 042-362-2334 (代表)

FAX: 042-360-2144

4. 民生委員・児童委員

担当窓口：地域福祉推進課社会福祉係

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の中で相談や支援をボランティアで行っています。また、民生委員・児童委員のうち、主任児童委員は児童問題を専門に担当しています。

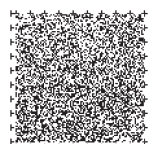
高齢者や体の不自由な方、生活に不安のある方、ひとり親家庭等、いろいろな悩みを持っている方々の相談相手となり、必要な福祉サービスが利用できるように、行政等とのパイプ役として活動しています。

(相談方法)

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員に直接ご相談ください。担当の民生委員・児童委員は、府中市HP、もしくは担当窓口へお問い合わせください。

窓口 地域福祉推進課 社会福祉係

TEL: 042-335-4161・FAX: 042-335-7802



5. 身体障害者相談員・知的障害者相談員

担当窓口：障害者福祉課生活係

身体障害のある方、知的障害のある方の相談に応じ、必要な援助を行うため、相談員を配置しています。



相談の窓口

〈身体障害者相談員〉

氏名	TEL
高橋 隆行	042-369-3262
生田目 和美	090-3215-5116
小野寺 敏雄	FAX 042-369-9772
中村 純子	FAX 042-362-8340
高橋 史	042-362-0774
西脇 京子	042-334-3342

〈知的障害者相談員〉

氏名	TEL
栗山 恵久子	042-363-4887
西浦 智恵	042-333-9299

※相談員の任期は令和6年3月31日までです。

6. 東京都手をつなぐ育成会 手をつなぐ あんしん相談

知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年代は問いません。

相談日時は、月～木曜日 午前10時～午後5時 来所による相談の場合は、要予約。

窓口 東京都手をつなぐ育成会

新宿区西新宿7-8-10 オークラヤビル2階

TEL: 03-5389-2614・FAX: 03-5389-4090

7. 東京都発達障害者支援センター

東京都在住の発達障害のある方とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。

(対象)

18歳未満の発達障害のある方、またはその家族

【予約受付】 月～金曜日 午前9時～午後5時

【相談日時】 月・火・木・金曜日 午前9時半～午後5時 ※祝日・年末年始を除く

窓口

東京都発達障害者発達支援センター こどもTOSCA(トスカ) (世田谷区船橋1-30-9)

TEL: 03-6413-0231・FAX: 03-3706-7242

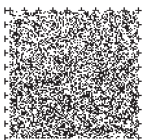
メール: tosca@kisenfukushi.com

(対象)

18歳以上の発達障害のある方、またはその家族

【予約受付】 月～金曜日 午前9時～午後5時

【相談日時】 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※祝日・年末年始を除く



窓口

東京都発達障害者発達支援センター おとなTOSCA(トスカ) (文京区大塚4-45-16)



8. 東京都難病相談・支援センター

地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として次のような事業を実施しています。

(1) 相談支援（療養相談・就労相談）

難病相談支援員（看護師・ソーシャルワーカー）による療養相談、難病患者就労コーディネーターによる就労相談を行います。なお、面談を御希望の場合は、事前に電話での予約が必要です。

(2) 難病に関する資料の提供・日常生活用具展示コーナー

難病に関する資料の提供や日常生活用具の展示をしています。

(3) 難病医療相談会・難病医療講演会

患者、家族、都民等を対象に専門医等を講師とした難病医療相談会や難病医療講演会を開催しています。

※日程等は電話またはHPでご確認ください。

(4) 難病患者就職サポーターによる出張相談

毎月第3金曜日にハローワークの難病患者就職サポーターが、東京都難病相談・支援センターにて出張相談を実施しています。ご希望の場合は事前に電話での予約が必要です。

窓口

〒113-0034 文京区湯島1-5-32（順天堂大学診療放射線学科実習棟2階）

※JR線「御茶ノ水駅」下車徒歩7分、東京メトロ丸の内線「御茶ノ水駅」下車徒歩6分

TEL : 03-5802-1892

HP : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/center/center.html>

9. 東京都多摩難病相談・支援室

(1) 相談支援（療養相談・就労相談）

難病相談支援員（保健師等）による療養相談、難病患者就労コーディネーターによる就労相談を行います。なお、面接相談を御希望の場合は、事前に電話での予約が必要です。

(2) 難病に関する資料の提供

難病に関する資料の提供をしています。

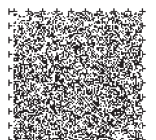
窓口

〒183-0042 府中市武蔵台2-6-1（都立神経病院2階）

※JR線「西国分寺駅」からバスまたは徒歩20分、京王線「府中駅」からバスで「総合医療センター」下車

TEL : 042-323-5880

HP : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/center/tama.html>



10. 東京都難病ピア相談室

東京都広尾庁舎（渋谷区広尾5-7-1）において、ピア相談及び患者・家族交流会、患者会の自主的な活動支援を行っています。

内容	実施日時
膠原病患者交流会	毎月 第4月曜日 午後1時半から4時まで
脊髄小脳変性症・多系統萎縮症患者交流会	偶数月第4木曜日 午後1時半から4時まで
呼吸法を取り入れた音楽療法	毎月 第2金曜日 午前10時半から正午まで
パーキンソン病等いきいき交流会	毎月 第2火曜日 午後1時半から4時まで
筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者交流会	奇数月第3金曜日 午後1時半から4時まで
希少難病患者さんのための交流会	奇数月第3水曜日 午後1時半から4時まで

窓口

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1（東京都広尾庁舎1階）

※ 東京メトロ日比谷線「広尾」駅下車徒歩3分

TEL：03-3446-0220（相談専用）・03-3446-1144（予約・問合せ専用）

HP：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/nanbyō/portal/center/peer.html>

11. 聴覚障害者相談事業

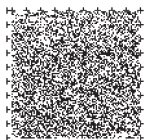
担当窓口：障害者福祉課生活係

相談や申請などで市役所に来庁した聴覚障害のある方の手話通訳を行います。

（手話通訳者待機日時・場所）

毎週金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

障害者福祉課 窓口



2. 手帳

1. 身体障害者手帳

担当窓口：障害者福祉課援護係

身体障害者手帳は、身体障害のある方が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定に基づいて次の種類の等級（重い順に1級から6級まで）別に交付されます。

- | | |
|---|--------|
| (1) 視覚障害 | 1～6級 |
| (2) 聴覚障害 | 2～4・6級 |
| (3) 平衡機能障害 | 3・5級 |
| (4) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 | 3・4級 |
| (5) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） | 1～6級 |
| (6) // （体幹機能障害） | 1～3・5級 |
| (7) 内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能の障害） | 1・3・4級 |
| (8) // （ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害） | 1～4級 |

(対象)

身体に障害のある方で身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められる方

(申請に必要なもの)

- (1) 身体障害者診断書・意見書（発行から1年以内のもの）
- (2) 本人の写真（たて4センチメートル×よこ3センチメートル、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの。）
- (3) 交付申請書

2. 愛の手帳（東京都療育手帳）

担当窓口：障害者福祉課援護係

知的障害のある方が各種サービスを受けるための証明となるもので、多摩児童相談所または東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて交付されます。障害の程度は、1度（最重度）・2度（重度）・3度（中度）・4度（軽度）に区分され、手帳に記載されます。なお、愛の手帳は東京都独自の制度ですが、国の療育手帳制度に準じています。

(対者)

知的障害のある方で東京都愛の手帳交付要綱に定める障害程度に該当すると認められる方

窓 口

- (1) 18歳未満（児童）の方

多摩児童相談所 TEL：042-372-5600・FAX：042-373-6200

- (2) 18歳以上の方

東京都心身障害者福祉センター 本所 TEL：03-3235-2961

東京都心身障害者福祉センター多摩支所 TEL：042-573-3311



3. 精神障害者保健福祉手帳

担当窓口：障害者福祉課援護係

精神障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、各種サービスを受けるための証明となるものです。有効期間は受付した日から2年間で、更新の申請が必要です。

障害等級は、障害年金の等級に準拠し、障害の程度により1級から3級まであります。

(対象)

精神疾患のある方で、精神保健福祉法に定める障害程度に該当すると認められる方

(申請に必要なもの)

- (1) 障害者手帳申請書
- (2) 診断書（精神保健福祉手帳用。精神障害の初診日から6か月以上経ってから医師が記載したもの。）または精神障害を事由とする障害年金もしくは特別障害給付金を現に受給していることを証する書類の写し及び同意書（診断書で申請される方は、同意書は必要ありません）
- (3) 本人の写真（たて4センチメートル×よこ3センチメートル、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの。）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し（更新時のみ）

4. 障害者手帳診断料の助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

診断書料について5,000円を限度として助成します。

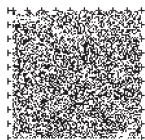
(対象)

医師が作成した診断書で、障害者手帳の交付申請を行った方

※生活保護を受けている方は対象外です。

(申請に必要なもの)

- (1) 印鑑
- (2) 振込先の口座番号等がわかるもの
- (3) 診断書料のわかる領収書



3. 医療^{い りょう}

1. 心身障害者医療費助成（マル障）

担当窓口：障害者福祉課援護係

(1) 東京都心身障害者医療費助成

医療機関で保険診療を受けたときなどに、医療費の自己負担額の一部を助成します。入院時の食事療養標準負担額などは助成の対象外です。なお、市民税の課税状況により、負担割合が変わります。

(対象)

身体障害者手帳1・2級（内部障害の場合は3級まで）、愛の手帳1・2度、または精神障害者保健福祉手帳1級の方で各種健康保険に加入している方

※65歳以上で手帳を取得した方、生活保護を受けている方、所得が一定額を超える方（24ページ参照）、後期高齢者医療制度の被保険者で市民税が課税されている方及び公費等により医療費が支給されている施設に入所している方は利用できません。

(2) 府中市心身障害者医療費助成

医療機関で保険診療を受けたときなどに、医療費の自己負担額の一部を助成します。入院時の食事療養標準負担額などは助成の対象外です。東京都の所得基準を超過し、府中市の所得基準内であれば助成を受けられます。

(対象)

身体障害者手帳1・2級（内部障害の場合は3級まで）、または愛の手帳1・2度の方で各種健康保険に加入されている方

※65歳以上で手帳を取得した方、生活保護を受けている方、所得が一定額を超える方（24ページ参照）、後期高齢者医療制度の被保険者で市民税が課税されている方及び公費等により医療費が支給されている施設に入所している方は利用できません。

2. 自立支援医療

担当窓口：障害者福祉課援護係

(1) 更生医療

障害を取り除いたり、軽くしたりするための手術などの治療を指定医療機関で行う場合、その医療費の自己負担額が1割となります。なお、市民税所得割額や疾患等に応じた自己負担上限額及び支給制限があります。

(対象)

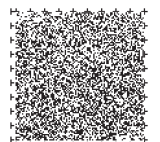
18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、指定医療機関の要否意見書により医療（人工透析、腎移植、小腸及び免疫機能に関する医療等）の給付が必要と認められる方。事前の申請が必要となりますので早めにご相談ください。

(2) 精神通院医療

精神障害の医療を指定医療機関で外来通院して受ける場合、その医療費の自己負担額が1割となります。なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限月額及び支給制限があります。また、市民税非課税世帯は自己負担分の助成が受けられます。

(対象)

通院による治療を継続的に必要とする精神障害がある方



(申請に必要なもの)

- ① 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ② 自立支援医療診断書（精神通院用都様式）
 - ・新規、再開申請の場合 診断書添付、または精神障害者保健福祉手帳（診断書に基づいて交付されたもの）の写しでも可
 - ・更新申請の場合 2年に一度診断書を提出
- ③ 市民税額のわかる書類（省略できる場合がありますのでお問い合わせください。）
- ④ 健康保険証の写し



医療

(3) 育成医療

身体に障害のある児童が、指定育成医療機関での早期治療により、将来の生活に必要な能力を得るためにかかる医療費について、自己負担額が1割となります。

なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限額及び受給制限があります。

(対象)

18歳未満で肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能の障害及び心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、その他の先天性内臓障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される方

3. 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業

看護師が原則として週1回程度訪問して、医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導、相談及び助言等を行います。なお、費用は無料です。

(対象)

都内在住の在宅で生活をする重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方で、18歳未満の時にその状態となった方。人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

※重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（大島分類の1から4までに該当）を言います。児童福祉法の概念であり、18歳までにその状態になった方です。

窓 口

東京都多摩府中保健所 保健対策課 地域保健第一担当

TEL：042-362-2334・FAX：042-360-2144

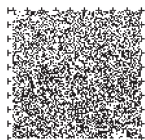
4. 難病医療費等助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

申請日以降の認定疾病にかかる医療費のうち、各種健康保険を適用し、その自己負担額の一部を助成します。（市民税の課税状況に応じ、自己負担限度額が定められます。）

(対象)

都内にお住まいの方で、国または東京都が医療費助成の対象とする指定難病に該当し、その認定基準を満たしている方





(対象疾病)

難病医療費助成制度の対象疾病は、国の指定難病と都単独疾病になります。

その他、都単独の特殊医療（先天性血液凝固因子欠乏症・人工透析を必要とする腎不全）特定疾患（スモン・プリオン病など）となります。

※東京都での認定となりますので、対象疾病については、東京都福祉保健局HP東京都難病ポータルサイトにて詳細を確認できます。

(手続き方法)

指定医作成による指定の臨床調査個人票（診断書）と必要書類を合わせて担当窓口にご申請ください。

※申請書類等については、各種健康保険によって異なりますので、事前に担当窓口の障害者福祉課までご相談ください。

窓 口

- ・ 障害者福祉課 援護係
 - ・ 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 難病認定担当
- TEL：03-5320-4472・03-5320-4004（コールセンター）
FAX：03-5388-1437
HP：「東京都難病ポータルサイト」で検索してください

5. 小児慢性特定疾病医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

医療費について各種健康保険の自己負担分の一部を助成します。（市民税の課税状況に応じ、自己負担限度額が定められます。詳細は、申請時にお渡しするご案内をご参照ください。）

(対象)

保護者等が都内に在住し、対象児童が都内在住の満18歳未満の方で、対象疾患にかかっており、かつ、認定基準に該当する方

（ただし、18歳に達した時点で医療券を有し、引き続き有効な医療券を有する方に限り満20歳未満まで延長可）

(対象疾患)

- (1) 悪性新生物
- (2) 慢性腎疾患
- (3) 慢性呼吸器疾患
- (4) 慢性心疾患
- (5) 内分泌疾患
- (6) 膠原病
- (7) 糖尿病
- (8) 先天性代謝異常
- (9) 血液疾患
- (10) 免疫疾患
- (11) 神経・筋疾患
- (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患
- (15) 骨系統疾患
- (16) 脈管系疾患

6. 小児精神病医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

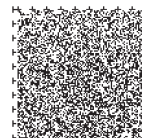
精神疾患のため、満18歳未満の方が精神科病院などで入院治療した際の入院医療費（保険診療分）の自己負担額の全額を助成します。（一部食事代などを除く）

(対象)

- (1) 都内に住民登録があること
- (2) 精神疾患のため精神科病院に入院していること
- (3) 満18歳未満であること（ただし、既に医療券の交付を受けている方で、引き続き入院医療を受ける場合には満20歳に達する誕生月の末日まで延長可）

(申請に必要なもの)

- ① 医療費助成申請書
- ② 診断書（申請日前3か月以内に作成されたもの）
- ③ 住民票（患者本人と申請者の続柄がわかる申請日前3か月以内のもの）
- ④ 健康保険証の写し



7. 養育医療の医療費助成

担当窓口：子ども家庭支援課母子保健係

指定養育医療機関での入院医療について、各種健康保険を適応した後の自己負担分を助成します。市町村民税額に応じた負担金がありますが、府中市では乳幼児医療制度で助成します。詳細は、お問い合わせください。

(対象)

市内在住の新生児で、次の(1)または(2)に該当し、医師が入院して養育を受ける必要があると認められた未熟児

(1) 出生時の体重 2,000 g 以下の乳児

(2) 出生時の体重 2,000 g を超えるが、生活力が特に弱く、一定の症状を示す乳児

窓口

子ども家庭支援課 母子保健係

TEL：042-368-5333・FAX：042-334-5539

8. 結核医療費の公費負担

(対象)

(1) 入院勧告を受けた方

結核患者で同居者等に結核を感染させるおそれがある方は、保健所長が本人または保護者に説明をし、指定医療機関へ入院となります。原則として結核に係る医療費は、公費負担となります。ただし、世帯員の市民税所得割額に応じた自己負担が生じる場合があります。

(2)(1) 以外の方

結核患者で指定医療機関で医療を受ける方で、申請を承認された方は、結核医療に必要な費用の100分の95について保険者と公費で負担します。

窓口

多摩府中保健所保健対策課 TEL：042-362-2334・FAX：042-360-2144

9. 療育給付

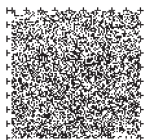
入院医療について各種健康保険の自己負担分の助成や療養生活に必要な日用品等の支給を行います。ただし、ご家族の収入に応じて自己負担が生じる場合があります。

(対象)

保護者が東京都の市町村（八王子市及び町田市を除く）に住所を有する18歳未満の児童で、結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方（入院は指定療育機関に限る）。療育給付の適用を受けようとする方は、あらかじめ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の医療給付の承認を得てください。

窓口

多摩府中保健所保健対策課 TEL：042-362-2334・FAX：042-360-2144



10. 大気汚染医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

対象疾病の治療や投薬等に係る医療費のうち、各種健康保険適用後の自己負担分を助成します。ただし、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額等は自己負担となります。

(対象)

都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有し、同一疾病についてほかの医療費助成制度の適用を受けていない方で、大気汚染の影響を受けたと推定される疾病にかかっている18歳未満の方

(対象疾病)

気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫及びそれらの続発症

※生活保護などで医療費等を助成されている方は対象外です。



医療

11. 光化学スモッグ健康障害者の医療費助成

医療費について各種健康保険の自己負担分を助成します。

(対象)

都内に住所を有する者であって、都内で光化学スモッグの影響によると思われる健康障害を受けて、入院治療を必要とする方

※生活保護を受けている方は、利用できません。

窓 口 多摩府中保健所保健対策課

TEL：042-362-2334・FAX：042-360-2144

12. 原爆被爆者医療の給付事務

担当窓口：障害者福祉課生活係

東京都が行っている医療給付の申請事務を受付けます。

(対象)

被爆者健康手帳の交付を受けている方及びその子

13. B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

下記の治療にかかる保険診療の患者負担の合計額から患者一部負担を除いた額を助成します。（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません。）

(1) B型ウイルス肝炎

- ① インターフェロン治療【注射】
- ② 核酸アナログ製剤治療【経口薬】

(2) C型ウイルス肝炎

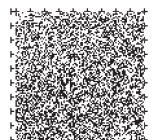
- ① インターフェロン治療【注射】
- ② インターフェロンフリー治療【経口薬】

※治療内容については、医療機関にご確認のうえご申請ください。

※生活保護などで医療費等を助成されている方は対象外です。

(対象)

都内に住所があり、B型・C型ウイルス肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療及びB型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方



14. 肝がん・重度肝硬変医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

B型・C型ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院治療または通院治療にかかる保険診療の自己負担額の全部または一部を助成します。助成対象は、高額療養費算定基準額を超えた月の3か月目からとなります。(高額療養費及び食事療養・生活療養標準負担額を除く)

(対象)

都内に住所があり、次のすべての条件に該当する方

- ・ B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断され、指定医療機関で入院医療を受けている方またはB型・C型肝炎ウイルスによる肝がんと診断され外来医療を受けている方
- ・ 世帯年収が概ね370万円未満の方（生活保護受給者を除く）
- ・ 保険医療機関における「肝がん・重度肝硬変入院関係医療」または「肝がん外来関係医療」の自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた月が、申請月の前の11か月以内に2か月以上ある方
- ・ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方

(再掲) 15. 人工透析にかかる医療費助成

担当窓口：障害者福祉課援護係

医療保険各法等を適用した人工透析に係る医療費等の自己負担分のうち、月額10,000円を限度に助成をします。ただし、入院時の食事・生活療養標準負担額、介護保険適用のサービスを受けたときの費用は助成の対象とはなりません。(14・15ページ参照)

16. 後期高齢者医療制度

担当窓口：保険年金課後期高齢者医療係

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が加入する医療保険制度です。一定の障害のある方は65歳から加入することができますので、自己負担割合や保険料を比較のうえ、選択してください。

(対象)

(1)75歳以上の方

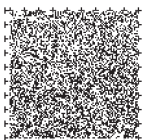
(2)65歳以上75歳未満で一定の障害がある方（本人の申請に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）

(内容)

- ・ 後期高齢者医療制度に加入すると、国民健康保険・被用者保険等の加入資格が喪失します。後期高齢者医療保険料については、加入月以降分をお支払いいただきます。
- ・ 後期高齢者医療制度の自己負担割合は、「3割」、「2割」、「1割」です。本人及び同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の市民税課税所得（前年の1月から12月までの所得から算出）等により、毎年8月1日に判定し、翌年7月31日まで適用します。

※加入手続きに必要なものや制度の詳細については、担当窓口へお問い合わせください。

窓 口 保険年金課 後期高齢者医療係 TEL：042-335-4033



17.ひとり親家庭等医療費の助成

担当窓口：子育て応援課育成係

保護者と当該児童が健康保険診療でかかった医療費の自己負担分の全部、または一部を助成します。ただし、高額療養費及び入院時の食事療養標準負担額を除きます。

(対象)

市内在住で、18歳到達の年度末日まで(愛の手帳1・2度及び3度の一部、身体障害者手帳1～3級、精神障害のある方で医師の診断書がある場合は20歳未満)の次のいずれかに該当する児童を養育している父・母、または養育者及びその児童

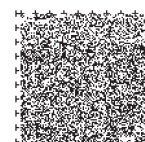
- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が生死不明の児童
- (4) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (5) 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が重度の障害のある児童
- (8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に措置入所している方、生活保護受給世帯は対象外となります。

窓 口 子育て応援課コールセンター TEL：0570-08-8105



医療



4. 手当

1. ④ 特別障害者手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額 27,980円を 2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの 3か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

(対象)

身体や精神に最重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある 20歳以上の方で概ね次のとおりですが、原則として指定の診断書により判定されます。

(1) 重複障害

一つの障害につき身体障害者手帳 2級程度の障害（主に外部障害）が二つある場合またはその一つと知的障害その他の疾病によるこれと同等の状態が重複している場合

(2) 三重障害

一つの障害につき概ね身体障害者手帳 2級程度の障害（主に外部障害）があり、加えて 3級程度の障害が二つある場合またはその一つと知的障害、その他の疾病によるこれと同等の状態が重複している場合

(3) ①～③のいずれかに該当する場合

① 精神障害

食事、用便の始末、衣類の着脱、簡単な買物、家族との会話、家庭以外の人との会話、刃物、火の危険、戸外での危険から身を守ること（交通事故）のすべてについてほとんど一人でできない方

② 肢体不自由

タオルを絞る、ひもを結ぶ、かぶりシャツの着脱、ワイシャツを着てボタンをとめる、すわる、たちあがる、階段の昇降のすべてについてほとんど一人ではできない方

③ 内部障害

絶対安静状態で終日横になっている状態の方

※施設に入所している方、病院等に 3か月を超えて入院している方、本人・扶養義務者等の前年の所得が一定額を超える方(24ページ参照)、原爆介護手当を受給している方は対象外になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

2. ④ 障害児福祉手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

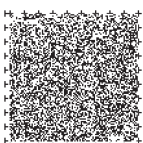
手当月額 15,220円を 2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの 3か月分を本人名義の口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

(対象)

身体障害者手帳 1・2級程度または愛の手帳 1・2度程度の方及び精神、その他の疾病によりこれと同等程度の状態にあり、常時介護を必要とする 20歳未満の方。原則として指定の診断書により判定されます。

※施設に入所している方、本人・扶養義務者等の所得が一定額を超える方(24ページ参照)、障害年金を受給している方は対象外になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。



3. 国 福祉手当（経過措置）

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額15,220円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

（対象）

昭和61年3月末日現在、20歳以上で福祉手当を受給していた方で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受けることができなかった方（新規申請はありません）

（受給権の喪失）

施設に入所した方、障害年金、特別障害給付金または原爆介護手当を受給するようになった方。なお、本人・扶養義務者等の所得が一定額を超えた方（24ページ参照）は支給停止になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

4. 都 重度心身障害者手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

月額60,000円を、毎月本人名義の口座に振り込みます。申請のあった当月分から支給します。なお、この手当に認定された方は「特別障害者手当」か「障害児福祉手当」の手当も認定されます。

（対象）

次のいずれかに該当する方。判定医の診断を受けていただきます。

- (1) 重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方
- (2) 重度の知的障害と重度の身体障害を重複して有する方
- (3) 重度の肢体不自由で四肢機能障害の方（座っていることが困難な方）

※施設に入所している方、病院等に3か月を超えて入院している方、本人（20歳未満は扶養義務者）の所得が一定額を超える方（24ページ参照）（所得制限額については特別障害者手当の本人分と同じです）、65歳以上ではじめて申請される方（以前に認定されたことのある方等一部を除く）は対象外になります。

5. 都・市 心身障害者（児）福祉手当

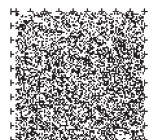
担当窓口：障害者福祉課援護係

(1)は手当月額15,500円、(2)は手当月額7,500円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

（対象）

- (1) 身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度の方、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方。
ただし、20歳未満で保護者が児童育成手当の障害手当を受けている方は受給できません。
- (2) 身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方。ただし、上記(1)の手当、20歳未満で保護者が児童育成手当の障害手当を受けている方は受給できません。

※20歳以上は本人、20歳未満は本人または保護者の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、施設に入所している方は対象外になります。また、65歳以上ではじめて身体障害者手帳または愛の手帳を取得した方は申請できません。



6. 市 指定疾病者福祉手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

手当月額5,500円を2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月までの3か月分を本人名義の口座に振り込みます。

(対象)

14ページ「難病医療費等助成」の対象者で都が発行する医療券または特定医療費受給者証をお持ちの方

※心身障害者（児）福祉手当及び20歳未満で保護者が児童育成手当の障害手当を受けている方、20歳以上は本人、20歳未満は本人または保護者の所得が一定額を超える方（24ページ参照）、施設に入所している方は対象になりません。また、65歳以上で新規認定された方は申請できません。

7. 国 特別児童扶養手当

担当窓口：障害者福祉課援護係

重度障害児は手当月額53,700円、中度障害児は手当月額35,760円を4月、8月、12月にそれぞれ前月までの4か月分を受給者の指定した金融機関の口座に振り込みます。（12月期については11月に支払われます。）なお、申請のあった月の翌月分から支給対象となります。

(対象)

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父・母または養育者の方。一部を除き、指定の診断書により判定されます。

- (1)精神の発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態であるとき（愛の手帳1～3度程度、統合失調症、ダウン症、水頭症など）
- (2)身体に重度、中度の障害や長期にわたる安静を必要とする症状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき（身体障害者手帳1～3級程度、その他の内部障害）

※複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度の場合でも該当となることがあります。

※前年の所得が一定額を超えている方（24ページ参照）、児童が施設に入所している方、及び児童が障害年金を受給している方は対象外になります。

※特別児童扶養手当の受給者は、申請により上下水道料金、ごみ処理手数料が減免になります。

※手当額については、物価変動率に基づくため、改定する場合があります。

8. 国 児童扶養手当

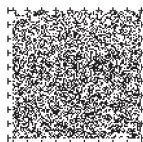
担当窓口：子育て応援課育成係

手当額は所得及び児童の人数によって決まります。支給方法は1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月までの2か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請に必要な書類がそろった月の翌月分から支給します。

(対象)

18歳に達した日の属する年度末までの次のいずれかに該当する児童（ただし、身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1・2度及び3度の一部、精神障害があり、定型様式の診断書による医師の判定で認定された障害児は20歳未満まで）を養育している父・母または養育者の方

- (1)父母が離婚した児童
- (2)父または母が死亡した児童
- (3)父または母が生死不明の児童
- (4)父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (5)父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童



- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が重度の障害者（概ね障害者手帳1・2級程度）の児童
- (8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。また、公的年金受給可能者は年金受給が優先となります。年金受給月額（障害基礎年金の場合は子の加算部分の月額相当）が児童扶養手当月額より低い場合、その差額が支給されます。

窓 口 子育て応援課 コールセンター TEL：0570-08-8105

9. 都 児童育成手当（育成手当）

担当窓口：子育て応援課育成係

手当月額13,500円を2月、6月、10月にそれぞれ前月までの4か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

（対象）

18歳に達した日の属する年度末までの児童で、次のいずれかに該当する児童を養育している父・母または養育者の方

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が生死不明の児童
- (4) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (5) 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 婚姻によらないで生まれた児童
- (7) 父または母が重度の障害者（概ね障害者手帳1・2級程度）の児童
- (8) 父または母が母または父の申立てにより保護命令を受けた児童

※前年の所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。

窓 口 子育て応援課 コールセンター TEL：0570-08-8105

10. 都 児童育成手当（障害手当）

担当窓口：子育て応援課育成係

手当月額15,500円を2月、6月、10月にそれぞれ前月までの4か月分を指定口座に振り込みます。なお、申請のあった月の翌月分から支給します。

（対象）

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父・母または養育者の方

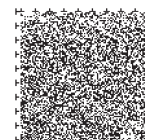
- (1) 愛の手帳1～3度程度の児童
- (2) 身体障害者手帳1・2級程度の児童
- (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童
- (4) 特別児童扶養手当を「知的障害」または「知的及び精神」で認定されている児童

※前年の所得が一定額以上の方、児童が児童福祉施設等に入所している方は受給できません。ただし、前年の所得が一定額以上の方は、「心身障害者（児）福祉手当」の対象になる場合があります。

窓 口 子育て応援課 コールセンター TEL：0570-08-8105



手
当



手当等所得制限限度額一覧表

扶養親族等の数	①特別障害者手当等		②特別児童扶養手当		③心身障害者手当		④心身障害者医療費助成 本人または扶養義務者
	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	都手当 本人または扶養義務者	市手当	
0人	3,604,000	6,287,000	4,596,000	6,287,000	3,604,000	6,287,000	3,604,000 (6,287,000)
1人	3,984,000	6,536,000	4,976,000	6,536,000	3,984,000	6,536,000	3,984,000 (6,536,000)
2人	4,364,000	6,749,000	5,356,000	6,749,000	4,364,000	6,749,000	4,364,000 (6,749,000)
3人	4,744,000	6,962,000	5,736,000	6,962,000	4,744,000	6,962,000	4,744,000 (6,962,000)
4人	5,124,000	7,175,000	6,116,000	7,175,000	5,124,000	7,175,000	5,124,000 (7,175,000)
5人	5,504,000	7,388,000	6,496,000	7,388,000	5,504,000	7,388,000	5,504,000 (7,388,000)
6人以上	1人につき38万円を加算した額	1人につき21万3千円を加算した額(2人目から)	1人につき38万円を加算した額	1人につき21万3千円を加算した額(2人目から)	1人につき38万円を加算した額	1人につき21万3千円を加算した額(2人目から)	1人につき38万円を加算した額(1人につき21万3千円を加算した額)
その他	老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。	老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。	老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。	老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。	本人 老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。	扶養義務者 老人扶養親族の場合は1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。ただし、当該老人扶養以外に扶養親族のない場合は、当該老人扶養の人数のうち1人を除いた老人扶養の人数1人につき6万円を当該制限額に上乗せする。	老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は1人に10万円、特定扶養親族については25万円を当該制限額に上乗せする。上段は都制度の限度額 下段は市制度の限度額
	⑤重度心身障害者手当 (本人、扶養義務者とも①の本人欄を準用)						

*この表の見方

①には、障害児福祉手当と経過的福祉手当を含みます。

①と③についての本人とは、障害者(児)本人

扶養義務者とは、障害者(児)の父・母またはそれに準ずる方

②についての本人とは、障害児の父・母またはそれに準ずる方

扶養義務者とは、父・母以外の者で障害児を養育する方、本人の父母で同居のどちらか所得の高い方

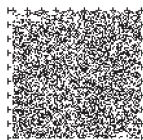
④と⑤については本人が20歳未満の場合は、その扶養義務者の所得、20歳以上は本人の所得が対象となります。

*所得の計算のしかた

給与所得控除後の金額より、右の表の該当する項目を控除した額が上の表(限度額一覧表)の対象とする額です。

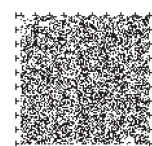
*特定扶養親族

扶養されている16歳～22歳の方



所得計算一覧表

給与所得控除後所得－所得控除(下表による)＝手当上の認定所得								
控除の種類	① 特別障害者手当等		② 特別児童扶養手当		③ 心身障害者福祉手当		④ 心身障害者医療費助成	
	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者
雑損控除	相当額		相当額		相当額		相当額	
医療費控除	相当額		相当額		相当額		相当額	
社会保険料控除	相当額	一律 8万円	相当額	一律 8万円	相当額	一律 8万円	相当額	一律 8万円
小規模企業等掛金控除	相当額		相当額		相当額		相当額	
配偶者特別控除	相当額(上限33万円) (住民税ベース)		相当額(上限33万円) (住民税ベース)		相当額(上限33万円) (住民税ベース)		相当額 (上限38万円)	
特別障害者控除(本人)	×	40万円	40万円		×	40万円	×	40万円
障害者控除(本人)	×	27万円	27万円		×	27万円	×	27万円
特別障害者控除(扶養)	1人につき40万円		1人につき40万円		1人につき40万円		1人につき40万円	
障害者控除(扶養)	1人につき27万円		1人につき27万円		1人につき27万円		1人につき27万円	
寡婦(夫)控除	27万円		27万円		27万円		27万円	
ひとり親控除	35万円		35万円		35万円		35万円	
勤労学生控除	27万円		27万円		27万円		27万円	
給与所得及び公的年金等に 係る所得控除	10万円		10万円		10万円		10万円	



障害者手当一覧表

身障手帳、愛の手帳の級・度及び障害者	年齢要件等	手当名	☆:支給制限			
			所得制限	施設入所	障害年金	3か月を超える入院
1・2級 1～3度	20歳未満	特別児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
		児童育成手当の障害手当(都)	☆	☆		
		児童育成手当の所得制限を越える場合は心身障害者福祉手当(市)	☆	☆		
	一部を除き診断書で判定	障害児福祉手当(国)	☆	☆	☆	
	20歳以上(年齢要件あり)	心身障害者福祉手当(都)	☆	☆		
		支給制限該当の場合は(市)	☆	☆		
	18歳年度末前の児童を養育している父または母が障害の場合	児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
	児童育成手当(都)	☆	☆			
3級	20歳未満 4級の一部は診断書で判定	特別児童扶養手当(国)	☆	☆	☆	
	年齢要件あり	府中市心身障害者(児)福祉手当(市)	☆	☆		
4級・4度	年齢要件あり	府中市心身障害者(児)福祉手当(市)	☆	☆		
脳性マヒ・進行性筋萎縮症	20歳未満	児童育成手当の障害手当(都)	☆	☆		
		児童育成手当の所得制限を越える場合は心身障害者福祉手当(市)	☆	☆		
	20歳以上(年齢要件あり)	心身障害者福祉手当(都)	☆	☆		
		支給制限該当の場合は(市)	☆	☆		
精神障害	20歳未満	障害児福祉手当(国) 診断書で判定	☆	☆	☆	
	20歳以上	特別障害者手当(国) 診断書で判定	☆	☆		☆
特殊疾病等	年齢要件あり	指定疾病者福祉手当(市)(難病医療費等助成の医療券・受給者証をお持ちの方が対象)	☆	☆		
重度の知的障害で著しい精神症状を有する方 重度の知的障害と重度の身体障害の重複している方 重度の肢体不自由で四肢機能障害の方(年齢要件あり)		東京都重度心身障害者手当(都) 都判定医の診断により判定	☆	☆		☆
20歳以上の方で、おおむね2級以上の障害を重複して有する方、最重度の肢体不自由、内部障害、精神障害の方		特別障害者手当(国)(一部を除き診断書で判定)	☆	☆		☆

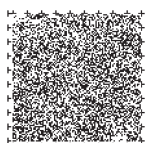
(注1) 住民税(非)課税証明書には所得金額のほかに「扶養親族等の数」や「控除の種類」の記載があるもの

* 上記の内容についての問合せは、障害者福祉課 TEL: 042-335-4162

子育て応援課

コールセンター TEL: 0570-08-8105

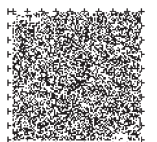
* 上記以外の障害に関する年金については、保険年金課 TEL: 042-335-4066



☆:添付書類が必要★:添付書類が必要な場合がある				手当月額	支給月	窓口
転入者は住民税(非)課税証明書(注1)	戸籍謄本又は抄本	家族全員の住民票	年金証書 年金額改定通知書			
★	☆	★		重度53,700円 中度35,760円	4・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・6・10	子育て応援課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,220円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★	☆		☆	所得、公的年金受給額 および児童の人数に よって決まります	1・3・5・7・9・11	子育て応援課
★	☆			1人13,500円	2・6・10	子育て応援課
★	☆	★		重度53,700円 中度35,760円	4・8・11	障害者福祉課
★				7,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				7,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・6・10	子育て応援課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				15,220円	2・5・8・11	障害者福祉課
★			★	27,980円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				5,500円	2・5・8・11	障害者福祉課
★				60,000円	毎月	障害者福祉課
★			★	27,980円	2・5・8・11	障害者福祉課



手当



5. 年金など

1. ④ 障害基礎年金（国民年金）

担当窓口：保険年金課年金係

国民年金加入中や20歳前で年金制度に加入していない期間に初診日（初めて医師等の診療を受けた日）がある病気やけがによって、障害等級の1・2級のいずれかに該当する場合に支給されます。

初診日が60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金を受給されていない国内在住の方も対象です。

（障害基礎年金を受けるための要件）

次の要件すべてを満たした場合に支給されます。

- (1) 初診日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。
- (2) 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1・2級のいずれかに該当していること。
※障害認定日に障害の状態が軽くても、65歳に達するまでに症状が悪化したときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。
- (3) 初診日の前日において、次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。

① 保険料納付要件の原則

初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間（保険料免除（全額免除・一部納付）期間・猶予期間・学生納付特例期間を含む）と厚生年金保険の被保険者期間（共済組合の組合員期間を含む）が3分の2以上あること。

② 保険料納付要件の特例（令和8年3月31日までの特例）

令和8年3月31日以前に初診日がある場合は、上記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ要件を満たします。

（20歳前に初診日があるとき）

20歳前の病気やけがにより障害が残り、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に、障害基礎年金を請求し、障害等級の1・2級のいずれかに該当する場合、支給されます。ただし、本人の前年所得が一定額以上のときは、障害基礎年金の全額または半額の支給が停止されます。

（年金額（令和5年度の額））

	67歳以下の方	68歳以上の方
1級障害	993,750円（月額 82,812円）	990,750円（月額 82,562円）
2級障害	795,000円（月額 66,250円）	792,600円（月額 66,050円）

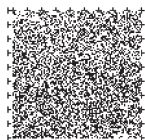
※身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。詳しくは窓口にお問い合わせください。

窓 口

保険年金課 年金係 TEL：042-335-4066

府中年金事務所 府中市府中町2-12-2 TEL：042-361-1011（代）

ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165



2. ② 特別障害給付金

担当窓口：保険年金課年金係

初診日（初めて医師等の診療を受けた日）に、国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受けられなかった方のための制度です。

（対象）

次の(1)または(2)に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた病気やけがによって、現在、障害基礎年金の1・2級の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。申請についても65歳に達する前日までに請求する必要があります。

(1)平成3年3月以前に国民年金に任意加入対象であった学生

※夜間部、定時制、通信制等を除きます。

(2)昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた方の配偶者

（支給額（令和5年度の額））

障害基礎年金の1級に該当する方…月額 53,650円

障害基礎年金の2級に該当する方…月額 42,920円

窓 口 保険年金課 年金係 TEL：042-335-4066



3. ③ 障害厚生年金・障害手当金

（対象）

初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が厚生年金加入中の方で、次の2つの要件のどちらにも該当する方

（障害厚生年金・障害手当金を受けるための要件）

(1)障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1～3級のいずれかに該当していること。

※障害手当金の場合は、初診日から5年以内に治っていて、3級の障害よりやや軽い障害の状態にあること。

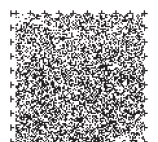
(2)障害厚生年金を受けるために必要な保険料の納付要件（前項目 障害基礎年金と同じ）を満たしていること。

※障害基礎年金と同様に障害認定日に障害の状態が軽くても、65歳に達するまでに症状が悪化したときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。

（年金額）

報酬比例の年金額に一定の率をかけた額が年金額となります。詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

窓 口 府中年金事務所 府中市府中町2-12-2 TEL：042-361-1011（代）
ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165



4. ④ 心身障害者扶養共済制度

担当窓口：障害者福祉課援護係

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。(障害者1人に対して、1人の保護者のみ加入可)

(対象)

次のすべての要件を満たしている方

- (1) 障害者（次項の障害者の範囲に該当する方）の保護者であること
- (2) 都内に住所があること
- (3) 年度初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
- (4) 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

(障害者の範囲)

次のいずれかに該当する障害のある方

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者（1～3級）
- (3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が(1)または(2)と同程度の方（たとえば、精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

(掛け金と口数)

掛け金は加入年度の初日（4月1日）の加入者（保護者）の年齢により決定し、障害者1人につき2口まで加入できます。

1口当たり 月額9,300円～23,300円（金額は改定されることがあります。）

※ 加入者が次のいずれかに該当するときは、1口目の掛け金の減額申請ができます。

- (1) 生活保護を受けている場合
- (2) 市民税が非課税または免除されている場合
- (3) その他、知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）

ただし、都外へ転出した場合と障害者の方が東京都心身障害者扶養年金制度の年金を受給している場合は、減額は受けられません。

(年金額)

1口当たり 月額20,000円

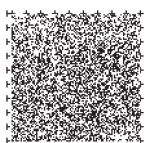
5. ⑤ 原爆被爆者援護金

担当窓口：障害者福祉課生活係

援護金年額10,000円を指定口座に振り込みます。(毎年8月)

(対象)

被爆者健康手帳の交付を受けている方で、その年の7月1日現在、府中市民である方



6. 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービス

障害者総合支援法に規定される、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害を含む）、難病等を対象としたサービスは、「自立支援給付」「地域生活支援事業」のほか、児童福祉法に規定される障害児を対象としたサービスがあります。

「自立支援給付」は、障害の程度や社会活動、介護者や居住の状況などに応じて提供されるサービスで、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じて提供されるものです。

1. 障害福祉サービスの体系

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

(対象)

障害のある方で日常生活を営むのに次の内容の支援が必要とされる方

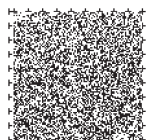
※精神障害者の方は、精神科に通院治療中で症状が安定している方が対象となります。また、介護保険の対象となる方は介護保険が優先されます。

(自立支援給付)

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での身体介護、家事援助のほか、通院介助などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者もしくは精神障害により常に行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に外出時に同行し、移動の援護や外出先での必要な視覚情報の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（宿泊を伴う）
	療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



障害福祉サービス
障害児通所支援



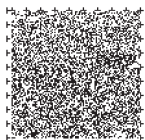
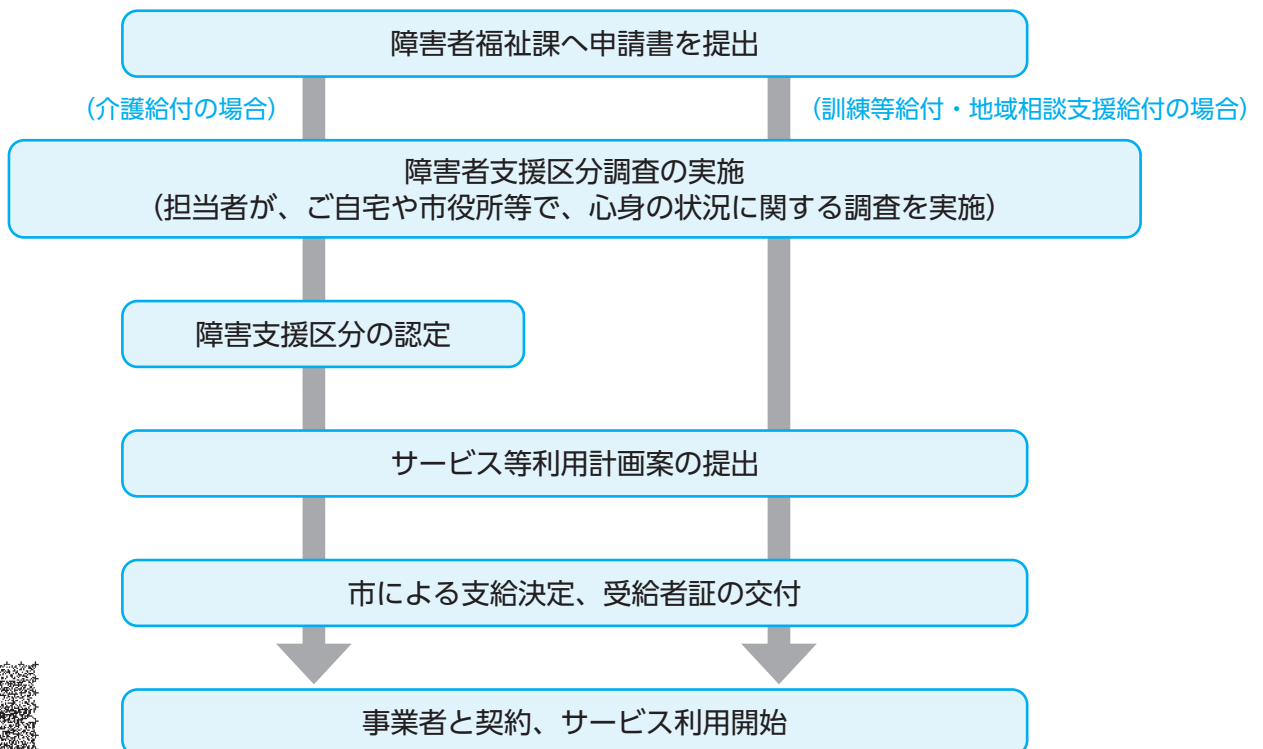
訓練等給付	自立訓練	機能訓練 生活訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		宿泊型	居室等の設備を利用して、日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）		一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援		就労移行支援等を利用して、一般企業等に新たに雇用された人の就労の継続を図るための必要な支援を行います。
	自立生活援助		居宅における自立した日常生活を送るうえで問題を抱える人に環境整備に必要な援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
補装具	補装具（36ページ参照）		障害を補うために必要とされる用具の費用を助成します。
地域相談 給付	地域移行支援		入院や施設へ入所している人に、地域で生活するための相談や支援等を行います。
	地域定着支援		単身等で地域に生活する人に、連絡体制の確保や相談及び助言等を行います。

(地域生活支援事業)

支援事業	地域生活	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
		日中一時支援	日中における活動の場の提供を行います。
		地域活動支援センター	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

1-2. 障害福祉サービスを利用するための流れ

サービスを利用するためには、市への申請が必要です。申請からサービス利用開始までの流れは次のとおりです。



2. サービス等利用計画・障害児支援利用計画

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

指定相談支援事業者がサービス利用者の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために計画を作成します。費用は無料です。ご希望する場合は、担当窓口までご相談ください。

(対象)

障害福祉サービス、障害児通所支援をご利用の方

障害児通所支援

1. 障害児通所支援（児童福祉法によるサービス）

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

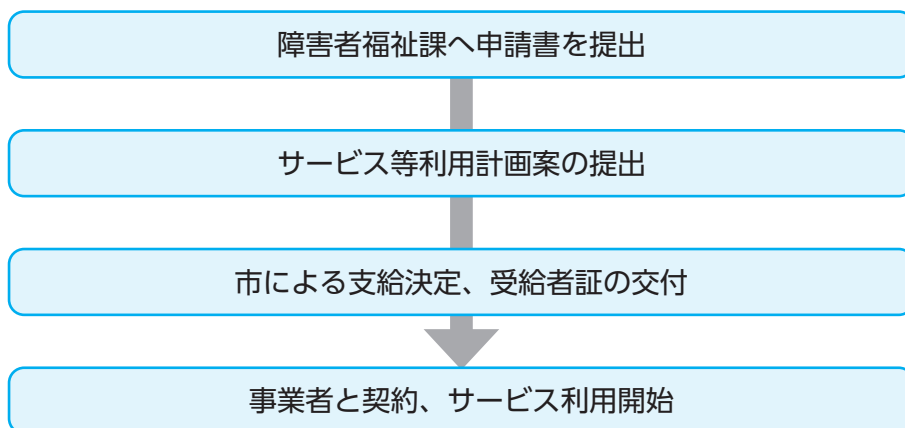
障害児通所給付	児童発達支援	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由の児童に、指定医療機関で児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している児童に、放課後または休日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。



障害福祉サービス
障害児通所支援

1 - 2. 障害児通所支援を利用するための流れ

障害児通所支援を利用するには、市への申請が必要です。



その他

1. 在宅障害者（児）ショートステイ事業 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

介護者が疾病等により障害者（児）を一時的に介護できない場合や介護者が休養を必要とする場合に、障害者（児）を保護します。（A B 共通）

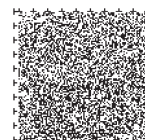
A - 知的障害者援護施設 なごみ（運営 社会福祉法人 調布市社会福祉事業団）

B - 障害者支援施設 みずき（運営 社会福祉法人 足立邦栄会）

(場所)

A - 東京都調布市西町290-4

B - 東京都府中市朝日町3-17-5



(対象)

A－愛の手帳を所持する18歳以上の在宅の方(府中市・調布市・三鷹市で運営している3市共同枠については15歳以上)。

ただし、介護保険対象の方、伝染性疾患がある方、常時車いすで生活をされている方、医療的ケアが必要な方、精神疾患等により安全に保護することが困難な方は対象外となります。

B－身体障害者手帳を所持する小学生以上65歳未満の在宅の方で、日常の移動が困難な方。

ただし、介護保険対象の方、伝染性疾患がある方、医療的ケアが必要な方、精神疾患等により安全に保護することが困難な方は対象外となります。

(定員)

A－1日につき府中市枠2人、3市共同枠2人

B－1日につき1人

(申込・予約方法) AB共通

事前に利用登録申込を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、利用の予約・利用申込をしてください。予約は利用2か月前の1日(1日が休日の場合は最初の平日)から障害者福祉課サービス支援担当(身体・知的)の電話にて受付を開始しています。

(費用負担)

A－障害支援区分、負担上限月額等により異なります。

B－市民税課税世帯の方は1日当たり600円の自己負担があります。

※生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。その他、食費等の自己負担があります。

2. 東京都在宅難病患者一時入院事業

東京都が契約した病院に、必要と認められた場合入院できます。入院期間は最長1か月間が原則です。年間(年度内)で通算して90日を限度とします。ただし、希望どおり入院できない場合があります。ご希望の場合は保健所にご相談ください。

(対象)

都内在住で、医療費助成対象疾病にかかっている方で、家族等の介護者の療養・休息等の理由により、在宅での介護を受けることが困難になった方

窓口

東京都多摩府中保健所 保健対策課 地域保健第一担当

TEL: 042-362-2334・FAX: 042-360-2144

3. ③ 重度脳性麻痺者介護事業

担当窓口: 障害者福祉課援護係

登録された介護人が、外出の手引き、同行その他必要な用務を行った際に手当てを支給します。利用日数は、1か月12日以内です。

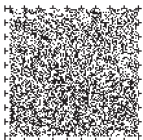
(対象)

20歳以上で、重度の脳性麻痺の身体障害者手帳1級の方

※障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く)、地域生活支援事業の移動支援もしくは地域活動支援センター事業の利用決定または介護保険制度における訪問介護、もしくは通所介護のサービスを受けている時は利用できません。

(介護人登録)

介護人は、家族(親、子、兄弟姉妹、配偶者)のみ登録できます。ただし、市区町村



の職員は登録できません。

4.重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト事業 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）及び障害児に対し、府中市と委託契約した訪問看護事業者の看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図ります。

(1)利用時間は単年度144時間を超えない範囲（年度途中で利用開始した方は、翌年3月までの月数に12時間に乗じた範囲）。

(2)1回につき、2時間から4時間まで30分単位で利用できます。

(対象)

次のいずれにも該当する方を介護する家族等

(1)別表に定められた医療的ケアが必要な方で、①か②のいずれかに該当する方

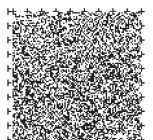
①重症心身障害児（者）※ ②障害児

(2)府中市に住所を有し、家族等の介護のもと、現に居宅で生活している方

(3)医療保険制度による訪問看護を利用している方

※重症心身障害児（者）とは、身体障害者手帳1級または2級（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）に該当し、かつ愛の手帳1・2度を有する方または同者と同等の状態と認められる方であって、18歳に達する前にその状態になった方をいいます。

医療的ケアの内容	
1	人工呼吸器（毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等を含む。）管理
2	気管内挿管または気管切開
3	鼻咽頭エアウェイの使用
4	酸素吸入
5	頻回（1日当たり6回以上をいう。）の吸引
6	ネブライザー（1日当たり6回以上使用または継続して使用する場合に限る。）の使用
7	中心静脈栄養（IVH）
8	経管栄養（経鼻及び胃ろうによるものを含む。）
9	腸ろうまたは腸管栄養
10	継続して行う透析（腹膜灌流を含む。）
11	1日あたり3回以上行う定期導尿
12	人口膀胱の使用
13	人工肛門の使用



7. 補装具費・日常生活用具

1. 補装具の購入等

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当 (身体・知的)

就労、就学や日常生活の利便を図るために必要な補装具を購入、修理、借受け（一部品目に限る）するときに費用を支給します。支給される費用は、判定等で認められた処方により、それぞれ上限が定められています。

- (1) 視覚障害者用 眼鏡、義眼、コンタクトレンズ、視覚障害者安全つえ等
- (2) 聴覚障害者用 補聴器
- (3) 肢体不自由者用 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（音声言語機能喪失者含む）等

(対象)

身体障害者手帳をお持ちの方または難病患者の方で更生相談所の判定等により交付が認められた方。ただし、介護保険対象者は介護保険制度を優先します。18歳未満の方は、指定自立支援医療機関等の意見書により交付します。

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）のうち、市民税所得割の課税額が46万円以上の方がいる世帯は、対象外となります。

(費用負担)

市民税課税世帯の方は、補装具費の1割が自己負担となります。

生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、支給額の上限を超えた費用については、全額自己負担となります。

(申請に必要なもの)

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 医師の意見書、18歳未満の方は指定自立支援医療機関等の意見書（診断書）
- (3) 補装具製作修理見積書

※購入、修理、借受け後の助成はできません。補装具の種目によって手続き方法が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

2. 日常生活用具等の給付

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当 (身体・知的)

日常生活を容易にするための各種用具及び住宅設備改善の費用を給付します。給付種目及び対象者は次ページからの表(37~44ページ参照)のとおりです。

(対象)

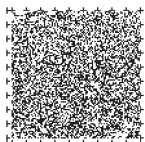
障害者手帳をお持ちの方、または難病患者の方。ただし、介護保険対象者は介護保険制度を優先します。

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）のうち、市民税所得割の課税額が46万円以上の方がいる世帯は、対象外となります。

(費用負担)

市民税課税世帯の方は、日常生活用具購入価格の1割が自己負担となります。ただし、ストマ装具、紙おむつ等、人工鼻については、1割部分についても給付を受けることができます。

生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、給付限度額を超えた費用については、全額自己負担となります。

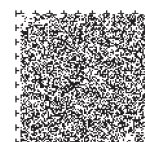


また、点字図書の一般図書購入価格相当額は自己負担となります。
 ※購入・工事後の助成はできません。必ず事前に相談してください。

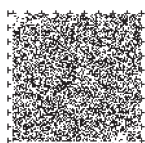
品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
特殊寝台	下肢・体幹	1・2	6歳以上	寝返りや起き上がりができない方	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に設定することができるもの。マットレスは含まない
				床からの立ち上がりができない方や支えがないと座った姿勢が維持できない方	
	内部	1～4		補装具として車椅子の交付を受けており、立ち上がりや座った姿勢を維持するために支援が必要な方	
	難病患者	－		寝たきりの状態にある方	
特殊マット	下肢・体幹	1・2	3歳以上	自力での排泄が困難な方	失禁等によるマットの汚損を防止するための、表面加工が施されているもの
	知的	1・2			
	精神	1		寝たきりの状態にある方	床ずれ予防または失禁等による汚染、若しくは損耗を防止できる機能を有するもの
	難病患者	－			
特殊尿器	下肢・体幹	1・2	6歳以上	寝たきりのため下着交換にあたって家族その他の方の介護を常時必要とする方	自動的に尿を吸引することができるもの
	難病患者	－		自力で排尿できない方	
入浴担架	下肢・体幹	1・2	3歳以上	入浴にあたって家族その他の方の介護を常に必要とする、座位保持または起き上がりのできない方	寝た状態のまま入浴することができるもので、安全性が確保されているもの
体位変換器	下肢・体幹	1・2	6歳以上	寝返りができないため、常に介護を必要とする方	介護者が容易に、寝返りをしたり姿勢を変えるのを補助できるもの
	難病患者	－		寝たきりの状態にある方	



補装具費
日常生活用具



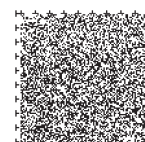
品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
移動用リフト	下肢・体幹	1・2	3歳以上	移乗または立ち上がりのできない方	吊り上げ方式等（天井走行型を除く）により利用者の移動を補助するもの
	難病患者	—		下肢または体幹機能に障害のある方	
訓練いす	下肢・体幹	1・2	3歳以上 18歳未満	—	立ち上がりや座位保持の能力を高めるために必要な訓練機能を持つもの
訓練用ベッド	下肢・体幹	1・2	6歳以上 18歳未満	—	腕または脚の機能の向上のための訓練ができる器具を備えたもの
	難病患者	—	—	下肢または体幹機能に障害のある方	
入浴補助用具	下肢・体幹	—	3歳以上	入浴に介助を必要とする方	シャワーチェアや手すりなど、入浴時の移動や座位の保持、浴槽へ入る補助をすることができるもの。工事費は含まない。
	難病患者				
便器	下肢・体幹	1・2	6歳以上	—	ポータブルトイレなど、手すりのついた腰掛け式のもので、安全に配慮されたもの
	難病患者	—		常に介護を要する方	
頭部保護帽	平衡・下肢 体幹	—	—	障害により転倒の恐れのある方	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの
	知的			てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある方	
	精神				
歩行補助つえ	身体	—	—	歩行の際につえが必要な方	棒状またはT字型のもの
移動・移乗 支援用具	平衡・下肢 体幹	—	3歳以上	自宅での移動に介助や手すり等を必要とする方	手すりやスロープなど、転倒予防や立ち上がりの動作補助、車椅子への移乗の補助、段差解消などの機能を持つもの。工事費は含まない。
	難病患者			下肢または体幹機能に障害のある方	



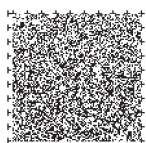
品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
特殊便器	上肢	1・2	6歳以上	自分で排便の後始末ができない方	ウォシュレット等、温水・温風を出すことができ排便の処理ができるもの。工事費は含まない。
	知的	1・2			
	難病患者	—		上肢機能に障害のある方	
火災警報機	身体	1～4	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	煙や熱を感知し、音または光により屋内外に火災の発生を知らせることができるもの。取り付けに要する費用を含む。
	知的	1～4			
	精神	1～3			
電磁調理器	視覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声案内機能や安全装置などがあり、障害のある方でも容易に使用することができるもの
	上肢	1・2			安全装置があり、障害のある方でも容易に使用することができるもの
	下肢・体幹	1			
	知的	1・2			
精神	1・2				
音響案内装置	視覚	1	—	—	歩行時間延長信号機用小型送信機（施設等に設置されている送信機の音声案内を受信できるもの、または信号機に設置された装置に歩行時間延長信号を送信できるもの）及びその送受信機から発信される信号を受信して自宅等の位置を知らせることができるもの
		2			歩行時間延長信号機用小型送信機
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	呼び鈴や電話の呼び出し音などを、視覚や触覚による信号に変換するもの
透析液加温器	腎臓	1	—	自己連続携行式腹膜灌流法による人工透析を行うために、医師により給付が必要と認められた方	自己連続携行式腹膜灌流法に使用する人工透析液を安全に加温できるもの
自動消化器	身体	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期消火を行うことができるもの
	知的				
	精神				
	難病	—			



補装具費
日常生活用具



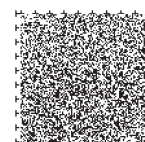
品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
ネブライザー (吸入器)	呼吸器	1～3	-	-	薬液を霧状にして噴霧する機能を持つもので、医師の指導により安全が確保できるもの
	身体			医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	-			
電気式 たん吸引器	呼吸器	1～3	-	-	口腔・気管内の痰を吸引する機能を持つもので、医師の指導により安全が確保できるもの
	身体			医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	-			
盲人用体温計	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声等による案内機能を持つもの
盲人用体重計	視覚	1・2	18歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	音声等による案内機能を持つもの
携帯用会話 補助装置	音声・言語	-	6歳以上	口話、筆談、手話等によるコミュニケーションが困難な方	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を持つもの
	肢体				
情報・通信 支援用具	視覚	1・2	6歳以上	パソコンを使用しないと文字が読めない方	パソコンを操作する際に必要となる画面音声化等のソフトウェア及びその操作に必要な周辺機器（視覚障害者向けに特殊な機能を持つものに限る。）で対象者が容易に使用することができるもの
	両上肢	1		パソコンを操作する際に特別な機能を必要とする方	パソコン操作を補助するための特殊キーボード、ジョイスティックその他の周辺機器等で対象者が容易に使用できるもの
点字ディスプレイ	視覚	1・2	6歳以上	点字の利用が可能な方 (習得希望者含む)	文字等のパソコンの画面情報を点字等により示すことができるもの
点字器	視覚	-	6歳以上	点字の利用が可能な方 (習得希望者含む)	据置式もしくは携帯式で、点字を書くための補助機能を持つもの
点字タイプライター	視覚	1・2	6歳以上	就学・就労している方 (就労見込含む)	点字により入出力が行えるもの
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚	1・2	6歳以上	字を読むことが困難な方	音声等による操作案内機能を持ち、音声を録音及び再生することができるもの



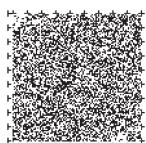
品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
視覚障害者用ラジオ受信機	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	テレビ音声やAM/FM放送を受信する機能を有しFM補完放送に対応するもの
視覚障害者用情報認識装置	視覚	1・2	6歳以上	単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	文字・色・物品などの様々な情報を、音声等に変換して案内する機能を持つもの
視覚障害者用拡大読書器	視覚	—	6歳以上	字を読むことが困難な方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	簡単に拡大された文字等をモニターに映しだせるもの
盲人用時計	視覚	1・2	18歳以上	—	触読、触感または音声による案内により、現在時刻等の確認ができるもの
聴覚障害者用通信装置	聴覚・音声言語	—	6歳以上	聴覚・音声言語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な方	一般の電話回線に接続する機器で、FAXやTV電話など、音声の代わりに文字等により通信が可能なもの
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	1～3	6歳以上	—	障害のある方に向けた文字放送を受信し、テレビに表示する機能があるもの（地上波デジタル放送用機器など、一般向け放送機器は除く）
人工喉頭	音声・言語	1～4	—	—	喉頭の代わりに音源を口腔内に導き、構音化することができるもの。または、電氣的に音声を拡大する等により発声の補助を行うもの
点字図書	視覚	—	6歳以上	点字の利用が可能な方	活字を点字に翻訳したもので、年間6タイトルまたは24冊まで
ストマ装具	消化器系	直腸・小腸	—	—	ストマを造設されている方
	尿路系	膀胱・小腸			



補装具費
日常生活用具



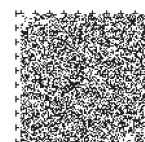
品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
紙おむつ等	身体	-	3歳以上	脳原性運動機能障害により、排泄の意思表示や処理ができず、医師により給付が必要と認められた方	紙おむつや脱脂綿、ガーゼ、さらし、洗腸器具など、排泄にあたり必要とするもの
	小腸・直腸・膀胱			二分脊椎により、排泄の意思表示や処理ができず、医師により給付が必要と認められた方	
収尿器	身体	-	-	脊椎損傷、二分脊椎等により、自力での排尿が困難な方	寝たままの姿勢、または座位状態で利用できるもので採尿器と蓄尿袋が一式となっているもの
浴槽	下肢・体幹	1・2	6歳以上	-	障害のある方が安全に利用できるよう配慮されたもの。給湯器を同時に取り付ける場合には、給付対象に含める。
フラッシュベル	聴覚・音声言語	1～3	6歳以上	-	呼び鈴や電話などの呼び出し音を、光に変換するもの
会議用拡聴器	聴覚	1～4	6歳以上	-	話し手の声を電波などで直接デジタル補聴器に送信するなどして、発言内容を伝える機能を持つもの
携帯用信号装置	聴覚・音声言語	1～3	6歳以上	-	送信機による合図が視覚、触覚等により知覚することができるもの
ガス安全システム	身体	-	18歳以上	喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方で単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	異常発生時や天災時にガスを自動的に遮断できるもの
	下肢・体幹	1		単身世帯、障害者のみ世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方	
空気清浄器	呼吸器	1～3	18歳以上	-	一般的な空気清浄器のうち、対象者の必要とする機能を持つもの
エアコン (ルームクーラー)	身体	-	18歳以上	頸椎損傷等により体温調節機能を喪失した方で医師により給付が必要と認められた方	一般的なエアコンのうち、対象者の必要とする機能を持つもの



品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和濃度測定器）	肢体不自由	1・2	-	ALS等により給付が必要と認められた方	障害のある方が容易に使用できるもので、動脈血中酸素飽和濃度を測定できるもの
	呼吸器	1～4		医師により給付が必要と認められた方	
	難病患者	-			
手動式人工呼吸器	肢体不自由	1・2	-	ALS等により人工呼吸器を使用しており、医師により給付が必要と認められた方	障害のある方及びその家族が医師の指示書を元に安全かつ容易に使用できるもの
	呼吸器	1～4		人工呼吸器を使用しており、医師により給付が必要と認められた方	
埋込型人工鼻（HMEカセット、ベースプレート）	音声・言語そしゃく	-	-	喉頭を全摘出し常時埋込型の人工喉頭を使用している方	障害のある方が容易に使用できるもの
住宅設備改善【小規模改修】	下肢・体幹	1～3	6歳以上 65歳未満	-	1.手すりの取付け 2.段差の解消 3.滑り防止または移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 4.引き戸等への扉の取替え 5.洋式便器等への便器の取替え 6.その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる改修
	内部	-		補装具として車椅子の交付を受けた方、もしくはそれに準ずる方	
	難病	-		下肢または体幹機能に障害のある方	
	上肢	1・2		特殊便器の取付けを行う方	特殊便器への取替えに伴う用具の購入費及び改修工事費



補装具費
日常生活用具



品目	給付条件				対象となる工事
	障害種別	障害等級	年齢	その他	
住宅設備改善 【中規模改修】	下肢・体幹	1・2	6歳以上 65歳未満	—	1.小規模改修の給付を受けてなお超過額が発生するもの 2.小規模改修の対象とならない便所、浴室、玄関、居室、台所等の改修に係るもので、対象者の生活動作等の補助のため、市長が必要と認めるもの ※上肢2級以上の方は特殊便器工事も対象となる
	内部	—		補装具として車椅子の交付を受けた方、もしくはそれに準ずる方	
住宅設備改善 【屋内移動設備】	上肢・下肢・体幹	1	6歳以上	歩行ができない状態の方	天井走行型リフト、階段昇降機等の固定レールを設置し、対象者の体を保持し、屋内の移動を支援する設備の機器本体及び設置に係る費用
	内部	—		歩行ができない状態の方で、補装具として車椅子の交付を受けた、もしくはそれに準ずる方	

3. 市 心身障害者（児）のおむつの給付 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

種目	対象者			方法	助成限度額	所得制限
おむつ	年齢 3歳以上	手帳	障害種別／等級	現物の支給 〔入院等の場合は〕 購入費の助成	月額 10,000円	あり
		身体障害者手帳	肢体不自由 1・2級			
		愛の手帳	1・2度			

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円以上の方、他の制度でおむつ等の支給を受けている方は、対象外となります。

（申請に必要なもの）

- (1)身体障害者手帳・愛の手帳 (2)本人名義の口座番号がわかるもの（現金助成の申請の場合）

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

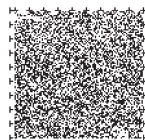
4. 中等度難聴児補聴器購入費助成 担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

中等度難聴児の言語の習得や生活能力等の向上のために、補聴器本体を購入する際にかかる費用について、137,000円までを助成します。消耗品の購入や、本体・部品の修理にかかる費用は対象となりません。

（対象）

18歳未満で、市内に住所を有する、次のいずれにも該当する児童

- (1)身体障害者手帳（聴覚障害）の認定基準に該当しないもののうち、両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上の児童
(2)補聴器の使用により、言語の習得、生活能力の向上等が期待できると医師に判断さ



れた児童

※世帯のうち、市民税所得割の納税額が 46 万円以上の方がいる世帯は、対象外となります。

(費用負担)

市民税課税世帯の方は、補聴器購入費の 1 割が自己負担となります。生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、自己負担はかかりません。なお、助成額の上限を超えた費用については、全額自己負担となります。

(申請に必要なもの)

- (1) 中等度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
- (2) 補聴器購入費見積書
- (3) その他調査に必要とする税証明等

※購入後の助成はできません。必ず事前に相談してください。

5. 盲人用具の販売あっせん

音声時計、触読式時計、音声体温計、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字器、白杖など購入できます。直接、日本点字図書館及び日本視覚障害者団体連合へお申し込みください。

窓口

日本点字図書館用具事業課

TEL : 03-3209-0751

FAX : 03-3200-4133

わくわく用具ショップ

HP : <https://yougu.nittento.or.jp/>

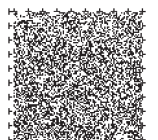
日本視覚障害者団体連合用具購買所

TEL : 03-3200-6422

FAX : 03-3200-6428



補装具費
日常生活用具



8. 日常生活の支援

生活の支援

1. 身体障害者福祉電話使用料助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

回線使用料、配線使用料、ユニバーサルサービス料及び通話料金（月額600円まで）を助成します。なお、対象はNTTの回線に限ります。

(対象)

生活保護受給世帯、所得税または市民税が非課税である世帯、市民税均等割世帯で次の(1)または(2)に該当する方を含む世帯

- (1)18歳以上で、下肢、体幹、内部、視覚障害が1・2級の身体障害者手帳を持ち、かつ外出困難な方
- (2)18歳以上で、聴覚障害が2級の身体障害者手帳を持つ方
- (3)固定電話以外の通信手段（携帯電話等）がない方

(申請に必要なもの)

- (1)身体障害者手帳
- (2)最新の利用料金内訳書

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。
詳しくは、お問い合わせください。

2. 電話設置時等優遇措置

身体障害者の方などが設置するシルバーホン等の福祉機器の使用料及び工事費が半額程度に減額になります。

(対象)

65歳以上の1人暮らしの方、身体障害者手帳をお持ちの方

窓 口

電話に関するご注文は、局番なしの「116」へ

耳や言葉の不自由な方は、ふれあいFAX：0120-20-1465へ

3. 心身障害者寝具乾燥サービス

担当窓口：障害者福祉課生活係

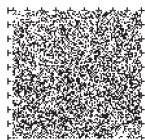
障害のある方の布団を回収し、乾燥等の処理を済ませて、各自宅へ届けます。なお、乾燥は年10回、水洗い(※)は年2回です。(※)水と洗剤により寝具の汚れを洗い流す洗浄方式

(対象)

身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度の方。ただし、布団の衛生管理ができる65歳未満の方と同居の方は利用できません。また、65歳以上で要介護3以上の方は介護保険課で「寝具乾燥サービス」をご利用いただくこととなります。

(申請に必要なもの)

身体障害者手帳または愛の手帳



4. 重度身体障害者入浴サービス

担当窓口: 障害者福祉課生活係

年48回、巡回入浴車が訪問し、在宅での入浴サービスを提供します。

(対象)

東京都重度心身障害者手当を受給している方で、身体障害者手帳肢体不自由2級以上の障害があり、かつ常時寝たきりのため、家族等の介護によって入浴することが困難な小学生以上の方。ただし、介護保険対象者の方は利用できません。

(申請に必要なもの)

- (1) 身体障害者手帳 (2) 承諾書 (3) 病院の証明書 (市所定の用紙)

5. 在宅心身障害者 (児) 理髪サービス

担当窓口: 障害者福祉課生活係

年8回を限度として、理髪師を派遣し、在宅での理髪サービスを提供します。

(対象)

東京都重度心身障害者手当を受給している方で、身体障害者手帳体幹、下肢に関して2級以上の障害があり、かつ常時寝たきりのため理髪店に行くことが著しく困難な小学生以上の方。ただし、寝たきり高齢者理髪サービスを受けられる方は利用できません。

(申請に必要なもの)

身体障害者手帳

6. 身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ・機能回復受術券

担当窓口: 障害者福祉課生活係

市と契約をしている施術院で利用できる受術券を年10枚交付します。原則として2枚で1回の施術が受けられます。

(対象)

身体障害者手帳1～4級 (65歳以上の方は6級まで)、または東京都難病医療費助成の対象者で、都医療券・都受給者証をお持ちの方

(制限)

世帯 (18歳以上は本人及び配偶者) の市民税所得割額合計が28万円以上の方は対象外となります。

(申請に必要なもの)

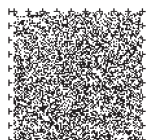
身体障害者手帳、または東京都が認定する難病医療券・難病受給者証

※市外から転入された方は、前住所地での (非) 課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。



日常生活の支援



7. スモン患者に対するはり等施術費の助成

東京都と契約をした施術所で月7回を限度に施術費用について次の金額を助成します。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) はり | 2,810円/回 (初回2,910円) |
| (2) きゅう | 2,810円/回 (初回2,910円) |
| (3) はり、きゅう2術併用 | 3,930円/回 (初回4,030円) |
| (4) はりまたはきゅう及びマッサージ2術併用 | 3,930円/回 (初回4,030円) |
| (5) あんま、マッサージまたは指圧 | 2,810円/回 |

なお、(1)～(4)で電気鍼（はり）または電気温灸器を使用した場合は、上記助成額に1回あたり100円が加算されます。

(対象)

東京都内に住所を有するスモン患者で、はり、きゅう、あん摩（あんま）、マッサージ及び指圧の施術を希望する方

※医療保険各法によるはり等に関する保険給付がある方、生活保護法によるはり等に関する医療扶助を受けている方は、利用できません。

ただし、施術に要した費用がこの金額に満たない場合は、当該要した費用とします。

窓 口

東京都福祉保健局保健政策部 疾病対策課

TEL：03-5320-4472・FAX：03-5388-1437

8. NHK放送受信料の減免

担当窓口：障害者福祉課生活係

(対象)

全額免除

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
- (2) 知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

半額免除

- (1) 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
- (2) 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
- (3) 重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
- (4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
- (5) 戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

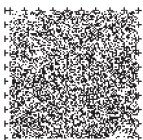
(申請に必要なもの)

障害者手帳

※全額免除の場合、市外から転入された方は、前住所地での非課税証明書が必要になります。

詳しくは、担当窓口へお問合せください。

窓 口



NHK西東京営業センター 立川市曙町2-22-20 立川センタービル12階

TEL：042-528-6000



9-1. 水道・下水道料金の減免

水道・下水道料金のうち基本料金相当を免除します。

(対象)

- ① 児童扶養手当を受給している世帯
- ② 特別児童扶養手当を受給している世帯

窓 口

- ① 児童扶養手当受給世帯は児童扶養手当証書をお持ちになって、東京都水道局府中サービスステーションへ
- ② 特別児童扶養手当受給世帯は特別児童扶養手当証書と印鑑をお持ちになって、東京都水道局府中サービスステーションへ

(問合せ)

東京都水道局府中サービスステーション（府中市寿町3-4-6）水道局お客さまセンター

TEL：0570-091-100 FAX：042-548-5115
042-548-5110

9-2. 低所得障害者世帯下水道使用料の基本料金免除 担当窓口: 下水道課業務係、障害者福祉課生活係

下水道使用料のうち基本料金相当（1か月につき266円に消費税及び地方消費税を加えた額）を免除します。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方がいる市民税非課税の世帯。ただし、他の下水道使用料の減免制度との併用はできません。

(申請に必要なもの)

- (1) 障害者手帳 (2) 検針票または請求書

窓 口

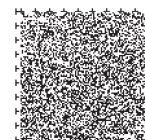
下水道課 業務係（府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎5階）

TEL：042-335-4381・FAX：042-335-0125

※障害者福祉課生活係でも、受付いたします。



日常生活の支援



(1) 家庭ごみ有料袋の減免

申請に基づき市指定の有料袋を無料で1年分交付します。申請時期によって交付枚数が異なります。

(2) 粗大ごみ処理の減免

申請に基づき市指定の粗大ごみシールを無料で交付します。

(対象)

(1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している世帯

(2) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合

(申請に必要なもの)

(1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方
手当証書

(2) 障害者手帳をお持ちの方
障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での(非)課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

※(1)、(2)ともに代理人申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。

窓 口

資源循環推進課 管理係

TEL: 042-335-4400・FAX: 042-336-5181

11. 郵便料金の減免

(1) 聴覚障害者用・点字ゆうパック

障がいのある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパック及び大型の点字図書等を内容とするゆうパックを安い運賃でご利用いただけます。

① 聴覚障害者用ゆうパック

日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間にビデオテープその他の録画物の貸出または返却のために発受するものであること。

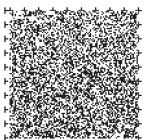
外装の見やすい所に「聴覚障害者用ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。
重量が30kgを超えないものであること。

② 点字ゆうパック

内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。

外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字を明瞭に記載したものであること。

重量が30kgを超えないものであること。



【聴覚障害者用・点字ゆうパック運賃表】

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

(2)心身障害者用ゆうメール

障害のある方の福祉の増進を図るために、日本郵便株式会社に届け出た図書館と障がいのある方との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールを安い運賃で利用できます。

外装の見やすい所に「図書館用ゆうメール」の文字を明瞭に記載したものであること。

重量が3kgを超えないものであること。

【心身障害者用ゆうメール運賃表】

重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超
あて先						
全国均一	92円	110円	150円	180円	230円	310円

窓 口

最寄りの郵便局

12.NTTの無料番号案内「ふれあい案内」

電話帳利用が困難な目・耳・言葉・上肢等がご不自由な方、知的障がいや精神障がいを有している方で、次の方については、事前に登録をすることにより無料で番号案内を利用できます。

(対象)

- ・身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方
 - (1)視覚障がい 1～6級
 - (2)肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1・2級
 - (3)聴覚障がい 2～4級、6級
 - (4)音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障がい 3・4級
- ・戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方
 - (1)視力の障がい 特別項症～第6項症
 - (2)上肢の障がい 特別項症～第2項症
 - (3)聴覚障がい 第2項症、第4項症
 - (4)音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症
- ・愛の手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(利用方法)

NTT104番の番号案内を利用する際、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を告げるにより無料となります。

窓 口

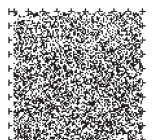
NTT東日本ふれあい案内事務局 **フリーダイヤル**：0120-140174

FAX：0120-104134

(午前9時～午後5時 ただし、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



日常生活の支援



13. 携帯電話料金の割引

障害者手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料等の割引を受けることができます。割引の範囲や率は、携帯会社ごとに異なりますので、くわしくは各携帯会社までお問い合わせください。

14. 補助犬の給付

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当 (身体・知的)

(対象)

都内に概ね1年以上居住し、在宅生活をおくっている満18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、東京都が設置する「身体障害者補助犬給付審査会」において選考された方

- (1) 盲導犬・・・視覚障害1級
- (2) 介助犬・・・肢体不自由1・2級
- (3) 聴導犬・・・聴覚障害2級

(制限)

次のいずれかに該当する方は利用できません。

- (1) 世帯全体の所得税額が月平均77,000円以上の方
- (2) 家主または管理者の承諾が得られない方
- (3) 補助犬を適切に利用、飼育できない方

(その他)

東京都の給付事業であることから、東京都の予算の範囲内での給付となります。

窓 口

東京都福祉保健局障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当

TEL: 03-5320-4147・FAX: 03-5388-1413

15. 在宅福祉助け合い事業

日常生活上の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう地域の方々（有償ボランティア）の参加により行う、会員方式による有償の福祉サービスです。

(対象)

市内在住で、概ね60歳以上の方、または心身に障害のある方

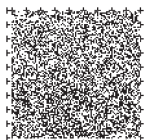
(内容)

サービス項目	サービス内容
基本サービス	職員による相談対応（電話、訪問、来所）
家事サービス	掃除、洗濯、買物・外出代行、食事づくり、話し相手
介護サービス	散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄介助、入浴介助
家庭支援サービス	ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、衣替え、大掃除
食事サービス	委託業者による、バランスのとれた食事を年末年始を除く毎日ご自宅までお届けします。
生きがいづくりサービス	会員相互によるグループ活動、料理くらぶ 月2回（第2・4水曜日）

窓 口

府中市社会福祉協議会（府中市府中町1-30）

TEL: 042-334-3040・FAX: 042-362-9090



16. 成年後見制度に係る報酬費用の助成

成年後見制度は、知的障害、精神障害、発達障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方（ご本人）が安心して暮らせるよう、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

市では、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対し、その費用の一部または全部を助成しています。

(対象)

次の要件(1)から(3)を全て満たす方

- (1) 府中市民または施設入所等で市外転出し府中市が保険者等になっている方
- (2) 次の要件①から③のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護を受給している方
 - ② 市民税非課税世帯に属する方
 - ③ 境界層に該当する方
- (3) 報酬付与の審判申立時及び申請時において、本人の預貯金残高や有価証券、保険契約等即時に現金化可能な資産の合計が60万円以内の方

※次の場合は対象になりません

- ・ 施設入所等で府中市内に転入し、保険者等が府中市以外の場合
- ・ 成年後見人等が配偶者または四親等内の親族である場合
- ・ 他に同様の助成金を受けている場合
- ・ 任意後見制度を利用している場合

(助成額)

月額上限2万円

※当該年度内に1回限り、12か月分を上限
(1か月に満たない分は日割りで算出します。)

※予算の範囲内で助成するため、助成決定者数により金額が変動します。

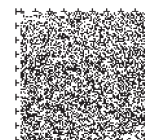
(申請者)

本人、成年後見人、代理権を付与されている保佐人または補助人

窓 口

府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう

TEL : 042-360-3900 ・ FAX : 042-362-9093



安心・安全

1. ヘルプカードの配布

担当窓口: 障害者福祉課

援助を必要とする障害のある方などが持ち歩くことにより、災害時や緊急時など周囲の方へ必要な支援や配慮を求めやすくするためのものです。

(対象)

周囲の援助を必要とする身体、知的、精神に障害のある方や難病にかかっている方など

※PDF形式でシートをダウンロードできます。

HP

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/shogainoarukata/helpmarkhelpcard.html>

2. 重度身体障害者救急通報システム

担当窓口: 障害者福祉課生活係

家庭内での病気や事故など緊急の場合に、専用の発信器を取付けることにより消防署へ通報するシステムです。

このシステムには、緊急時の対応に協力してくださる協力員（1～3名）が必要です。申請までに近隣の方などに協力員として登録することのお願いをしてください。

(対象)

ひとり暮らし等の世帯で、18歳以上の重度の身体障害のある方

(申請に必要なもの)

身体障害者手帳

3. 障害のある方のための防災ハンドブック

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

障害のある方が、発災時や日頃の備えとして活用しやすいよう作成したハンドブックです。非常時の持ち物、避難先を日頃から確認することで、発災時の備えになります。

(配布場所)

障害者福祉課（※二次元コードからダウンロードも可能です。カラーページのⅢページをご参照ください。）

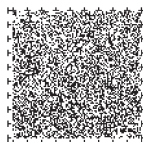
4. 避難行動要支援者対策事業

担当窓口: 障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

災害発生時に一人では避難することが難しい高齢者や障害のある方を、地域の支え合いにより支援するため避難行動要支援者名簿を作成します。この名簿は自治会や民生委員など地域の支援者に提供し、「安否確認」と「避難支援」の共助の仕組みづくりを推進するものです。

(対象)

- (1)75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- (2)要介護認定で要介護3～5の方
- (3)1～3級の肢体不自由者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯
- (4)1・2級の視覚障害者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯
- (5)1級の呼吸器機能障害者で一人暮らしの方または障害者のみの世帯
- (6)1～3度で愛の手帳の交付を受けている一人暮らしの方



(7)1～3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている一人暮らしの方

(8)上記と同様な状況にあると認められる方（例:長時間独居）

窓 口

(1) 高齢者の方 高齢者支援課地域包括ケア推進係

TEL：042-335-4537・FAX：042-335-0090

(2) 障害者の方 障害者福祉課サービス支援担当（身体・知的）

TEL：042-335-4962・FAX：042-368-6126

5. 重度障害者家具転倒防止器具の支給

担当窓口:障害者福祉課生活係

(内容)

(1)申込みできるのは、3組以内。（突っ張り棒タイプと下敷きタイプ）ただし、突っ張り棒タイプの申込みは、1組のみ。

(2)取り付けは、市で行います。

(3)1世帯につき1回限り。

(対象)

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方を世帯構成員に有し、世帯構成員全員が市民税非課税かつ他の支給事業で、支給を受けていない世帯

(申請に必要なもの)

障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

6. 交通災害共済会費の免除

担当窓口:地域安全対策課安全係

交通災害共済（交通事故でけがをしたり、万一亡くなられたりしたときに災害の程度に応じて最高150万円の見舞金が受けられます）の会費（掛け金）を市が負担します。ただし、申込みは必要です。

また、自己負担により会費を更に500円追加することで見舞金の最高額を300万円まで増やせます。

(対象)

身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度または精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方

(申請に必要なもの)

障害者手帳

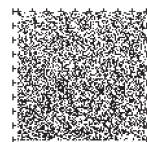
窓 口

(1)申込み

地域安全対策課、総合窓口課、各文化センター

(2)問合せ

地域安全対策課 安全係 TEL：042-335-4147・FAX：042-336-8674



住まい

1. (再掲) 住まい相談 (住宅セーフティネット)

概ね65歳以上の高齢者、障害者、18歳以下の子育て世帯、低額所得者世帯等で住まい探しにお困りの方に対し相談を行っています。(4ページ参照)

2. 心身障害者住宅費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

家賃の2分の1に相当する額を助成します。ただし、市民税所得割額に応じた助成限度額があります。

(対象)

身体障害者手帳1～4級もしくは愛の手帳1～3度の方またはその保護者で、府中市内に引き続き5年以上在住し、民間の賃貸住宅を借りている方

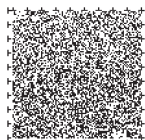
(制限)

次のいずれかに該当する方は利用できません。

- (1) 障害者及び同一住居の居住者の市民税所得割額合計が10,001円以上の方
- (2) 公営住宅等に入居している方
- (3) 生活保護を受けている方
- (4) 他に公的な住宅費の助成を受けている方

3. 都営住宅入居申込の優遇

種類	対象者	内容
家族向住宅 (抽せん方式)	①本人または同居親族が身体障害者手帳(1～4級)、愛の手帳(1～3度)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)注(1)、戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上)のいずれかの交付を受けている方 ②本人または同居親族が身体障害者手帳(5級～)、愛の手帳(4度)、精神障害者保健福祉手帳(3級)注(1)、原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方、難病患者や公害病認定患者である方	一般世帯に比べ当せん率が高くなる地区があります。 ① 一般の7倍 ② 一般の5倍
家族向住宅 (ポイント方式)	上記①と同じ (都内に継続して3年以上居住している方に限ります。)	ポイント方式の募集に申し込みができます。(ポイント方式とは抽せんをしないで書類審査や実態調査をしたうえで住宅困窮度を判定し、困窮度の高い方から順に募集戸数分だけ入居予定者として登録しておくものです。)
車いす使用者 世帯向住宅 (ポイント方式)	本人または同居親族が車いすを使用しているかつ身体障害者手帳(1・2級)または戦傷病者手帳(恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上)の交付を受けている方(車いす使用者は東京都内に居住する満6歳以上の方に限ります。)	車いす使用者世帯向け都営住宅に申し込みができます。



種類	対象者	内容
単身者向住宅 (抽せん方式)	身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）注(1)、愛の手帳（1～4度）のいずれかの交付を受けている単身者。障害の程度が上記を満たさなくても60歳以上なら申し込みができます。（都内に継続して3年以上居住している成年者に限ります。）注(2)、注(3)	単身者向け都営住宅に申し込みができます。
単身者用車いす 使用者向住宅 (抽せん方式)	住居内の移動に車いすの使用を必要としていて身体障害者手帳（1・2級）または、戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上）の交付を受けている単身者。常時介護を必要とする方でも心身の状況に応じた介護を受けられる場合は申し込みができます。（都内に継続して3年以上居住している成年者に限ります。）注(2)	単身者用車いす使用者向け都営住宅に申し込みができます。

注(1)障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。

注(2)身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。

注(3)精神障害及び知的障害の方は、入居資格審査のときに居住支援の状況を確認する場合があります。

なお、都営住宅の申し込みには、次のすべてに該当していることが必要です。

- (1) 都内に居住していること（都内に継続して3年以上の居住が必要な場合があります。表を参照）
- (2) 同居親族がいること（単身者向住宅は除く）
- (3) 所得が定められた基準内であること
- (4) 住居に困っていること
- (5) 暴力団員でないこと

都営住宅入居者募集のご案内は募集期間中に限り東京都住宅供給公社、都庁、市役所などで配布します。募集期間は、テレホンサービス、広報「東京都」等でお知らせします。

窓口

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL: 03-3498-8894
 テレホンサービス TEL: 03-6418-5571



4. 都営住宅使用料の特別減額

使用料を該当する区分の2分の1に減額します。

(対象)

世帯の所得が一定基準以下の世帯で、

(1) 以下の①～③のいずれかの交付を受けている世帯

①身体障害者手帳1・2級 ②愛の手帳1～3度 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級

(2) 常に介護を必要とする世帯で、以下の①～⑤のいずれかに該当する世帯

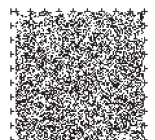
①難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病にかかっている

②東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に規定する疾病にかかっている

③児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にかかっている

④公害医療手帳の交付を受けている

⑤大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に規定する疾病にかかっている



窓口

J K K 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター TEL：0570-03-0071

*上記の番号がご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方

TEL：03-6279-2652

5. 市営住宅の障害者（児）世帯割当

担当窓口：住宅課公営住宅係

市営住宅の一部を障害者（児）世帯に割り当てます。申し込まれた世帯のうち、住宅に困っている度合の高い世帯が入居できます。

（対象）

申込者本人及び障害者（児）が市内に引き続き3年以上居住しており、次の(1)～(6)すべてに該当している世帯

(1) 申込者または同居親族のうち、少なくとも1人が次の①～④のいずれかにあてはまる世帯

①身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている方

②重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）

③精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方

④戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上）の交付を受けている方

(2) 同居親族がいること

(3) 世帯の所得が基準以内であること

(4) 住居に困っていること

(5) 申込時から入居までの間に市税等の滞納がないこと

(6) 暴力団員でないこと

市営住宅申込のしおりは募集期間中に限り住宅課、市民相談室、市政情報センター、白糸台文化センター、西府文化センターで配布します。募集期間は市HP及び広報ふちゅうでお知らせします。

窓口

住宅課 公営住宅係 TEL：042-335-4457・FAX：042-335-1140

コミュニケーション支援

視覚障害のある方へ

1. 点字による即時情報ネットワーク事業

原則として毎週月～金曜日（祝日を除く）に新聞記事または福祉情報等から記事を抜粋し点字誌で郵送します。また、メール版・電話ナビゲーションサービスによる音声提供もしています。

（対象）

都内在住で視覚障害のある方

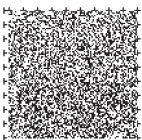
窓口

公益社団法人東京都盲人福祉協会

TEL：03-3208-9001・FAX：03-3208-9005

電話ナビゲーションサービス専用 TEL：0570-021802

メール：info@tomoukyo.or.jp



2. 視覚障害者日常生活情報点訳等サービス

日常生活上必要とする情報の点訳、墨訳または対面朗読サービスを無料で行います。録音を希望する方は、CD・SDカード・テープをご持参ください。なお、電話での予約が必要です。

(対象)

視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方（都内在住・在勤・在学の方）

窓口

東京都障害者福祉会館 TEL：03-3455-6321・FAX：03-3453-6550

3. 広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）

東京都の広報紙の内容を点字・テープ・デイジーにして、毎月1日発行で郵送します。費用は無料です。なお、東京都公式HPの「WEB 広報東京都」のページでも音声を聞くことができます。

(対象)

都内在住の視覚障害のある方

HP：<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>

窓口

東京都政策企画局 戦略広報部 戦略広報課

TEL：03-5388-3093・FAX：03-5388-1329

4. 都議会だより（点字版・テープ版・デイジー版）

都議会の活動内容をお知らせするため、年4回郵送します。費用は無料です。なお、都議会HPの「都議会だより」のページでも音声を聞くことができます。

HP：<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

(対象)

都内在住の視覚障害のある方

窓口

東京都議会議会局管理部 広報課

TEL：03-5320-7126・FAX：03-5388-1779

5. 市 声の市広報

担当窓口：障害者福祉課生活係

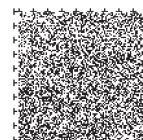
市広報の内容をCDまたは、テープにして郵送します。費用は無料です。また、選挙が行われる際には、選挙公報の内容をCDまたは、テープにして「選挙のお知らせ」を郵送します。

(対象)

視覚障害のある方



日常生活の支援



6. 市議会だより

担当窓口: 議会事務局庶務課調査係

年に5回発行している市議会だよりをカセットテープ・CDまたはデジター版に作成して郵送します。費用は無料です。

(対象)

視覚障害のある方

窓 口

議会事務局庶務課 調査係

TEL: 042-335-4506 ・ FAX: 042-364-5415

7. 点字録音刊行物作成配布事業

視覚障害のある方が社会生活を営む上で必要な情報、知識を原則として都政刊行物の中から選定し、点字本または音声版（カセットテープまたはデジター）として毎月1点作成配布します。費用は無料です。

(対象)

都内在住、原則として18歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方

窓 口

公益社団法人東京都盲人福祉協会

TEL: 03-3208-9001 FAX: 03-3208-9005

メール: info@tomoukyo.or.jp

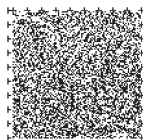
8. 点字図書館

点字図書・録音図書（CD、テープ）の製作・貸出のほか、各図書館により点訳奉仕員、音訳奉仕員の養成などを行っています。このほか、一部の図書館では対面朗読や希望図書の点訳、録音のサービス、視覚障害者用生活用具の研究開発と普及も行っています。

名 称	所 在 地	電 話
日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4	03-3209-0241
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保3-14-20	03-3200-0987
日本視覚障害者団体連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2	03-3200-6160
ロゴス点字図書館	〒135-8585 江東区潮見2-10-10	03-5632-4428



日常生活の支援



1. 手話通訳者の派遣

担当窓口：障害者福祉課生活係

聴覚、言語、音声機能障害のある方が医療機関や社会生活上必要なコミュニケーションを行う場合に、手話通訳者を派遣します。原則、本人の費用負担はありませんが、市登録の通訳者を利用し市外への派遣の場合は、交通費の一部が利用者負担となる場合があります。

(対象)

聴覚、言語、音声機能障害により身体障害者手帳をお持ちの方

(申請方法)

担当窓口で登録申請を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、手話通訳者を必要とする日の原則1週間前までに、東京手話通訳等派遣センターへ派遣の申請をしてください。

(派遣申請)

府中派遣窓口 TEL / FAX : 03-6273-0338

メール : fuchu@tokyo-shuwacenter.or.jp

(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター

FAX : 03-3354-6868

TEL : 03-3352-3335

2. 要約筆記者の派遣

担当窓口：障害者福祉課生活係

聴覚、言語、音声機能障害のある方が医療機関や社会生活上必要なコミュニケーションを行う場合に、要約筆記者を派遣します。なお、本人の費用負担はありません。

(対象)

聴覚、言語、音声機能障害により身体障害者手帳をお持ちの方

(申請方法)

担当窓口で登録申請を行い、利用登録決定を受けてください。登録後、要約筆記者を必要とする日の原則1週間前までに、東京手話通訳等派遣センターへ派遣の申請をしてください。

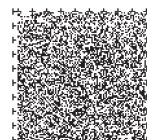
(派遣申請)

(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター要約筆記派遣担当

FAX : 03-3354-6868

TEL : 03-3352-3335

メール : youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp



(再掲) 3. 聴覚障害者相談事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

相談や申請などで市役所に来庁した聴覚障害のある方の手話通訳を行います。(10ページ参照)

4. 遠隔手話通訳サービス等事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

市役所窓口で、手話通訳や筆談を必要とする方は、タブレット端末を活用した次のサービスをご利用いただくことができます。

- (1) ビデオ通話による遠隔手話通訳機能
- (2) 音声文字化機能
- (3) 筆談機能

(対象)

聴覚または言語機能に障害のある市民ほか
※利用にあたり、担当窓口にて申請が必要です。

(利用時間)

平日 午前8時半から午後5時15分まで

(利用可能場所)

市役所本庁舎内

5. 聴覚障害者情報提供施設

聴覚に障害のある方とそのご家族、関係者に対し、コミュニケーション、情報、文化等に関する各種の事業（字幕・手話付ビデオの制作・貸出、文化教養講座（詳細はお問合せ下さい）の開催、生活相談、精神保健福祉相談、聞こえの相談等）を行っています。

窓 口

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（目黒区五本木1-8-3）

FAX：03-6833-5005・TEL：03-6833-5004

メール：soudan@jyoubun-center.or.jp

HP：http://www.jyoubun-center.or.jp

6. コミュニケーション機器の貸出

オーバーヘッドプロジェクター、ヒアリンググループ、ビデオプロジェクター等を無料で貸出します。ただし、運搬費用等は自己負担となります。

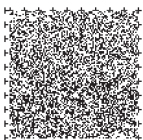
(対象)

聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方及びその保護者または聴覚障害者団体等

手続窓口

(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター(養成・研修課)

FAX：03-3354-6868・TEL：03-3352-3359



図書館利用にハンディキャップがある方に次のようなサービスを行っています。ご利用にあたっては、一部を除いて登録手続きが必要です。なお、サービスごとに要件が異なりますので、詳しくは中央図書館へお問い合わせください。

(1) 視覚障害等により通常の読書が困難な方へのサービス

- ・ 録音図書（デジタイズ図書・再生機、カセット）、点字図書、大活字本の貸出
市立図書館に所蔵がない場合は他自治体の図書館からお取寄せします。地区図書館でも受取ることができます。
- ・ 対面朗読
ボランティアが中央図書館の対面朗読室でご希望の図書や雑誌を朗読します。
- ・ 読書支援機器の利用
拡大読書機や印刷物を音声で読みあげる機器をご利用いただけます。

(2) 来館が困難な方へのサービス

- ・ 郵送貸出
視覚障害のある市民の方への録音図書や点字図書の貸出・返却を郵送で行っています。
- ・ 宅配
障害や高齢などにより来館が困難な市民の方へボランティアまたは職員が資料を宅配します。

(3) 耳の不自由な方へのサービス

FAX・メール（下記参照）によるリクエスト（予約・取り寄せ）の受付やレファレンスサービスを行っています。

(4) 通常の活字による読書が苦手な子どもへのサービス

通常の活字による読書が苦手な子ども向けに布の絵本やさわる絵本、やさしい文章にふりがなや絵文字などの読みやすい工夫がされたLLブック（えるえるブック）を中央図書館にご用意しています。各地区図書館に取り寄せて受け取ることもできます。

問合せ・窓口

中央図書館 ハンディキャップサービス担当（受付時間 午前9時～午後5時）

府中市府中町2-24 TEL：042-362-8647・FAX：042-334-5370

メール：tosyo02@city.fuchu.tokyo.jp



日常生活の支援

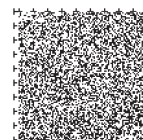
余暇・文化・学習

1. 東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）

東京都が指定する宿泊施設を利用した際の宿泊料金の一部を助成します。ただし、本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。助成回数は年度内（4月1日から翌年3月31日）2泊まで。助成金額は障害者（大人）6,490円、障害者（子ども）5,770円まで、付添者（大人）3,250円まで。

(対象)

- (1) 都内に住所を有し、障害者手帳をお持ちの方（有効期限内であること）。



(2) 宿泊施設を利用するにあたり、障害者の日常生活動作等の介助を行える人で、利用者1名につき付添いの人1名（都内在住の方に限りません）。

(申込)

- (1) 東京都が指定する宿泊施設に予約します。
- (2) 予約後すぐに日本チャリティ協会に予約済みの連絡をします。
(助成の受付締切は、団体は利用日の3週間前、個人は利用日の2週間前)
- (3) 連絡の後、同会に所定の利用申込書を送ります。

窓口

申込書配布 障害者福祉課 生活係
申込先 公益財団法人 日本チャリティ協会（新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4階）
TEL：03-3353-5942・FAX：03-3359-7964

2. 心身障害者（児）休養事業

担当窓口：障害者福祉課生活係

AとBの二つの制度があります。いずれも宿泊利用する前に申込みしてください（利用した後の助成申込みはできません）。

(対象) AB共通

障害者手帳をお持ちの市民及び付添いの方。

ただし、付添いは必要な介助を行える中学生以上の方で障害のある方1人につき1人までです。

(内容)

A－府中市民保養所やちほ、八ヶ岳府中山荘を利用するときの宿泊料を助成します。1人年間6泊までです。

B－東京都障害者休養ホーム施設（前ページ参照）のうち、亀の井ホテル塩原・鴨川、シャトレゼホテル石和、箱根高原ホテル、富士レークホテルの5施設について、宿泊料の一部を1人年間2泊まで助成します。

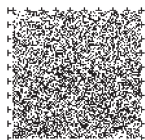
(申請方法)

A－申込み時に、障害者手帳を提示してください。ただし、府中市民保養所やちほの申込みはインターネットまたはフリーダイヤルで受け付けていますので、障害者手帳を現地にご持参ください。なお、府中市民保養所やちほの洋室の利用をご希望の場合は、保養所に直接電話でご予約をお願いします。

B－利用される施設への予約後、利用施設から助成可の連絡を受けてから、(公財)日本チャリティ協会へ予約内容を連絡し、申込書を送付。協会から郵送された利用券を持参して障害者福祉課へお申込みください。

窓口

A－府中市民保養所やちほ 現地
八ヶ岳府中山荘 学校施設課 管理係
総合窓口課 窓口第2係
各文化センター・ルミエール府中
B－障害者福祉課 生活係
フリーダイヤル：0120-210-446
TEL：042-335-4429
TEL：042-335-4120



3. 都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用(一部割引)

(対象) (1)(2) 共通

障害者手帳をお持ちの方およびその付き添いの方。なお、付き添いの方は必要な範囲に限ります。

(内容)

(1) 有料の都立公園で手帳を提示すれば、入場料が無料になります。また、車いすの貸出し、公園駐車場の無料利用ができる公園もあります。くわしくは各公園の各管理事務所にお問い合わせください。

窓 口 公園駐車場の無料利用について

公益財団法人 東京都公園協会 営業課 TEL: 03-3232-3138

(2) 次の有料施設で手帳を提示すれば、入場料が無料もしくは割引となります。くわしくは各施設の窓口へお問い合わせください。

対象施設

東京都江戸東京博物館／江戸東京たてもの園／東京都写真美術館／東京都現代美術館／駒沢オリンピック公園総合運動場／東京スポーツ文化館（割引）／東京武道館／東京都辰巳国際水泳場／東京都障害者総合スポーツセンター／東京都多摩障害者スポーツセンター／東京体育館（ただし、健康体力相談室の利用は除きます）。

4. 市公共施設等の利用料減免

(1) 施設

各施設の利用料減免は次のとおりです。

① 府中市郷土の森博物館

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付き添いの方（1人につき1人まで）の博物館入場料、プラネタリウム観覧料（一般投映のみ）が無料になります。なお、送迎用バスなど大型車両の駐車場が必要な場合は、電話でご予約ください。

② 生涯学習センター

障害者手帳の提示で本人及び介助者（1人につき1人まで）の温水プール及びトレーニング室の個人利用料が無料になります。

※ただし、トレーニング室利用の場合、介助者は介助のみでトレーニング室器具のご利用はできません。

③ 府中市美術館

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付き添いの方（1人につき1人まで）の観覧料（常設展、企画展とも）が無料になります。

④ 郷土の森総合体育館

⑤ 地域体育館（栄町、四谷、白糸台、押立、本宿）

⑥ プール（郷土の森総合、市民、西府）及び美好水遊び広場

⑦ 市民陸上競技場

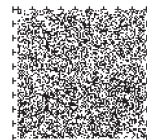
(④～⑦共通)

障害者手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳の提示で本人及び付き添いの方（1人につき1人まで）の一般公開の使用料が無料になります。

※ただし、貸切利用の場合は無料にはなりません。



日常生活の支援



窓 口 郷土の森博物館

TEL : 042-368-7921 ・ FAX : 042-360-8217

②生涯学習センター

TEL : 042-336-5700 ・ FAX : 042-336-5709

③府中市美術館

TEL : 042-336-3371 ・ FAX : 042-335-7576

④郷土の森総合体育館

TEL : 042-363-8111 ・ FAX : 042-360-9856

⑤地域体育館

栄町体育館

TEL : 042-367-0611

四谷体育館

TEL : 042-368-7455

白糸台体育館

TEL : 042-363-1004

押立体育館

TEL : 042-367-0750

本宿体育館

TEL : 042-366-0831

⑥プール

郷土の森総合プール

TEL : 042-363-8111 (郷土の森総合体育館)

市民プール

TEL : 042-335-4488 (スポーツタウン推進課)

西府プール

TEL : 042-335-4488 (スポーツタウン推進課)

美好水遊び広場

TEL : 042-335-4488 (スポーツタウン推進課)

⑦市民陸上競技場

TEL : 042-368-1686

(2) 駐車場

施設利用時にかぎり次の駐車場では、障害者手帳の提示で駐車料金が無料または一部が無料になります。本人が運転する場合及び介護者と同乗している場合のみ対象になります。

①生涯学習センター

②府中の森市民聖苑

③府中の森芸術劇場

④ルミエール府中

⑤府中駅南口市営駐車場

⑥府中市美術館

※①～④は無料。

⑤は手帳をお持ちの方に限り、最初の1時間(400円分)が無料。ただし、ル・シーニュ内の府中市施設ご利用の方は全額無料。

⑥は事前に電話でお問い合わせください。

窓 口

①生涯学習センター

TEL : 042-336-5700 ・ FAX : 042-336-5709

②府中の森市民聖苑

TEL : 042-367-7788 ・ FAX : 042-367-3110

③府中の森芸術劇場

TEL : 042-335-6211 ・ FAX : 042-335-6214

④ルミエール府中(府中市市民会館)

TEL : 042-361-4111 ・ FAX : 042-361-4398

⑤府中駐車場管理公社

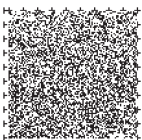
TEL : 042-336-9646 ・ FAX : 042-336-9647

⑥府中美術館

TEL : 042-336-3371 ・ FAX : 042-335-7576



日常生活の支援



選挙

1. 郵便等による不在者投票

担当窓口：選挙管理委員会事務局

事前に選挙管理委員会事務局に申請を行い、審査のうえ郵便等投票証明書が交付された後、郵便等による不在者投票ができます。郵送による申請も可能です。

(対象)

申請書への署名、投票用紙への記載が自書できる方で、次の条件に当てはまる方

- (1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（○印の該当者）
- (2) 介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方

	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

(申請に必要なもの)

- ① 郵便等投票証明書交付申請書
- ② 対象者(1)の方は障害者手帳、対象者(2)の方は介護保険被保険者証

(投票用紙等の請求)

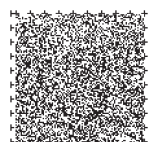
「郵便等投票証明書」の交付を受けた方には、選挙の前に「投票用紙等の請求カード」（署名必要）をお送りします。「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日（投票日）の4日前までに届くように返送してください。

窓 口

選挙管理委員会事務局 TEL：042-335-4486・FAX：042-334-2983



日常生活の支援



事前に選挙管理委員会事務局に申請した代理記載人（選挙権がある方）が投票用紙の記載を代理し、投票することができます。

（対象）

「郵便等による不在者投票」（前ページ参照）に該当し、投票用紙の記載が自書できない方で、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のような障害のある方（○印の該当者）

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○		上肢、視覚の障害	○	○	○

（申請に必要なもの）

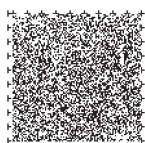
- ①代理記載人となるべき者の届出書等、郵便等投票証明書
- ②障害者手帳

（投票用紙等の請求）

「郵便等投票証明書（代理記載制度用）」の交付を受けた方には、選挙の前に「投票用紙等の請求カード」（代理人の署名必要）をお送りします。「郵便等投票証明書」を添えて選挙期日（投票日）の4日前までに届くように返送してください。

窓 口

選挙管理委員会事務局 TEL：042-335-4486・FAX：042-334-2983



9. 外出の際に

交通機関の割引

1. JR・私鉄等運賃の割引

乗車券発売窓口で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。

(対象)

旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記入のある身体障害者手帳及び愛の手帳をお持ちの方
《JR・私鉄の運賃割引》

対象者	乗車券の種類	割引率	取扱区間
単独で乗車する身体障害者 単独で乗車する愛の手帳を所持する方	普通乗車券	5割	片道100キロメートルをこえる区間
介護者とともに乗車する第1種身体障害者とその介護者 介護者とともに乗車する第1種知的障害者とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全区間
12歳未満の第2種身体障害者と一緒に乗車する場合の介護者 12歳未満の第2種知的障害者と一緒に乗車する場合の介護者	定期乗車券	5割	全区間

※小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。 ※介護者の定期乗車券は通勤定期乗車券に限る。

《旅客船・フェリーの運賃割引》

割引率等は航路や運航会社によって異なりますので、各船会社にあらかじめお問合せください。

2. 航空運賃の割引

航空券購入の際に障害者手帳を提示することにより、割引が受けられます。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方及び介護者

※各航空会社により手帳の種別等適用となる範囲が異なります。詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

3. 民営バスの割引

担当窓口：障害者福祉課生活係

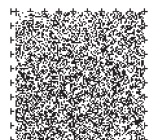
心身障害者民営バス割引乗車割引証・定期券割引購入申込書は申請が必要です。

(1) 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

(内容)

① 普通乗車運賃の割引

手帳を提示することにより、5割引きで乗車ができます。また次の対象に該当する方は、各窓口で交付する心身障害者民営バス割引乗車割引証を手帳とともに提示することにより、同乗する介護人（1名）も5割引きで乗車ができます。



(心身障害者民営バス割引乗車割引証交付対象)

▽第一種身体障害者手帳をお持ちの方

窓口 障害者福祉課 生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓口 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター（再交付のみ障害者福祉課 生活係でも受付）

②通勤通学定期券の割引

定期券を購入する際、手帳提示とともに定期券割引購入申込書を提出すると、3割引きで購入できます。

(定期券割引購入申込書 交付対象)

▽身体障害者手帳をお持ちの方

窓口 障害者福祉課 生活係

▽愛の手帳をお持ちの方

窓口 18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センター

(2)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(内容)

障害者手帳を提示することにより、5割引きで乗車ができます。介護人割引・定期券割引については、各バス会社にお問い合わせください。

4. 都営交通の無料パス

担当窓口：障害者福祉課援護係・生活係

(1)身体障害者等の申請

(対象)

身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの都民
ただし、東京都シルバーパスをお持ちの方は利用できません。

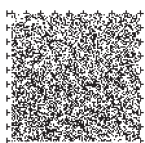
(内容)

乗車する時に無料パスを提示することにより、都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに本人が無料で乗車できます。

なお、乗車券販売窓口等で障害者手帳を提示することにより、次の割引が受けられます。また、介護者と共に乗車する場合に介護人割引が受けられる場合もあります。



外出の際に



	都営バス、都電荒川線	都営地下鉄	日暮里・舎人ライナー
身体障害者及びその介護者	普通運賃5割引	普通券5割引 ※1	普通券5割引
	定期券5割引（都電）	回数券5割引 ※1	回数券5割引
	定期券3割引（都バス）	定期券5割引 ※2	定期券5割引
愛の手帳所持者とその介護者	普通運賃5割引	普通券5割引	普通券5割引
	定期券5割引（都電）	回数券5割引	回数券5割引
	定期券3割引（都バス）	定期券5割引	定期券5割引

※1 第1種身体障害者とその介護者が共に乗車する場合

※2 第1種身体障害者とその介護者が共に乗車する場合及び介護者が12歳未満の第2種身体障害者の方と共に乗車する場合に限る（ただし、小児の定期乗車券の5割引はありません。）

※ 障害者手帳を所持する方本人の小児定期乗車券の割引適用はありません。

※ 介護人割引は、障害者と介護者が共に乗車する場合のみ適用されます。

(申請に必要なもの)

障害者手帳

窓口 障害者福祉課 生活係

(2) 精神障害者の申請

(対象)

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの都民

(内容)

乗車する時に無料パスを提示することにより、都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーに本人が無料で乗車できます。有効期間は、2年間です。

(介護人割引について)

都バスに関しては、無料パス所持者の介護者の運賃は5割引になります。利用する際は、無料パス所持者の障害者手帳の提示が必要となります。

(申請に必要なもの)

精神障害者保健福祉手帳

窓口 障害者福祉課 援護係

※ICカード(PASMO)または磁気券の都営交通の無料パスは、都営地下鉄または日暮里・舎人ライナーの定期券発売所でのみ発行できます。

(問合せ)

身体障害者手帳、愛の手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方は
都営交通お客様センター(03-3816-5700)または都営地下鉄等定期券発売所へ
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は
東京都福祉保健局(03-5320-4464)または都営地下鉄等定期券発売所へ

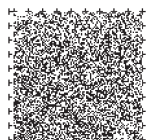
5. タクシーの障害者割引

障害者手帳を提示することにより、メーター額の1割引きで乗車できます。なお、福祉タクシー券(次ページ参照)を利用の場合も適用されます。

(対象)

障害者手帳をお持ちの方

※精神障害者保健福祉手帳での割引を取扱っていないタクシー会社もございますので、乗車前にご確認ください。



(対象)

A券 身体障害者手帳1・2級または下肢、体幹、内部機能障害が3級の方
愛の手帳1～3度の方
精神障害者保健福祉手帳1級の方

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円以上の方は交付の対象外となります。

B券 身体障害者手帳1・2級の方のうち下肢または体幹機能障害が2級以上の方

※ガソリン費の助成（次ページ参照）を受けている方と、介護保険課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は、利用できません。

(内容)

メーター料金に対して利用できるタクシー券を交付します。市の指定のタクシー会社のみ利用できます。

A券 年間 31,800円分を限度とします。

B券 年間 39,000円分を限度とします。

(1) 年度途中で申請された方は、申請月より該当年度分を月割したものを支給します。

(2) B券利用者が、次の市指定のタクシー会社が運行する車いすタクシーを利用する場合、メーター料金相当額で時間貸利用ができます。（自己負担分はタクシー券による支払い可）なお、車いすタクシーは事前予約制ですので当日申込みの場合、利用できないことがあります。また、当日キャンセルの場合、キャンセル料が発生することがあります。

※時間料金助成対象のタクシー会社（車いすタクシー利用時のみ）

十全交通(株)、府中観光交通(株)、つくば観光交通(株)、銀星交通(有)、山田福祉タクシー、福祉介護送迎サービスあけぼの、介護タクシーいろは、(株)アスモ介護サービス
介護タクシー松ちゃん堂

(申請に必要なもの)

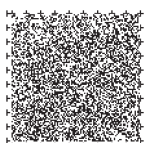
障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

(その他)

市の指定のタクシー会社一覧及び利用のご案内は市HPをご確認ください。



自動車に関するもの

1. 心身障害者ガソリン等費用助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

年間600リットルを上限とし、市が規定する金額（1リットルあたりガソリンは56円、軽油は33円）を助成します。年度途中で新規登録申請された方の助成限度は、申請月より年度末（6月）までの月数に50リットルを乗じたものとなります。なお事前に申請が必要です。

(対象)

(1) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度の方で、自己所有の自動車を運転する方、または、生計をともにする方（同一住所に居住する方または同一世帯の方）が自動車を所有し、障害のある方の通院、通所等の目的で使用する方

(2) 身体障害者手帳3・4級の方で、自己所有の自動車を運転する方

※福祉タクシー利用券（前ページ参照）の交付を受けている方と介護保険課の高齢者車いす福祉タクシー券を受けている方は利用できません。

※世帯（18歳以上は本人及び配偶者）の市民税所得割額の合計が28万円以上の方は助成の対象外となります。

(登録申請に必要なもの)

(1) 身体障害者手帳または愛の手帳 (2) 運転免許証 (3) 車検証の写し

(4) 本人または家族の通帳等振込先がわかるもの

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくはお問い合わせください。

2. 有料道路通行料金割引

登録した自家用自動車を本人が運転する場合、もしくは介護者運転の場合は本人が乗車していることが条件で、登録番号等が記載された手帳を料金所で提示、または登録したETCカードを車載器に挿入した状態でETC料金所を通行することにより5割引となります。自動車を保有していない場合等は、申請により事前に登録されていない自動車を利用して、割引を受けることができます。なお、有効期間があります。

ETCを利用し、かつマイナンバーカードによるマイナポータルに登録をされている方は、オンラインでも申請できます。

(対象)

本人運転の場合は、身体障害者手帳をお持ちの方

介護者運転の場合は、第1種の身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方

(申請に必要なもの)

・ ETCを利用しない場合

①車検証 ②障害者手帳 ③運転免許証（本人運転の場合）

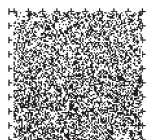
※電子車検証の方は自動車検査証記録事項もお持ちください。

・ ETC利用する場合 ①～③に加えて

④ETC車載器セットアップ申込書・証明書（ETC車載器管理番号が確認できるもの）

⑤ETCカード原本（障害者手帳をお持ちの方の名義に限る）

※ただし、未成年で第1種の障害者手帳をお持ちの方は、親権者または法定後見人の名義のカードも対象となります。



外出の際に

⑥84円切手

窓 口 障害者福祉課 生活係

(問合せ) 有料道路ETC割引登録係 TEL : 045-477-1233 (平日午前9時~午後5時)

3. 心身障害者自動車運転教習費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

自動車運転免許を取得するために直接要した経費の3分の2を助成します。ただし、次表の金額を限度とします。

区 分	助成基準額	助成限度額
免許取得費	助成対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	次の各号に掲げる助成対象者の市民税所得割額に応じ、当該各号に定める額 (1) 市民税所得割が非課税である助成対象者 164,800円 (2) 市民税所得割が54,000円以下である助成対象者 144,200円 (3) 市民税所得割が54,000円を超え、251,800円以下である助成対象者 123,600円
限定解除費	助成対象経費の実支出額	20,600円

(対象)

引き続き3か月以上市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方。ただし、市民税の所得割額が251,800円を超える方は利用できません。

- (1) 身体障害者手帳1~3級または愛の手帳1~4度（身体障害者手帳の方は身体適格審査に合格している）の方
- (2) 内部障害による身体障害者手帳4級以上の方（身体適格審査は不要）
- (3) 下肢または体幹機能障害5級以上の歩行困難な方で、身体適格審査に合格している方
- (4) 他の制度により免許の取得に要する費用の助成を受けていない方

(申請に必要なもの)

- (1) 障害者手帳
- (2) 身体適格審査書の写し（該当の方のみ）

※教習終了後の助成はできません。必ず事前に申請してください（教習前にご相談ください）。

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

4 身体障害者自動車改造費助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

133,900円を限度として操行装置及び駆動装置等の改造に要した経費に対して助成します。

(対象)

身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能障害が1・2級の方で、就労等に際して、自らが所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方。ただし、前年の所得が一定額を超える方は、利用できません。

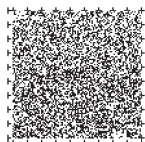
(申請に必要なもの)

- (1) 障害者手帳
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 車検証の写し
- (4) 見積書
- (5) 設計図

※改造後の助成はできません。必ず事前に申請してください。

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。



5. 駐車禁止等除外標章の交付

駐車できる場所は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分及び時間制限駐車区間の駐車枠内です。身体障害者等本人が現に使用中と認められない場合は除外されません。

※駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所、駐車方法違反及び時間制限駐車区間での駐車枠（白線）外に駐車した場合は、取締りの対象となります。

※公安委員会による駐車禁止規制から除外される場所が道府県によって異なる場合があることから、東京都以外において使用する場合はよく確認してください。

※運転者が車両を離れ、直ちに運転できない状態で駐車（放置駐車となる時）する場合は、運転者の「連絡先または用務先」を分かりやすく記載した書面を警察官等が確認できるよう標章とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。

(対象)

都内に住所を有し、下記の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級、2級、3級、4級の1	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1、2級の2
		下肢機能障害	1級、2級、3級、4級
		体幹機能障害	1級、2級、3級
		障害運動	上肢機能
	移動機能		1級、2級、3級、4級
	心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸機能障害	1級、3級	
	免疫、肝臓機能障害	1級、2級、3級	

※ 再認定が指定されている方は、再認定審査が終了している方

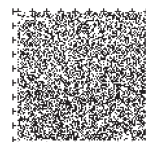
手帳の種別	障害の区分	障害の級別
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害 心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこうまたは直腸 小腸、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
	視覚、聴覚、平衡 体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
愛の手帳 (東京都療育手帳)		1度、2度（3・6・12・18歳に達したときの更新申請が終了している方）
精神障害者 保健福祉手帳	1級（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方）	
小児慢性 特定疾病児童手帳	(色素性乾皮症の認定を受けている方)	

※ 肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1、2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。

(申請に必要なもの)

(1)身体障害者手帳等 (2)住民票の写し（発行から3か月以内のもの）

※精神障害者保健福祉手帳の方は申請時、自立支援医療受給者証を持参してください。



※申請は原則として本人が行ってください。

※申請者が未成年者、知的障害者または精神障害者の場合や、身体的理由により来署することが困難であると認められる場合は、当該申請者の親権者、配偶者、三親等以内の血族若しくは姻族、またはパートナーシップ関係の相手方が申請代理人として申請できます。代理申請の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本、東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等）及び申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

(問合せ)

府中警察署 交通規制係（府中市府中町1-10-5） TEL：042-360-0110（代）

6. 高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間等においては、専用の標章を掲示し、標章の交付を受けた方が運転する車両について駐車することができる制度であり、いずれの都道府県公安委員会が交付したものでも全国で通用します。なお、高齢運転者等専用時間制限駐車区間に駐車するときは、パーキングメーターを作動させ、標識により決められた時間を守るなど時間制限駐車区間における駐車の方法に従って駐車するようにしてください。

※駐車禁止等除外標章（前ページ参照）の交付を受けている方は、駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先または用務先を記載した書面を掲出すれば駐車することができます。（新たに申請の必要はありません。）

(対象)

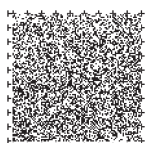
都内に住所を有し、普通自動車を運転することができる運転免許証を受けている方で、次の条件に当てはまる方。ただし、普通自動車を運転する場合に限りです。

- (1)70歳以上の方
- (2)聴覚障害または肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方
- (3)妊娠中または出産後8週間以内の方

(申請に必要なもの)

(1)・(2)の方は運転免許証、車検証（写しでも可）(3)の方のみ、妊娠の事実または出産の日を証明できる書類（母子健康手帳など）もあわせてお持ちください。

窓 口 府中警察署 交通規制係（府中市府中町1-10-5） TEL：042-360-0110（代）



その他移動のための支援

1. 心身障害者自転車駐車場利用料の助成

担当窓口：障害者福祉課生活係

市内の有料自転車駐車場（市が設置したもの及び（公財）自転車駐車場整備センターが設置、管理するものに限る）の利用料の一部（月額800円）を助成します。事前に空き状況の確認が必要です。
※一時利用は対象外です。

(対象)

障害者手帳をお持ちの市民。ただし、前年の所得が一定額を超える方は、利用できません。

(申請に必要なもの)

障害者手帳

※市外から転入された方は、前住所地での（非）課税証明書が必要になります。

詳しくは、お問い合わせください。

2. 車いすの貸出

担当窓口：障害者福祉課生活係

原則として1か月間貸出します。費用は無料です。事前にお問合せください。

(対象)

市内に居住し、傷病等により、一時的に車いすを必要とする方。ただし、社会福祉協議会の事業は、介護保険等他の制度で対応が可能な方は、原則として対象外になります。

- 窓 口** (1) 障害者福祉課 生活係
(2) 社会福祉協議会

TEL：042-336-7055・FAX：042-362-9093

3. 福祉有償運送事業

通院などの外出時に運行協力者を手配して、ハンディキャブによる移送支援を行っています。

(対象)

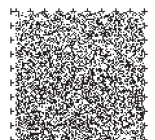
高齢者、身体障害者（児）者のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方

(手続き)

- (1) 事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑及び障害者手帳や介護保険被保険者証などをご持参ください。
- (2) 申込みは、利用日の2か月前から受け付けます。なお、同一人の利用は月4回までです。
- (3) 利用料は無料ですが、燃料代として1kmあたり100円、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。
- (4) 必ず介助者と一緒にご利用ください。

窓 口

府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係 TEL：042-364-5382



4.車いす利用者のためのハンディキャブの貸出し

ハンディキャブ（車いす専用輸送車）を貸出します。

（対象）

高齢者、身体障害者（児）者のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方

（手続き）

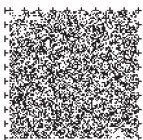
- (1) 事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑及び障害者手帳や介護保険被保険者証など、また、運転者の印鑑及び運転免許証をご持参ください。
- (2) 申込みは、利用日の2か月前から受付けます。なお、同一人の利用は月4回までです。
- (3) 利用料は無料ですが、燃料代、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。

窓 口

府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係 TEL：042-364-5382



外出の際に



10. 子^こども

子どもの相談

1. 子育て世代包括支援センターみらい

担当窓口: 子ども家庭支援課母子保健係

乳幼児の保護者を対象に、電話または来所（要予約）での保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による個別相談ができます。保健師・看護師による育児・ことばや行動に関すること、栄養士による栄養や食事に関すること、歯科衛生士による歯と口に関することなどに応じます。

窓口

子育て世代包括支援センターみらい（府中市宮町1-41 フォーリス3階）

TEL：042-368-5333・FAX：042-334-5539

メール：iryoc03@city.fuchu.tokyo.jp

2. 子ども発達支援センターあゆの子

発達が気になる就学前の子どもを対象に、発達相談や療育支援などを行っています。

窓口

子ども発達支援センターあゆの子（府中市南町5-38 心身障害者福祉センター内）

TEL：042-402-0232・FAX：042-368-6127

メール：ayunoko@f-sinsyo.jp

3. 教育相談

担当窓口: 教育センター教育相談担当

子どもの心配事や悩みについての相談を心理士など専門職がお受けします。

窓口

府中市立教育センター（府中市府中町1-32）

TEL：042-360-4188

4. 就学相談

担当窓口: 教育センター教育相談担当

心身の障害や発育、病気等で心配事のある児童・生徒の就学や転学に係る相談をお受けします。

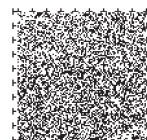
窓口

府中市立教育センター（府中市府中町1-32）

TEL：042-360-6620



子ども



制度・支援など

1. 発達相談・外来指導

ことばが遅い、落ち着きがない、友だちと遊べないなど、子どもの発達のことでも気になっている方や悩んでいる方を対象に発達相談を行っています。(要予約)

また、発達相談を経て、必要とされる子どもを対象に、グループまたは個別での指導を行っています。

窓口

子ども発達支援センターあゆの子（府中市南町5-38 心身障害者福祉センター内）

TEL：042-402-0232・FAX：042-368-6127

メール：ayunoko@f-sinsyo.jp

2. 児童発達支援

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

サービスの内容、手続きなどについては、33ページをご参照ください。

事業所の一覧については、115～119ページをご参照ください。

3. すくすく保育（障害児保育）

担当窓口：保育支援課認定給付係

心身に障害や発達の遅れ等がある児童に対し、認可保育所（園）・地域型保育事業で集団保育を行います。

(対象)

次のすべてに該当する未就学児

- (1) 心身の障害や発達の遅れの診断を受けていること
- (2) 保護者の就労や病気等の理由で、保育を必要とすること
- (3) 集団保育が可能で、日々の通所（園）ができること

※医療的ケアが必要な児童は、すくすく保育枠では申込みできません。医療的ケア児枠でお申込みください。詳細については、「すくすく保育入所申込みのご案内」をご参照ください。

窓口

保育支援課 認定給付係

TEL：042-335-4172・FAX：042-334-0810

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp

4. 医療的ケア児保育

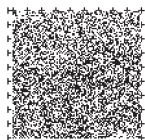
担当窓口：保育支援課認定給付係

医療的なケアを必要とする児童に対し、公立保育所で集団保育を行います。

(対象)

次のすべてに該当する未就学児

- (1) 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること
- (2) 保護者の就労や病気等の理由で、保育を必要とすること
- (3) 集団保育が可能で、日々の通所ができること
- (4) 入所希望年度の4月1日現在、満3歳以上であること



※対応可能な医療的ケアの内容には限りがあります。詳細については、「医療的ケア児入所申込のご案内」をご覧ください。

※上記内容は令和5年4月1日入所に関するものです。令和6年度以降の入所については、制度が変更になる可能性がありますので、詳細は担当窓口にお問い合わせください。

窓口

保育支援課 認定給付係

TEL：042-335-4172・FAX：042-334-0810

メール：hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp

5. 保育所等訪問支援

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

サービスの内容、手続きなどについては、33ページをご参照ください。

事業所の一覧については、126ページをご参照ください。

6. 学童クラブ（要加配児）

担当窓口：児童青少年課放課後児童係

保護者の就労・病気その他の理由により放課後に十分な監護を受けられない小学校の児童で、保護者及び児童が必要な要件を満たしている場合に入会することができます。

（対象）

集団での育成において特に配慮が必要な児童

窓口

児童青少年課 放課後児童係

TEL：042-335-4300 FAX：042-365-9983

メール：jidou01@city.fuchu.tokyo.jp

7. 放課後等デイサービス

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

サービスの内容、手続きなどについては、33ページをご参照ください。

事業所の一覧については、119～125ページをご参照ください。

8. ちゅうファイルの配布

担当窓口：障害者福祉課生活係

福祉的な支援を必要とする方の成長や変化を記録できます。さまざまな場面で活用することで、ライフステージが変化しても支援が継続し、共通理解のもとで一貫した支援を受けられることが期待できます。詳しくはカラーページⅡページをご参照ください。

（対象）

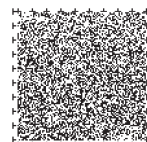
身体、知的、精神に障害のある方や難病にかかっている方、福祉的な支援が必要な方

（配布場所）

障害者福祉課、市立心身障害者福祉センター、各地域生活支援センター

※PDF・エクセル形式でシートをダウンロードできます。

HP：<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/chuufile.html>



子ども

11. 講習会

視覚障害のある方

1. 市 点字講習会（中途視覚障害者対象）

担当窓口：障害者福祉課生活係

視覚障害のある方が点字の読み・書きの基本を習得することを目的に、講習会（4～9月）を実施します。費用は無料です。3月頃に広報及び市HPにて受講生を募集します。

（対象）

18歳以上の市民で、視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方、または将来失明の恐れがある方

2. 点字の講習

随時受付で週1回（1～3月は2回）の通所による点字指導を行います。

（対象）

15歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方、または将来失明の恐れがある方。ただし、盲学校在学の方は除きます。

窓 口 東京ヘレン・ケラー協会点字図書館（新宿区大久保3-14-20）

TEL：03-3200-0987

3. 視覚障害者のための生活講習会など

（対象者・内容）

(1) 家庭生活訓練

家庭内日常生活に著しい制限を受けている都内在宅の視覚障害者を対象として、調理・お花・体操等の講座により日常生活上の訓練を行います。

(2) 盲青年等社会生活教室

都内在住の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、社会生活に必要な知識習得や体験交流、福祉講座等の講習を行います。

(3) 視覚障害者音楽教室

都内在住の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、合唱や簡単な楽器演奏により音楽に親しみ情操と自己表現力を育む教室を開いています。5月～翌年3月までの原則毎月第3金曜日の午後、東京都障害者福祉会館（港区芝5-18-2）で実施します。（東京都委託事業）

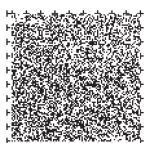
(4) 中途失明者緊急生活訓練事業

都内に居住する、原則として18歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方を対象に指導員が訪問し点字及び歩行訓練、生活訓練等を行います。

(5) パソコン教室

マンツーマンでパソコンの基礎を学習します。都内在住18歳以上の視覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。（申込制） 10:00～17:00

(1)～(5)は、いずれも費用は無料です。ただし、教材、テキスト代は自己負担となります。





公益社団法人東京都盲人福祉協会

TEL: 03-3208-9001・FAX: 03-3208-9005

メール: info@tomoukyo.or.jp

パソコン教室専用 TEL/FAX: 03-3208-9070 (月・水・金)

聴覚障害のある方

聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）のための講習会

読話講習会

口唇の読み取り、会話の練習、類似語の練習など

(対象)

都内在住で身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の中途失聴・難聴の方



(社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター(養成課)

TEL: 03-3352-3359・FAX: 03-3354-6868

手話講習会

簡単な意志交流が可能な程度の手話技術についての講習

(対象)

都内在住・在勤の中途失聴・難聴の方



東京都福祉保健局障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当

TEL: 03-5320-4147・FAX: 03-5388-1413

支援者の方

1. 市 点字講習会（初級・中級）

担当窓口: 障害者福祉課生活係

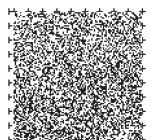
視覚障害者の福祉向上のために初級コース20回（10～3月の半年間）、中級コース22回（4～3月の一年間）を実施します。費用は無料です。ただし、テキスト代は自己負担となります。初級講習会は8月～9月頃、中級講習会は3月頃に広報及び市HPにて受講生を募集します。

(対象)

視覚障害者の福祉に理解と熱意があり、点字や点訳ボランティア、視覚障害者サポートに関心のある高校生以上の市内在住、在勤、在学の方



講習会



2. 点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成

視覚障害者福祉の概要、点字表記について、専門書の点訳 他

(対象)

点訳に関する知識と経験があり、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後都内で点訳に関する指導活動または奉仕活動ができる方

(費用)

無料 (テキスト代・教材費は自己負担)

窓 口 (社福) 日本視覚障害者団体連合点字図書館 (新宿区西早稲田 2-18-2)

TEL: 03-3200-6160・FAX: 03-3200-7755

3. 朗読奉仕員指導者の養成

視覚障害者福祉の概要、音訳の指導技術、専門書の音訳技術 他

(対象)

音訳に関する知識と経験があり、視覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、修了後都内で音訳に関する指導活動できる方

(受講料)

無料 (テキスト代は自己負担)

窓 口 (社福) 日本視覚障害者団体連合点字図書館 (新宿区西早稲田 2-18-2)

TEL: 03-3200-6160・FAX: 03-3200-7755

4. 市 手話講習会

担当窓口: 障害者福祉課生活係

手話技術、聴覚障害のある方に接する心構え、聴覚障害者福祉などについて手話入門コース、手話応用コース、通訳基礎コースをそれぞれ年 40 回実施します。各コースとも昼の部と夜の部があります。費用は無料です。ただし、テキスト代は自己負担となります。3月～4月にかけて広報及び市HPにて受講生を募集します。

(対象)

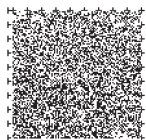
市内在住、在勤、在学で15歳以上(中学生不可)の聴覚障害者の福祉に理解と熱意のある方で1年間通じて出席でき、講習修了後に上のコースさらには、府中市登録手話通訳者をめざす意志のある方。通訳基礎コース修了者には、府中市手話通訳者登録認定試験の受験資格が与えられます。

5. 手話通訳者等の養成

地域登録を目指すクラス・手話通訳士等専門性の高い手話通訳者を養成するクラス、地域の手話講習会の指導者のクラス、中難向け・手話指導者クラスがあります。費用は無料です。ただし、教材費は自己負担となります。

(対象)

地域で一定の手話学習歴があり聴覚障害者の福祉に理解と熱意を持ち、講習修了後都内で手話通訳等の活動ができる方で受講試験合格者



窓 口 (社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター(養成課)

TEL: 03-3352-3359・FAX: 03-3354-6868



6. 要約筆記者の養成

講習会の主な講習内容は次のとおりです。合同講義と手書きコースとパソコンコースのコース別講義があります。費用は無料です。ただし、教材費は自己負担となります。

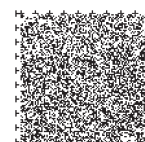
- (1) 聴覚生理と聴覚障害
- (2) 聴覚障害者に接する心構え
- (3) 日本語の基礎知識
- (4) 社会福祉等の知識
- (5) 要約筆記の方法と技術
- (6) 実技実習

(対象)

聴覚障害者の福祉に理解と熱意があり、講習会を修了後、全国統一要約筆記者認定試験に合格し都内で要約筆記の活動ができる方。(受講試験あり)

窓 (社福) 東京聴覚障害者福祉事業協会 東京手話通訳等派遣センター(養成課)

TEL: 03-3352-3359・FAX: 03-3354-6868



12. 社会活動と仕事

就労相談

1. 障害者就労支援センターみ～な

就職に向けた支援や就労後の定着支援、生活面の支援、離職・転職に関する支援を行っています。相談は予約制で、継続利用には登録が必要です。利用料は無料です。

(対象)

府中市内在住の就労中もしくは就労を希望している障害のある方

窓口

障害者就労支援センターみ～な（府中市南町5-38 心身障害者福祉センター内）

TEL：042-360-1312・FAX：042-368-6127

2. 東京障害者職業センター多摩支所

公共職業安定所等と連携し、次の業務を行います。相談は予約制です。費用は無料です。

- (1) 障害のある方に対する職業相談、職業評価、職業リハビリテーション計画の策定、職業準備支援、ジョブコーチ支援、職場適応指導、雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者判定業務
- (2) 事業主に対して障害者の雇用管理に関する助言、援助、雇用管理サポート講習会、障害者雇用支援人材ネットワーク事業
- (3) 精神障害のある方及び精神障害のある方を雇用しようとするまたは雇用している事業主の方に対して、主治医との連携の下で、精神障害者総合雇用支援（雇用促進、職場復帰、雇用継続のための専門的支援）

(対象)

- (1) 障害のある方
- (2) 障害のある方の雇用を検討している、あるいは雇用している事業主

窓口 東京障害者職業センター多摩支所（立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階）

TEL：042-529-3341・FAX：042-529-3356

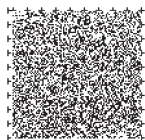
HP：<http://www.jeed.go.jp>

3. 障害者就業・生活支援センター オープナー

障害のある方が地域の中で安心して働き、自立した生活を送るために相談・支援を行います。また、障害者雇用に関する企業への相談支援も行っています。

(内容)

- ・就職、職場定着に関する相談
- ・ジョブコーチの派遣
- ・在職者交流会と学習会の実施



(対象)

障害があり就労を希望している方、また就業中の方（障害者手帳の有無や居住地は問いません）

窓口

障害者就業・生活支援センター オープナー（国立市富士見台1-17-4）

TEL：042-577-0079・FAX：042-575-8332

4. 障害者の雇用促進（公共職業安定所等）

求人検索用パソコンにより全国のハローワークの求人情報を提供するほか、窓口での仕事の相談・紹介、各種セミナーの開催や個別面談など、多方面から求職活動を支援しています。また職業訓練への受講あっせん、雇用保険の給付業務などを行っています。

窓口 府中公共職業安定所（府中市美好町1-3-1）

TEL：042-336-8609（代）・FAX：042-362-8093

職業訓練

1. 就労移行支援・就労定着支援

担当窓口：障害者福祉課サービス支援担当

サービスの内容、手続きなどについては、32ページをご参照ください。
事業所の一覧については、110・111ページをご参照ください。

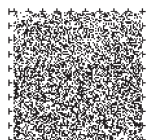
2. 東京障害者職業能力開発校

(対象)

身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者並びに重度視覚障害者等で、一般の職業能力開発センターで職業訓練を受けることが困難な方
障害者手帳をお持ちの方



社会活動と仕事



《募集科目一覧》

科 名	募集人員	訓練期間	対 象 者
ビジネスアプリ開発科	10名	1年	身体障害者 精神障害者 発達障害者
ビジネス総合事務科	10名		
グラフィックDTP科	15名		
ものづくり技術科	10名		
製パン科	10名		
建築CAD科	10名		
調理・清掃サービス科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	6か月	身体障害者 精神障害者 発達障害者
オフィスワーク科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名		
就業支援科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	3か月	
職域開発科	4月生10名 7月生10名 10月生10名 1月生10名	6か月	精神障害者 (医師から統合失調症、躁うつ病、てんかんの診断を受けている方でも可) 発達障害者 (医師から発達障害の診断を受けている方でも可)
実務作業科	30名	1年	知的障害者
実務科	5名	1年	重度視覚障害者

* OA実務科は、重度視覚障害者専門の教育訓練機関に委託して実施します。

(内容)

能力に応じた技能と基礎知識を学びます。訓練修了者には公共職業安定所と連携して就職の相談・支援を行います。費用は無料です。

通校が困難な身体障害者の方は入寮を希望することができます。入寮にあたっては、選考日に別途入寮のための面接を行い、可否を判定します。寮費は無料ですが、寝具、日用品などの経費は自己負担です。

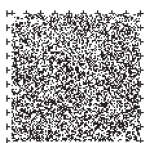
(所在地)

小平市小川西町2-34-1 (西武国分寺線・西武拝島線「小川駅」下車、徒歩5分)

TEL: 042-341-1427・FAX: 042-341-1451

(申込)

毎年9月以降に入校希望者募集します。公共職業安定所に申し込んでください。(調理・清掃サービス科・オフィスワーク科・職域開発科・就業支援科は、年4回募集があります。)申込みの前に東京障害者職業能力開発校を見学されることをおすすめします。お問い合わせや見学を希望される方は直接東京障害者職業能力開発校へお問い合わせください。



3.(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課

障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

【障害者雇用就業総合推進事業】

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

【東京ジョブコーチ支援事業】

障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働き続けることができるように、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

【障害者委託訓練事業】

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

- 知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）
- 障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業に必要なパソコン操作と職場実習など）
- 実践能力習得訓練コース（事務補助、清掃など）
- e-ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者が対象。Web制作実践講座など）
- 在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

【障害者就業支援情報コーナー/東京しごとセンター10階】

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、職場体験実習や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。）（事前予約制です。）

窓 口

(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課（千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター8階）

TEL：03-5211-2681

HP：<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

（各事業の詳しい内容等については、上記HPにてご覧いただけます。）

4.IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより在宅での就労を目指します。養成期間は2年間です。費用は年間6万円です。

(対象)

外出が困難で一般の教育、就労の機会が得られない身体障害者手帳1～3級の方で、高校卒業程度の学力があり、週4日以上1日4～6時間の学習が可能な方

窓 口

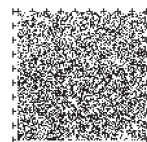
社会福祉法人東京コロニー 職能開発室（中野区中野5-3-32）

TEL：03-6914-0859・FAX：03-6914-0869

HP：<https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>



社会活動と仕事



その他

生活福祉資金の貸付

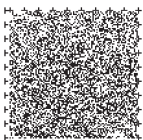
「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。他に利用できる制度がある場合は、そちらが優先となります。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。また、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。なお、貸付には要件がございます。詳しくはお問い合わせください。

窓 口 府中市社会福祉協議会

TEL：042-360-9996・FAX：042-362-9090

または、地域の民生委員へ

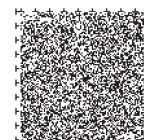


《生活福祉資金 貸付資金内容一覧》

資金種類	資金の目的		貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子	
			低所得	障害者	高齢者						
福祉資金	福祉費	出産・葬祭に必要な経費	○出産 分娩入院経費及び出産に伴って必要となる経費 ○葬祭 葬祭に対し必要な経費	○			500,000円	3年以内	原則必要だが、無でも可 6カ月以内*	保証人有なら無利子 無なら年1.5%	
		住居の移転等に必要な経費	○転宅 住居の移転に際し必要な経費 賃借契約の更新に伴う経費	○	○	○					
		障害者用自動車の購入に必要な経費	○障害者が自ら運転する自動車、又は障害者と同居して生計を同一としている者が、もっぱら当該障害者の日常生活の便宜等を図るために自動車を購入するのに必要な経費 ※対象となる車には一定の条件があります			○	2,500,000円	8年以内			
		住宅の増改築、補修等に必要な経費	○住宅の増築、改修、補修、保全にかかる経費	○	○	○	2,500,000円	7年以内			
		福祉用具等の購入に必要な経費	○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具を購入等するために必要な経費			○	○	1,700,000円			8年以内
		負傷または疾病の療養に必要な経費	○病気、負傷による治療のため支払が必要となる経費、及び生計中心者である方の療養の場合に、その療養期間中の生計を維持するための経費 ※当該療養期間が1年を超えない場合が対象	○		○	1,700,000円	5年以内			
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○介護保険法による介護給付（予防給付を含む）の対象となる介護サービスを受けるために必要な経費。障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受け、または補装具を購入・修理するために必要な経費。及び生計中心者である方が、その介護サービスまたは障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費 ※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内の場合が対象	○	○	○	1,700,000円	5年以内			
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費	○			1,500,000円	7年以内			



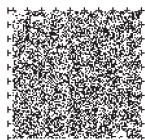
社会活動と仕事



資金種類	資金の目的	貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
		低所得	障害者	高齢者					
福祉資金	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費				5,136,000円	10年以内			保証人有ら無利子 無なら年1.5% 原則必要だが無でも可 6カ月以内*
	就職の支度に必要な経費	○	○		500,000円	3年以内			
	生業を営むために必要な経費	○	○		低所得世帯 2,800,000円	7年以内			
					障害者世帯 4,600,000円	9年以内			
	技能習得に必要な経費	○	○		【技能習得期間ごとに設定】 ・6ヵ月程度 1,100,000円 ・1年程度 2,000,000円 ・2年程度 3,800,000円 ・3年以内 5,600,000円	8年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	○			500,000円	3年以内				
						○	○		
						○		100,000円	



社会活動と仕事



【生活保護世帯の場合】

○生活保護制度では対応できない資金使途であり、福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提になります。生活保護費以外の収入で返済していただくことが必要です。※

○まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。

※ただし「福祉資金福祉費その他日常生活上一時的に必要な経費」の中の生活必需品等、福祉事務所が認めたものについては、その限りではありません。

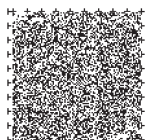
《教育支援資金》

資金種類	資金の目的	貸付対象世帯			貸付上限額	返済期間	据置期間	連帯保証人	利子
		低所得	障害者	高齢者					
教育支援資金 教育支援費 教育支援費+就学支度費 就学支度費	学校の授業料などに必要な費用	○			※下記「教育支援資金(教育支援費)貸付限度額」参照のこと	14年以内	6カ月以内	原則不要(ただし、原則として連帯借受人が必要)	無利子
	学校に入学する際に必要な費用	○			500,000円				

* 専修学校専門課程と連携する通信制短期大学等の2つの学校に同時に入学する、いわゆるダブルスクールとなる学校や学科は貸付対象外です。

《教育支援資金(教育支援費)貸付限度額》

教育支援費貸付上限額	・高等学校 ・専修学校 (高等課程)	高等専門学校	・短期大学 ・専修学校 (専門課程)	大学 専門職大学
		35,000円	60,000円	60,000円
特に必要な場合 (貸付上限額の1.5倍)	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円



13. 税の軽減

1. 所得税・市民税の所得控除、市民税の非課税

(対象・内容)

(1) 所得税・市民税の所得控除

納税者本人、納税者の同一生計配偶者または扶養親族が障害者や特別障害者である場合には、その障害者1人につき下表の金額を納税者の所得金額から控除します。

また、特別障害者控除の対象者を扶養していて、なおかつ同居している場合は、カッコ内の控除額が納税者の所得金額から控除されます。

区 分		対象者	所得税における 所得控除額	市民税における 所得控除額
障害者控除	障害者の場合	身体障害者手帳3～6級の方 愛の手帳3・4度の方 精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症以外の方 など	27万円	26万円
	特別障害者の 場 合	身体障害者手帳1・2級の方 愛の手帳1・2度の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 被爆者健康手帳の交付を受けている方のうち、厚生労働大臣の認定を受けた方 など	40万円 〔同居の場合〕 75万円	30万円 〔同居の場合〕 53万円

ただし、配偶者または親族の所得が48万円を超えている場合は、税の扶養の対象にならないため、上記障害者控除も適用されません。なお、控除額は法律の改正により変更される場合があります。

(2) 市民税の非課税

納税者本人が障害者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方は市民税が非課税になります。

窓 口

(1) 所得税について

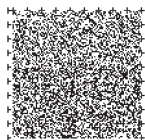
確定申告の方は武蔵府中税務署（府中市本町4-2） TEL：042-362-4711

源泉徴収の方は勤務先の給与担当課

(2) 市民税について

市民税課 普通徴収係 TEL：042-335-4441

ただし、確定申告（所得税）をされている方は、市民税の申告は不要です。



2. その他の税の減免等

(対象・内容)

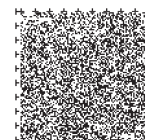
税の種類	対象	(障害者) 身体障害者手帳3～6級の方 愛の手帳3・4度の方 精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症以外の方 など	(特別障害者) 身体障害者手帳1・2級の方 愛の手帳1・2度の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症までの方 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた方 など
	個人事業税	納税者本人または扶養親族等が障害者で合計所得金額（青色申告特別控除前）が370万円以下である場合、障害者1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）が税額から減免となります。なお、この減免を受けるためには納期限までの申請が必要です。	
相続税	視力障害（両眼視力の喪失者または両眼の矯正視力が0.06以下）のある方があん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合、課税対象となりません。		
	相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。		
贈与税	(85歳-相続開始時の年齢) × 10万円		(85歳-相続開始時の年齢) × 20万円
	親族等の個人が、特定障害者（特別障害者及び障害者のうち精神に障害がある方）に金銭、不動産等を贈与する場合、信託銀行等との間で「特定障害者扶養信託契約」を結び、「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等を通じて税務署長に提出すると、信託受益権の価額のうち一定の価額が非課税になります。		
	(障害者のうち精神に障害のある方)	(特別障害者)	
	信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税		信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税

窓 口

- ・個人事業税は東京都立川都税事務所（立川市錦町4-6-3） TEL：042-523-3171
- ・相続税、贈与税は武蔵府中税務署（府中市本町4-2） TEL：042-362-4711



税の
軽減



3.自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免

(1)自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免

障害のある方またはその方と生計を同じにする方が自動車を所有し、もっぱら障害のある方の通院、通学などのために使用する場合に自動車税種別割は45,000円、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割は課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額を上限額（ただし、障害のある方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算）として減免されます。なお、減免を受けられる自動車は個人名義の自家用ナンバーのもので、軽自動車、二輪車等を含む全ての自動車のうち、障害のある方一人に対して一台に限られています。

すでに自動車を所有している場合は4月1日から5月31日までに、新たに自動車を登録（取得）し自動車税種別割、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割が課税された場合は登録（取得）の日から1か月以内に申請してください。（期間の末日が土・日曜日、休日、年末年始の場合は翌開庁日まで）

詳細については、東京都主税局のHPをご参照ください。

(対象)

身体障害	視覚障害	1～3級、4級の1
	聴覚障害	2・3級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語機能障害のうち、こゝ頭摘出に係るもの	3級
	上肢不自由	1・2級
	下肢不自由	1～6級
	体幹不自由	1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	1・2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1～6級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害	1・3・4級
	肝臓機能障害	1～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
知的障害	愛の手帳1～3度（総合判定）	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級（精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限ります。）	
戦傷病者	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。	

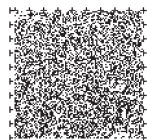
窓 口

各都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所または都税総合事務センター

なお、減免の内容についてのお問い合わせは東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)へ

最寄りの窓口

東京都立川都税事務所	(立川市錦町4-6-3)	TEL: 042-523-3171
東京都府中都税支所	(府中市宮西町1-26-1)	TEL: 042-364-2288
東京都多摩自動車税事務所	(国立市北3-30)	TEL: 042-522-8271



(2) 軽自動車税種別割の減免

障害のある方またはその方と生計を一にする方が軽自動車を所有し、もっぱらその障害のある方のために使用する場合に減免されます。また、障害のある方が利用するために自動車に車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた場合も減免されます。申請の手続きは、納期限までに行ってください。

なお、前年度に減免決定した車両は、3月に使用状況についての照会文書を郵送します。提出期限までにご回答があれば、継続申請の手続きが不要となります。ただし、車両を買い替えた場合や納税義務者が変更となった場合などには、申請が必要となりますので、市民税課諸税係までお問い合わせください。

(対象)

身体障害	視覚障害		1～3級、4級の1
	聴覚障害		2級、3級
	平衡機能障害		3級、5級
	音声機能または言語機能障害		3級（こう頭摘出に係るものに限る。）
	上肢機能障害		1級、2級
	下肢機能障害		1～6級
	体幹機能障害		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級、2級 1～6級
	心臓機能障害		1級、3級、4級
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	肝臓機能障害		1～4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級
知的障害	愛の手帳1～3度		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級		
戦傷病者	該当する障害程度については、市民税課諸税係へお問い合わせください。		

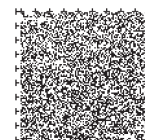
(制限)

減免できるのは障害のある方1人に対して、普通自動車と軽自動車（原付やバイクを含む）の中から1台に限られます。また、営業用の軽自動車は減免できません。

窓 口 市民税課 諸税係 TEL：042-335-4440



税の
軽減



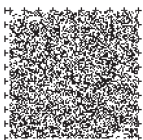
府中市内の 障害者福祉施設マップ

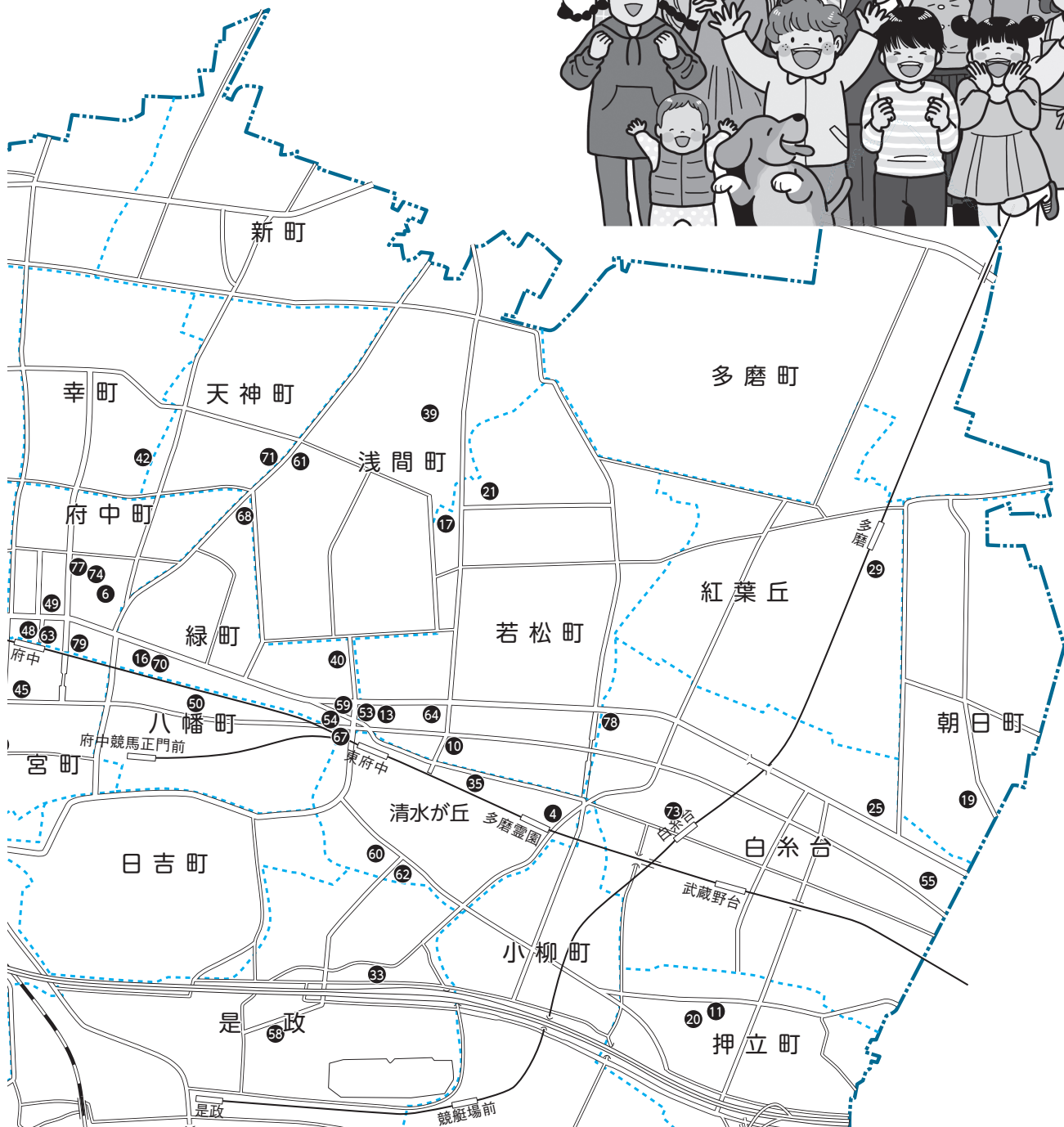
(訪問系サービス、共同生活援助を除く)



施設一覧

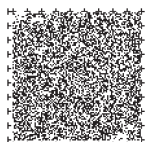
- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①府中市立心身障害者福祉センターぎずな、子ども発達支援センターあゆの子、地域生活支援センターみ～な ②地域生活支援センタープラザ ③地域生活支援センターあけぼの、あけぼのショートステイ ④地域生活支援センターふらっと ⑤相談室ウェル ⑥エンパワメントふちゅう ⑦サポートにんな、府中はるみ福祉園 ⑧JPS相談支援センター ⑨わの会相談支援 ⑩し～ま、ギャロップ ⑪つくしんぼう、府中ひまわり園 ⑫コンパス、ポップシップ | <ul style="list-style-type: none"> ⑬ケアチーム大芽 ⑭相談支援センターみさきのいえ ⑮相談室たいよう ⑯ふくし・生活の相談 and ⑰相談支援ワルツ、デイケアステーションカルテット ⑱相談支援センターリアン、放課後等デイサービスリアン府中美好町 ⑲障害者支援施設みずぎ、短期入所みずぎ ⑳府中あゆみ園 ㉑府中生活実習所 ㉒作業所スクラム ㉓府中共同作業所、ワークセンターこむたん ㉔集いの家 ㉕むさし結いの家 | <ul style="list-style-type: none"> ㉖府中さくらの社 ㉗東京都立府中療育センター ㉘みらい、flower ㉙Tomorrow ㉚ワークショップさかえ ㉛コットンハウス、フレンズ ㉜レスポワール工房 ㉝童里夢工房 ㉞梅の木の家共同作業所 ㉟わかまつ共同作業所 ㊱プロジェクトけやきのもり ㊲西府いこいプラザ ㊳社会福祉法人府中市社会福祉協議会「は～もにい」 ㊴わかたけ作業所 |
|--|---|---|





- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ④0 カンタービレ ④1 ちえホーム、きぼうクラブ ④2 FLAGS design ④3 毎日CAMP、放課後デイサービス・ブティフォンティアヌ ④4 食彩さしすせそ ④5 LITALICOワークス府中 ④6 ウェルビー府中駅前センター ④7 就労移行支援事業所ハピネスサポーター西府 ④8 manaby府中駅前事業所 ④9 Cocoport 府中駅前Office ⑤0 ディーキャリア府中オフィス ⑤1 クオーレ武蔵台短期入所施設 ⑤2 東京都立小児総合医療センター | <ul style="list-style-type: none"> ⑤3 根っこくらぶ ⑤4 放課後デイサービスぽーと ⑤5 ちゃいころ児童デイサービス府中 ⑤6 Tossie ⑤7 発達支援つむぎ府中ルーム ⑤8 ちゃいころ2号館 ⑤9 マーシーアーティスト ⑥0 フレンズ東府中 ⑥1 くめんたるむ ⑥2 陽のあたるばしょ ⑥3 スポーツひろばプレイス府中教室 ⑥4 放課後等デイサービスオンリーワン ⑥5 こもれび ⑥6 ドリームボックス武蔵台 ⑥7 ハッピーテラス東府中 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥8 ドリームボックス浅間町 ⑥9 児童デイサービスサンフラワー府中 ⑦0 放課後等デイサービスリアン府中緑町 ⑦1 放課後等デイサービスふあんふあん天神町 ⑦2 リボン第2教室 ⑦3 放課後等デイサービスリアン府中白糸台 ⑦4 放課後等デイサービスふあんふあん府中町 ⑦5 リボン第3教室 ⑦6 放課後等デイサービス白ゆり ⑦7 放課後等デイサービスぱれっと府中 ⑦8 Andante ⑦9 保育所等訪問支援事業所チャイルドフッド・ラボ |
|--|---|--|

施設一覧



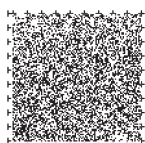
心身障害者福祉センター

府中市立心身障害者福祉センターきずな		
指定管理者	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会	
所在地	府中市南町5-38	
問合せ先	TEL (代表) 042-360-1313 FAX 042-368-6127 メール fs_mail@f-sinsyo.jp	
	HP http://www.f-sinsyo.jp	
施設の特徴	昭和56年の国際障害者年を機に、「心身障害者の文化教養の向上・社会参加と自立」をめざし建設され、同57年より事業を開始しました。開始当初より府中市から受託し、府中市社会福祉協議会が管理運営をしています。	
実 施 事 業	名称/電話	事業内容
	地域生活支援センターみ～な TEL 042-360-1312	障害のある方やご家族が、よりよい生活ができるよう、総合的に支援します。講座等の予定は、「広報ふちゅう」「よんで ² み～な」等でお知らせします。
	府中市障害者就労支援センターみ～な TEL 042-360-1312	「働きたい」「働き続けたい」を支援します。障害者雇用に取り組む企業への支援も行います。(登録制)
	緊急一時入所事業 TEL 042-360-1312	介護者が病気、事故などのやむをえない理由で一時的に家庭での生活が困難な場合に利用できます。(登録制)
	機能訓練事業★ TEL 042-360-1313	障害のある方を対象に、地域生活のためのリハビリテーションを行います。PT (理学療法)・OT (作業療法)・ST (言語療法)・カウンセリング (心理) 他
	訪問支援事業★ TEL 042-360-1313	社会とつながりを持ちたい障害のある方に、訪問による社会参加への支援を行います。
	作業・生活実習訓練事業★ (生活介護) TEL 042-360-1313	身体障害者・知的障害者を対象に、集団活動や社会生活の場を提供し、個々の地域生活がより充実したものになるよう支援します。(生活介護事業)
	子ども発達支援センターあゆの子★ (児童発達支援) TEL 042-402-0232	発達に遅れや偏りのある子どもを対象に、発達相談、グループ療育指導、児童発達支援事業等を行い、幼児期の発達支援と保護者支援をします。
貸出事業等 TEL 042-360-1313	障害のある方、ボランティア及び障害者団体等へ部屋 (多目的室、会議室、浴室)、プール、物品 (車椅子、図書、コピー機等) の貸出を行います。(登録制 ※車椅子を除く)	

★通所等訓練を希望する方は、相談申請後に相談員、医師等がそれぞれ面談等を行い、判定会議を経て通所訓練の適否が決定されます。

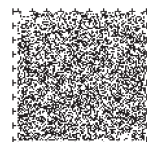


施設
一覧

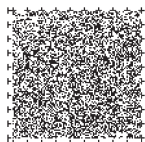


計画相談

地域生活支援センタープラザ (設置主体) 社会福祉法人府中えりじあ福祉会					
所在地	美好町1-7-2 第一市川マンション202				
問合せ先	TEL 042-358-2288				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○		○
地域生活支援センターみ〜な (設置主体) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会					
所在地	南町5-38 府中市立心身障害者福祉センター内				
問合せ先	TEL 042-360-1312 FAX 042-368-6127 メール mi-na@f-sinsyo.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○
地域生活支援センターあけぼの (設置主体) 社会福祉法人あけぼの福祉会					
所在地	寿町3-9-11 山上ビル1階				
問合せ先	TEL 042-358-1085 FAX 042-336-9085 メール siencenter@akebono.fuchu.tokyo.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○
地域生活支援センターふらっと (設置主体) 有限会社オータムワーキング					
所在地	清水が丘3-23-17 1階				
問合せ先	TEL 042-370-1781 FAX 042-370-1783 メール flat.autumn03@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○
相談室ウェル (設置主体) 有限会社オータムワーキング					
所在地	美好町1-1-18 石川ビル201				
問合せ先	TEL 042-336-8343 FAX 042-336-8346 メール autumn.fuchu04@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○
エンパワメントふちゅう (設置主体) 特定非営利活動法人エンパワメントふちゅう					
所在地	府中町2-10-11 清田第二ビル1階				
問合せ先	TEL 042-334-7511 FAX 03-6756-9873 メール empowerment1998@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○		○
サポートにんな (設置主体) 社会福祉法人仁和会					
所在地	寿町2-26 府中はるみ福祉園内				
問合せ先	TEL 042-306-9099 FAX 042-333-7556 メール support-ninna@ninnakai.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
		○			



JPS相談支援センター (設置主体) 株式会社ライフサイクルケアセンター					
所在地	宮西町4-16-1 フレア443 401号				
問合せ先	TEL 042-365-2689 FAX 042-334-5419				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○
わの会相談支援 (設置主体) 特定非営利活動法人わの会					
所在地	住吉町1-60-10				
問合せ先	TEL 042-319-2688 FAX 042-400-5088 メール wanokaiplan@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○
し〜ま (設置主体) 社会福祉法人若松福祉会					
所在地	若松町1-9-1				
問合せ先	TEL 042-365-7361 FAX 042-365-9443 メール gallop@wakamatsu-fukushikai.or.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
		○	○		
つくしんぼう (設置主体) 社会福祉法人清陽会					
所在地	押立町1-17-13				
問合せ先	TEL 042-365-3715 FAX 042-365-3719 メール futyu-seiyou@knd.biglobe.ne.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○
コンパス (設置主体) 特定非営利活動法人ポップシップ					
所在地	本町1-15-3 宮ノ森コーポ103				
問合せ先	TEL 042-319-9937 FAX 042-319-9940 メール compass9937@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
		○		○	
ケアチーム大芽 (設置主体) 特定非営利活動法人芽生会					
所在地	若松町1-2-5 芽生会BLD5階				
問合せ先	TEL 042-314-7013 FAX 042-314-7015				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○		
相談支援センターみさきのいえ (設置主体) 株式会社大洋					
所在地	住吉町2-15-9 アローヒルズ府中203				
問合せ先	TEL 042-368-7155 メール taiyou.misakinoie@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○		○



相談室たいよう (設置主体) 一般社団法人そうごう					
所在地	宮西町5-6-5 パークハウス宮西707				
問合せ先	TEL 042-508-2805 FAX 042-508-2805				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
			○		
ふくし・生活の相談 and (設置主体) 合同会社and					
所在地	緑町1-13-8 ホワイトハウス府中202号室				
問合せ先	TEL 080-7248-1226 メール and.company63@gmail.com				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
			○		
相談支援ワルツ (設置主体) 特定非営利活動法人メロディ					
所在地	若松町4-6-1 アリエス若松町ビル2階				
問合せ先	TEL 090-2491-7122 FAX 042-201-2522 メール waltz2341@ymail.ne.jp				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○		○	
相談支援センターリアン (設置主体) 株式会社リアン					
所在地	美好町3-13-3 第一グリーンテラス205号室				
問合せ先	TEL 042-340-3078 FAX 042-340-3079 メール soudan@lien.tokyo				
対象	身体	知的	精神	児童	難病
	○	○	○	○	○

生活介護

府中市中心身障害者福祉センター (作業・生活実習訓練事業) (指定管理者) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会

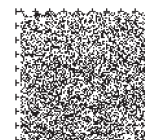
詳細は100ページをご参照ください

障害者支援施設 みずき (設置主体) 社会福祉法人足立邦栄会

所在地	朝日町3-17-5
問合せ先	TEL 042-352-0081 FAX 042-352-0085 メール mizuki@houeikai.gr.jp
	HP https://www.houeikai.gr.jp/
施設の特徴	みずき生活介護は月曜から土曜日まで祝日を含め営業しています。お住まいの場所へのドア to ドアの送迎、ご利用日数に応じた入浴、ご利用者のニーズに応じた様々な日中活動、喀痰吸引等一定の医療を提供しています。



施設
一覧



府中あゆみ園 (設置主体) 社会福祉法人清陽会	
所在地	押立町1-17-9
問合せ先	TEL 042-366-8715 FAX 042-366-8710 メール futyu-seiyou@kyf.biglobe.ne.jp
	HP http://seiyokai.net/
施設の特徴	私たちは、日々是好日(にちにちこれこうじつ)をモットーに毎日が楽しく充実したものとなるようがんばっています。ひとりひとりが自分らしく生活できることをめざしています。

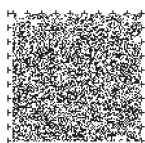
府中生活実習所 (設置主体) 社会福祉法人あけぼの福祉会	
所在地	若松町5-2
問合せ先	TEL 042-363-5251 FAX 042-361-1390 メール f-seijitu@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP https://akebonofukushi.com/
施設の特徴	知的障害がある方を対象とした生活介護施設です。障害特性や関係性に配慮した5つのグループで活動をしています。グループや個々の課題に合わせてウォーキング・体育・音楽・紙すき・さをり織り等を行っています。

作業所スクラム (設置主体) 社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	分梅町5-25-1
問合せ先	TEL 042-304-6000 FAX 042-302-8001 メール scram-hibari@jcom.home.ne.jp
	HP https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	生活介護ですが藍染・押し花製品などの自主製品や下請け作業を行い通所者に給料を支給しています。また、書道・音楽・絵画・運動・買い物・1泊旅行・各種行事の取り組みもしています。送迎と給食を実施しています。

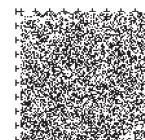
府中はるみ福祉園 (設置主体) 社会福祉法人仁和会	
所在地	寿町2-26
問合せ先	TEL 042-333-7555 FAX 042-333-7556 メール harumien@ninnakai.com
	HP http://www.ninnakai.com
施設の特徴	設立37年目を迎える生活介護通所施設。令和3年に全面建替えをし重症心身障害者通所事業も本格的に開始しました。受託作業を中心に外出活動や創作活動にも力を入れており、風通しの良い環境が特徴的です。

府中ひまわり園 (設置主体) 社会福祉法人清陽会	
所在地	押立町1-17-13
問合せ先	TEL 042-365-3715 FAX 042-365-3719 メール futyu-seiyou@kbh.biglobe.ne.jp
	HP http://seiyokai.net/
施設の特徴	私たちは、日々是好日(にちにちこれこうじつ)をモットーに楽しく充実したものとなるようがんばっています。元気いっぱいの笑顔あふれるメンバーです。

府中共同作業所 (設置主体) 社会福祉法人あけぼの福祉会	
所在地	寿町3-3-6
問合せ先	TEL 042-367-0640 FAX 042-361-6280 メール kyoudous@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP https://akebono-fukushi.com
施設の特徴	「どんなに障害が重くても働くことを権利と位置づけ一人ひとりが生きがいと誇りを持てる労働内容の保障」として、縫製、公園清掃等の作業を行いながら、定期的に学習や外出、クラブ等の様々な活動も行っています。



ワークセンターこむたん (設置主体) 社会福祉法人あけぼの福祉会	
所在地	寿町3-3-6
問合せ先	TEL 042-306-8639 FAX 042-367-4288 メール komutan@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP https://akebono-fukushi.com/
施設の特徴	身体障害、知的障害、重度重複障害のある人など幅広い人が利用、活動も幅広くなっています。医療的ケアを実施するなど、専門職の配置も充実しています。主体は利用するみなさんであることを大切にしています。
集いの家 (設置主体) 社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	南町1-45-1
問合せ先	TEL 042-360-0044 FAX 042-360-0053 メール tsudoinoie44@jcom.zaq.ne.jp
	HP https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	集いの家は、生活介護と就労継続支援B型の2事業を多機能で運営しています。様々な障害をお持ちの様々な年代の方が出来る所を協力し合いながら、下請け、手作り雑貨製作などの生産活動をしています。
むさし結いの家 (設置主体) 社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	白糸台3-22-3
問合せ先	TEL 042-340-4441 FAX 042-306-6477 メール musashi-yuinoie@diary.ocn.ne.jp
施設の特徴	平均年齢35歳20代30代が中心の作業所です。作業は1Fで下請け作業、2Fで洋菓子作りを行っています。その他に市から委託を受けている公園清掃も行っています。皆さん元気に通所されています。
府中さくらの杜 (設置主体) 社会福祉法人仁和会	
所在地	寿町2-26-11
問合せ先	TEL 042-358-1170 FAX 042-358-1171 メール sakuranomori@ninnakai.com
	HP http://www.ninnakai.com
施設の特徴	府中さくらの杜は、開設13年目の生活介護施設で、知的や身体に障がいを持った方々が通所しています。各々が主体性を持って充実して過ごせるよう、生産活動や運動プログラムなど様々な活動を提供しています。
東京都立府中療育センター (設置主体) 東京都	
所在地	武蔵台2-9-2
問合せ先	TEL 042-323-5115 FAX 042-323-3357 メール S0000338@section.metro.tokyo.jp
	HP https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/fuchuryo/
施設の特徴	在宅の重症心身障害者が、家族とともに住み慣れた地域社会の中で、できるだけ長い期間生活していけるよう、自宅からの通所により日中活動や医療・訓練・日常生活の支援等、必要な療育を提供します。
みらい (設置主体) 特定非営利活動法人百々の木	
所在地	本宿町1-46-2 2階
問合せ先	TEL 042-306-7281 FAX 042-306-7282 メール momonokimirai@gmail.com
施設の特徴	主に「知的障がい」があるご利用者が多く通所されています。活動は午前中に生産活動として紙すきハガキ制作や資源の分別作業を行い、午後は体操やダンス等の余暇活動を皆で楽しみます。



デイケアステーションカルテット (設置主体) 特定非営利活動法人メロディ	
所在地	若松町4-6-1 アリエス若松町ビル2階
問合せ先	TEL 080-2680-6005 FAX 042-201-2522 メール daycare.concerto@gmail.com
	HP http://www.melody2013.jp
施設の特徴	令和5年7月1日開所したばかりで、医療的ケアの必要な重症心身障害者を対象とした定員10名の小さな事業所です。シャワー浴をやります。

自立訓練

ケアチーム大芽 (設置主体) 特定非営利活動法人芽生会	
所在地	若松町1-2-5 芽生会BLD 2階
問合せ先	TEL 042-314-7014 FAX 042-314-7015 メール sagyojo@careteam-taiga.co.jp
	HP http://www.careteam-taiga.co.jp/
施設の特徴	東府中駅から徒歩10分、ビルの2階にあります。生活訓練では、通所して自宅以外の場所で過ごす事から始めます。B型では、ご本人と相談しながら作業内容や通所頻度を決め、体調を第一に考えます。

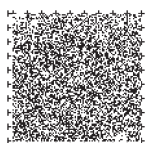
Tomorrow (設置主体) 特定非営利活動法人Roots	
所在地	朝日町2-24-8 1階
問合せ先	TEL 042-363-4557 FAX 042-319-1253 メール roots.12steps@gmail.com
	HP https://www.roots12steps.com
施設の特徴	依存症や発達障害を始めとし様々な精神疾患を持つ方の支援をしております。運動、ヨガ、アート、料理等プログラムも充実。一人ひとりにあった社会参加の形をサポートします。日中の居場所作りとしてのご利用も可能です。

就労継続支援

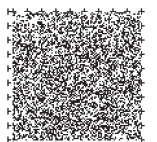
作業所スクラム (設置主体) 社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	分梅町5-25-1 (分室：分梅町3-34-17)
問合せ先	TEL 042-304-6000 FAX 042-302-8001 メール scram-hibari@jcom.home.ne.jp
	HP https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	作業はこんにゃくの製造販売と公園清掃等を行っています。味噌田楽を作り多くのお祭りに出店しておいしいととても評判が良いです。分室では下請け作業を行っています。また、送迎と給食を実施しています。



施設
一覧



ワークショップさかえ (設置主体) 社会福祉法人府中えりじあ福祉会	
所在地	晴見町3-18-7 晴見町ハイツ
問合せ先	TEL 042-336-5807 FAX 042-336-5814
	HP https://elysia.jp
施設の特徴	当施設は、作業を通して働くために必要な知識や習慣を獲得していただくことを目的に、ダイレクトメール、封筒等の紙加工、公園清掃等の軽作業を行なっています。楽しい場、つどえる場としての運営を心がけています。
コットンハウス、フレンズ (設置主体) 特定非営利活動法人コットンハウス、フレンズ	
所在地	住吉町2-13-3 ベルメゾン住吉第2 101号室
問合せ先	TEL 042-368-2550
施設の特徴	詳細はお問い合わせください。
レスポワール工房 (設置主体) 社会福祉法人白梅会	
所在地	美好町1-30-3 シャロンベテル矢代1階
問合せ先	TEL 042-367-5080 FAX 042-306-5608
	HP https://shiraumekai.com/
施設の特徴	ご自身の体調に合わせて、一人ひとりのペースで通所していただけます。ソーシャルスキルを身につけて、それぞれの社会参加を支援します。
童里夢工房 (設置主体) 社会福祉法人白梅会	
所在地	是政2-19-35
問合せ先	TEL 042-334-4083 FAX 042-334-4092 メール s-dream@wg8.so-net.ne.jp
	HP https://shiraumekai.com/
施設の特徴	童里夢工房では、「日中の居場所がほしい」、「ひとりも良いけど、社会の中でも過ごしたい」という気持ちはあるけれど、その一歩が踏み出せない方に、居場所づくりのサポートや社会の中で過ごすきっかけを提供しています。
梅の木の家共同作業所 (設置主体) 社会福祉法人白梅会	
所在地	分梅町3-34-8
問合せ先	TEL 042-368-6841 FAX 042-370-1894
	HP https://shiraumekai.com/
施設の特徴	梅の木の家共同作業所では「自分の働ける場所がほしい」「自分のペースに合った仕事がしたい」という気持ちはあるけれど、その一歩が踏み出せない方に働く場所やいろんな仕事にチャレンジする機会を提供しています。
わかまつ共同作業所 (設置主体) 社会福祉法人若松福祉会	
所在地	清水が丘3-2-20
問合せ先	TEL 042-334-3126 FAX 042-334-3127 メール wakama2@gb3.so-net.ne.jp
	HP https://www.wakafuku.org/
施設の特徴	作業中はラジオをかけ、主に、ダイレクトメール封入等の、下請け作業を行っています。座って、ご自分のペースで作業ができます。



ギャロップ (設置主体) 社会福祉法人若松福祉会	
所在地	若松町1-9-1
問合せ先	TEL 042-365-7363 FAX 042-365-9443 メール wakafuku-gallop@wakamatsu-fukushikai.or.jp
	HP https://www.wakafuku.org/
施設の特徴	ギャロップは心に障害のある方等の地域生活、就労支援のために必要な活動を行っています。「パン・焼菓子」「厨房」「喫茶」の3部門で作業に参加し、働く喜びを感じながら自立を支援するサービスを提供しています。

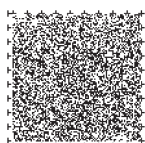
プロジェクトけやきのもり (設置主体) 特定非営利活動法人プロジェクトけやきのもり	
所在地	住吉町1-60-10
問合せ先	TEL 042-368-7989 FAX 042-368-7989 メール keyaki@cg.mbn.or.jp
	HP https://projects-keyakinomori.amebaownd.com/
施設の特徴	中河原駅から徒歩4分にある作業所です。「そこに行くとホッとする」を合言葉に落ち着いた雰囲気でのんびり活動しています。地域での居場所づくりを目的にゆるやかな作業所での活動をスタートしたい方も歓迎します。

西府いこいプラザ (設置主体) 社会福祉法人府中えりじあ福祉会	
所在地	西府町3-29-17
問合せ先	TEL 042-354-6760 FAX 042-354-6777
	HP https://elysia.jp
施設の特徴	体調やご都合に合わせて、週1日からご利用が出来ます。ご自身のペースに合わせて、通所スケジュールを決める事が出来ます。作業内容は、ダイレクトメール作業を中心とした下請作業、公園清掃、パン製造・販売です。

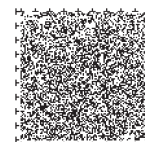
ワークセンターこむたん (設置主体) 社会福祉法人あけぼの福祉会	
所在地	寿町3-3-6
問合せ先	TEL 042-306-8639 FAX 042-367-4288 メール komutan@akebono.fuchu.tokyo.jp
	HP https://akebono-fukushi.com/
施設の特徴	身体障害、知的障害、重度重複障害のある人など幅広い人が利用、活動も幅広くなっています。医療的ケアを実施するなど、専門職の配置も充実しています。主体は利用するみなさんであることを大切にしています。

社会福祉法人府中市社会福祉協議会「は～もにい」 (設置主体) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会	
所在地	寿町1-1 府中グリーンプラザ分館内
問合せ先	TEL 042-340-0212 FAX 042-368-6635 メール ha-moni@utopia.ocn.ne.jp
施設の特徴	「は～もにい」は市内の福祉作業所の手作りの品をお手ごろ価格で販売し、食事と本格コーヒーをお楽しみいただける所です。ハンディがある方たちが社会の一員として多くの人たちと接しながら共に働く福祉ショップです。

集いの家 (設置主体) 社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	南町1-45-1
問合せ先	TEL 042-360-0044 FAX 042-360-0053 メール tsudoinoie44@jcom.zaq.ne.jp
	HP https://www.hibarifukushikai.com
施設の特徴	集いの家は、生活介護と就労継続支援B型の2事業を多機能で運営しています。様々な障害をお持ちの様々な年代の方が出来る所を協力し合いながら、下請け、手作り雑貨製作などの生産活動をしています。



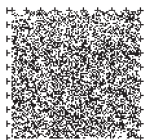
わかたけ作業所 (設置主体) 社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	浅間町2-18-1
問合せ先	TEL 042-369-1185 FAX 042-306-5666 メール wakatake-sg@cyber.ocn.ne.jp
	HP https://www.hibarifukushikai.com/
施設の特徴	「明るく楽しく元気よく」をモットーにお互いに思いやり、心やすらぐ憩いの場を目指しています。いつも和気あいあいと笑顔がたえないアットホームな雰囲気の作業所です。
カンタービレ (設置主体) 特定非営利活動法人あすみ会	
所在地	緑町3-18-13 ロイヤルプラザ東府中1階
問合せ先	TEL 042-306-9253 FAX 042-306-9924 メール asumi_cantabile@twatwa.ne.jp
	HP http://asumi.temt.jp
施設の特徴	主に知的に障害を抱える方が元気にお仕事をしている明るい作業所です。畑作業、調理、紙漉き、清掃、ポストイング等、沢山の作業があります。皆で1つの目標に向き合い協力して達成していくことを大切にしています。
ちえホーム (設置主体) 特定非営利活動法人福光	
所在地	栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス4階
問合せ先	TEL 042-314-2200 FAX 042-314-2201 メール kibou-chie@feel.ocn.jp
	HP https://www.kibou-chie.org/chiehome.html
施設の特徴	様々な障がいを持った方が、仲間との協働を通じて、自立した生活ができるよう、就労の機会を提供します。清掃活動や紙袋製作、野菜販売等の作業に取組み、規則的な生活リズムから心身の健康改善を目指していきます。
FLAGS design (設置主体) 特定非営利活動法人 FLAGS	
所在地	幸町2-13-29 府中ひだまり101号
問合せ先	TEL 042-315-4508 FAX 042-315-4508 メール flagsdesign@sd5.so-net.ne.jp
	HP https://flagsdesign.stores.jp/
施設の特徴	ものづくりとアートをメインに、一人ひとりの「～したい」「なりたい」思いを実現にむけて支援します。ドクター監修のもと、こころとからだのバランスを整えるアートセラピーも行います。日々、メンバーに寄り添う支援を考えています。
毎日CAMP (設置主体) 一般社団法人ヴィフ	
所在地	本町1-1-22 ブラーヴハウス1・5階
問合せ先	TEL 042-302-5959 メール camp@vif.or.jp
	HP https://www.vif.or.jp
施設の特徴	パン作りを中心に、農作業や清掃作業の仕事を提供します。自分のペースで働き始め、少しずつ社会のペースに合わせられるように、「得意を活かし、苦手を補う」ことを意識して支援します。
ケアチーム大芽 (設置主体) 特定非営利活動法人芽生会	
所在地	若松町1-2-5 芽生会BLD 2階
問合せ先	TEL 042-314-7014 FAX 042-314-7015 メール sagyojo@careteam-taiga.co.jp
	HP http://www.careteam-taiga.co.jp/
施設の特徴	東府中駅から徒歩10分、ビルの2階にあります。生活訓練では、通所して自宅以外の場所で過ごす事から始めます。B型では、ご本人と相談しながら作業内容や通所頻度を決め、体調を第一に考えます。



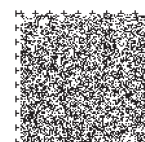
flower (設置主体) 特定非営利活動法人百々の木	
所在地	本宿町1-46-2 1階
問合せ先	TEL 042-306-5701 FAX 042-306-5702 メール momonokiflower@gmail.com
施設の特徴	主に知的障がいがある御利用者が通所されています。ポスティングやお客様宅への回収作業など、リサイクルショップの運営を軸として色々な作業を行います。また必要に応じてPCを使つての顧客管理も行います。
食彩さしすせそ (設置主体) 社会福祉法人ひばり福祉会	
所在地	武蔵台1-8-18 大貫ビル1階
問合せ先	TEL 042-319-9218 FAX 042-319-9219 メール hibari@sasisuseso.or.jp HP http://www.hibarifukushikai.net/
施設の特徴	知的に障害を持った方が通所しています。1階では食品製造を、2階では企業から頂いた下請け作業、組み立て作業をメインとした活動を行っています。令和5年度からは自主製品アクセサリーの製品づくりにも取り組んでいきます。

就労移行支援・定着支援

LITALICO ワークス府中 (設置主体) 株式会社LITALICOパートナーズ	
所在地	宮町1-40 KDX府中ビル5階
問合せ先	TEL 042-314-2371 FAX 042-314-2372 メール info_fuchu_wk@litalico.co.jp HP https://works.litalico.jp/center/tokyo/fuchu/
施設の特徴	自己理解や合う職場探しを重要視しながら、無理のないペースで一緒に細かくステップを踏みながら、就職を目指すことができます。
ウェルビー府中駅前センター (設置主体) ウェルビー株式会社	
所在地	寿町1-1-3 三ツ木寿町ビル8階
問合せ先	TEL 042-306-6273 FAX 042-306-6274 メール fuchu@welbe.co.jp HP https://www.welbe.co.jp/center/tokyo/fuchu.html
施設の特徴	就労を目指す精神・発達・知的・身体に障害をお持ちの方の就労支援を行っております。ウェルビーでは定着支援事業所も併設しており、就労後の定着支援サービスを利用することができます。
就労移行支援事業所ハピネスサポーター西府 (設置主体) 株式会社ハピネスサポーター	
所在地	西府町3-1-5 スウィング242 102号室
問合せ先	TEL 042-319-2318 FAX 042-319-2319 メール contact@happiness_supporter.com HP https://happiness-supporter.com
施設の特徴	目指すは皆さんが就労で幸せになるお手伝い。ご本人に家族、他の支援者などのお話をしっかり聞いて、ご本人の希望やご事情に沿った就労をしていただきます。みんな違う就労先ですから、みんな違う道筋があります。



manaby 府中駅前事業所 (設置主体) 株式会社manaby	
所在地	府中町 1-1-5 府中高木ビル5階
問合せ先	TEL 042-306-8911 FAX 042-306-8997 メール fuchu@manaby.co.jp
	HP https://manaby.co.jp/shurou/
施設の特徴	一人ひとりに合わせた支援を大切にしています。個別ブースでeラーニング動画を視聴・実践し、自分のペースで学ぶことができます。コンテンツは利用者の声を反映し、初心者でも取り組みやすいよう工夫をしています。
Cocorport 府中駅前Office (設置主体) 株式会社ココレポート	
所在地	府中町 1-10-3 府中南ビル3F
問合せ先	TEL 042-319-0583 FAX 042-319-0584 メール fuchu-staff@cocorport.co.jp
	HP https://www.cocorport.co.jp/officelist/tokyo/fuchuekimae/
施設の特徴	我々ココレポートでは、お一人おひとりに合わせた支援を提供しています。今、自信がないという方でも大丈夫。就労という目標に向けて、一步一步一緒に進んでいきましょう。
ディーキャリア 府中オフィス (就労移行支援のみ) (設置主体) 株式会社トライ・アングル	
所在地	八幡町 1-8-20 1~3階
問合せ先	TEL 042-319-0063 FAX 042-319-9933 メール fuchu@dd-career.com
	HP https://dd-career.com/office_data/fuchu/
施設の特徴	主に発達障害や精神障害の方に向けた専門性の高いプログラムを受けることができます。ストレスへの対処が分からず体調を崩してしまう方や人間関係が上手くいかず長く働けない方等に適した事業所となっております。
ギャロップ (就労定着支援のみ) (設置主体) 社会福祉法人若松福祉会	
所在地	若松町 1-9-1
問合せ先	TEL 042-365-7363 FAX 042-365-9443
	メール wakafuku-gallop@wakamatsu-fukushikai.or.jp
	HP https://www.wakafuku.org/
施設の特徴	ギャロップは心に障害のある方等の地域生活、就労支援のために必要な活動を行っています。「パン・焼菓子」「厨房」「喫茶」の3部門で作業に参加し、働く喜びを感じながら自立を支援するサービスを提供しています。



訪問系サービス

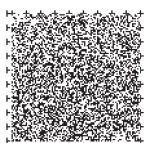
サービス種別の略号

身…身体介護 家…家事援助 通…通院等介助 同…同行援護
 重訪…重度訪問介護 行…行動援護 乗…乗降介助

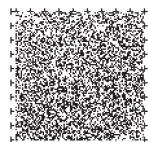
事業所名	所在地	問合せ先	サービス種別
ホームヘルプステーション きぼう	寿町3-9-11 山上ビル1階	042-352-0630	身・家・通・重訪
ヘルパーステーションすまいる	住吉町2-15-9 アローヒルズ府中203	042-368-7155	身・家・通・重訪
特定非営利活動法人パーソナルケアサービスみもぎ	府中町1-25-4 あおばビル303号室	042-334-2042	身・家・通・重訪
ケア府中	府中町2-20-13 丸善マンション1階	042-314-2734	身・家・通・重訪
株式会社エム・エス・シー 西東京支援センター	府中町1-12-7 センタービル2階	042-368-7911	身・家
わの会ヘルパーステーション あいあい	住吉町1-60-10	042-336-7445	身・家・通・同・重訪
JPS訪問介護ステーション	宮西町4-16-1 フレア443 401号	042-334-2419	身・家・通・同・重訪
ホームヘルパーステーション よつや苑	四谷3-66	042-334-8133	身・家
NPO・ACT 府中たすけあい ワーカーズぽぽ	府中町3-5-6 佐伯コーポラス203	042-363-1816	身・家・通・同
ひかり	美好町1-1-18 石川ビル201	042-336-8343	身・家・通・重訪
生活協同組合パルシステム東京 ホームヘルプサービス「府中 中陽だまり」	幸町2-13-30	042-330-0682	身・家
ニチケアセンター府中	府中町1-10-3 府中南ビル5階	042-358-3145	身・家・通・同・重訪
ニチケアセンター東府中	若松町2-5-2 ピークワン1階	042-358-5431	身・家・通
介護センターはんの木	南町6-52-1	042-330-3927	身・家・通・重訪
府中ケアサポートセンター	府中町1-30 ふれあい会館2階	042-363-1761	身・家・通・同
総合ケアセンター	宮西町4-12-5 エスケービル202	042-352-7630	身・家・重訪
やすらぎ	府中町2-21-4 菊正ビル2階1号室	042-358-8341	身・家・通・同・重訪・行
アメリカ府中介護センター	宮町1-34-2 サンスクエアビル802	042-330-0251	身・重訪
ケアサービスげんき	小柳町6-23-41	042-361-0216	通
セントケア府中	片町2-15-8 第三三田コーポ2階	042-358-1034	身・家・通・重訪・重包
ケア21府中	美好町1-38-2 井上荘101	042-352-8881	身・家・通・重訪
アクティブケア	宮西町2-4-3 アイスバーグビル5階	042-316-3420	身・家・通・重訪
ニチケアセンター中河原	南町4-32-16	042-354-9351	身・家・通・重訪



施設
一覧



事業所名	所在地	問合せ先	サービス種別
介護ステーション介護屋	晴見町3-3-8メゾンブランシュ102号	042-302-0810	身・家・通・重訪
ケアセンターあゆみ	美好町2-22-4 コーポTAMA105	042-358-8122	身・家・通
SOMPOケア 府中 訪問介護	宮西町4-12-7	042-352-0371	身・家・重訪
SOMPOケア 府中武蔵台 訪問介護	武蔵台3-27-4 カサヴェール武蔵台1階	042-320-2361	身・家・同・重訪
U-PLUS	八幡町2-4-2 パディー・フィールド・ハウス601	042-367-6133	身・家・通・重訪
アミカ白糸台介護センター	白糸台5-1-3 グランデ武蔵野台102	042-314-0818	身・家・通・重訪
アクティブ府中	宮町1-19-10 大内ビル502	042-319-2629	身・家・通・重訪
いっぽ	清水が丘3-20-1 ローズマリービル101号室	042-319-1458	身・家・重訪
訪問介護ステーションデイサービス本舗 府中	八幡町2-23 ガーデンハイツT-2 102	042-306-5836	身・家・重訪
アスモ介護サービス白糸台	清水が丘3-22-8 増田店舗1階	042-354-8751	身・家・通・重訪
ニチイケアセンター西府	本宿町1-24-4	042-340-4616	重訪
ハートフルケア府中	緑町3-7-5 ソレアド東府中601	042-319-9755	身・家・重訪
コフレケアセンター	緑町3-3-1 ヴェールメゾン府中301	042-334-3676	身・重訪
社会福祉法人三多摩福祉会コスモス府中	本町1-7-9 KMビル2階	042-334-4636	身・家・通・同・重訪
ケアリッツ武蔵野台	白糸台5-37-12 エリール紺野1階	042-319-1357	身・家
ケアリッツ分倍河原	片町2-15-3 第一三田コーポ105	042-319-2802	身・家・通
エスケアサポート府中	府中町2-9-1 プレステージ407	042-352-7355	身・家・通・重訪
あととケア 白糸台	白糸台5-1-3	042-340-3303	身・家
訪問介護ファミリー・ホスピス府中	是政2-38-9	042-318-9503	身・重訪
ケアチーム大芽	小柳町2-13-6 プランタン細野Ⅱ1階	042-330-5881	身・家・通・同・重訪
ケアリッツ北府中	晴見町1-27-34 桑田コーポ1階B号室	042-306-6126	身・家
土屋訪問介護事業所府中センター	清水が丘2-52-39	042-306-5018	身・家・重訪
居宅介護事業所 Corks	若松町1-21-18	042-365-0507	身・家・通・重訪
ヘルパー派遣事業所ソレイユ	宮西町3-16-2 コーポ清水205	042-319-0941	身・家・通・重訪・行・重包・乗
リタックケアサポート株式会社	栄町3-8-8 アベルテ北府中202	042-306-7014	身・重訪
りぶさぽーと kiki	府中町1-32-5 シャルマン府中102	042-319-1813	重訪
宇宙船	清水が丘3-29-4-1	042-375-3645	身・家・通・重訪
どれみ	寿町1-4-17 寿ビル304	042-335-1666	重訪
あい・あんど・ゆう	美好町3-34-9 ハイッツプラナーニャ101	042-319-2463	重訪



短期入所

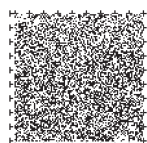
設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
社会福祉法人足立邦栄会	短期入所 みずき	朝日町3-17-5	042-352-0081	身・知
東京都	東京都立府中療育センター	武蔵台2-9-2	042-323-5115	重心(者・児)
社会福祉法人あけぼの福祉会	府中生活実習所	若松町5-2	042-363-5251	身・知
社会福祉法人府中えりじあ福祉会	西府いこいプラザ	非公開	042-354-6760	精
社会福祉法人あけぼの福祉会	あけぼのショートステイ	寿町3-9-11 山上ビル2F	042-319-8917	身・知
一般社団法人介護グループふれあい	クオーレ武蔵台 短期入所施設	武蔵台1-22-50	042-577-7750	身・知
地方独立行政法人東京都立病院機構	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター	武蔵台2丁目8-29	042-300-5111	児

日中一時支援

設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
社会福祉法人足立邦栄会	短期入所 みずき	朝日町3-17-5	042-352-0081	身・知
社会福祉法人あけぼの福祉会	府中生活実習所	若松町5-2	042-363-5251	身・知
社会福祉法人あけぼの福祉会	あけぼのショートステイ	寿町3-9-11 山上ビル2F	042-319-8917	身・知

共同生活援助

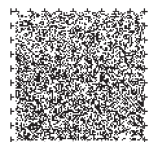
設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
特定非営利活動法人源	コスモス	北山町2-2-32	042-572-2730	知
社会福祉法人仁和会	グループホームせんげん	若松町4-8-7	042-351-0505	知
社会福祉法人清陽会	アメニティ府中	押立町1-17-14	042-368-3715	知
社会福祉法人白梅会	グループホームみち	南町、美好町	042-363-8696	精
社会福祉法人府中えりじあ福祉会	西府いこいプラザ	非公開	042-354-6760	精
特定非営利活動法人燦	ケアホーム はんもっく	西原町4-20-24	042-505-6371	知
一般社団法人空き缶	森の時計	本町2-8-20	042-335-1207	知
特定非営利活動法人コットンハウス、フレンズ	風媒花	非公開	042-368-2550	
一般社団法人ネクスト府中	グループホームあさや	宮西町5-4-3	042-302-0385 090-5523-9062	知



設置主体	事業所名	所在地	問合せ先	対象種別
社会福祉法人ひばり福祉会	グループホーム こんぺいとう	矢崎町4-13-1	042-302-3838	身・知・精
社会福祉法人あけぼの福祉会	グループホームあけぼの	寿町3-9-11	042-319-8915	身・知
一般社団法人 Life Commit	グループホームパレシア	小柳町	042-367-6053	精
有限会社オータムワーキング	ベリいーず	西府町2-31-21	042-333-8886	知
一般社団法人ヴィフ	グループホーム Vif	本町1-1-22	042-201-0006	知
特定非営利活動法人百々の木	Method	本宿町1-46-2	042-306-7593	知・精
一般社団法人介護グループふれあい	クオーレ武蔵台グループホーム	武蔵台1-22-50	042-577-7750	身・知
社会福祉法人大泉旭出学園	アン・ファミリーユあさひで	白糸台1-60-15	042-306-7670	知
一般社団法人ビーンズ	マメッソ府中	非公開	080-3400-1939	精
株式会社アスティー	陽のはな	非公開	042-306-5757	
ミナノワ株式会社	クライスハイム白糸台	白糸台1-82-35	042-306-7955	身・知・精
有限会社環七	府中寮	浅間町4-13-67	03-6794-4111	知・精
特定非営利活動法人南風	チロリン村	矢崎町4-15-43	042-334-5058	

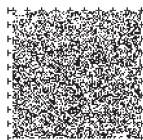
医療型児童発達支援センター

東京都立府中療育センター (設置主体) 東京都	
所在地	武蔵台2-9-2
問合せ先	TEL 042-323-5115 FAX 042-323-3357 メール S0000338@section.metro.tokyo.jp HP https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/fuchuryo/
施設の特徴	心身の発達の遅れや障がいを持つ学齢前のお子さんを対象に、保護者の方と一緒に通っていただき、生活リズムや基本的な生活習慣を身につけ、体力づくりをするとともに、遊びや支援をとおして心身の発達を促していきます。
送迎 あり	送迎範囲 府中駅・西国分寺駅から当センターまで（登録制）
定員 40人	開館時間 9～17時



児童発達支援

子ども発達支援センターあゆの子 (指定管理者) 社会福祉法人府中市社会福祉協議会	
所在地、問合せ、施設の特徴については100ページをご参照ください	
送迎 なし	
定員 40人	開館時間 9時半～14時半
ダイケアステーションカルテット (設置主体) 特定非営利活動法人メロディ	
所在地	府中市若松町4-6-1 アリエス若松町ビル2階
問合せ先	TEL 080-8052-6480 FAX 042-201-2522 メール rhythm2361@ymail.ne.jp
	HP http://www.melody2013.jp
施設の特徴	重症心身障害児で特に医療的ケアの必要な子を対象とした事業所です。個別支援計画に沿って療育を行い、保護者様とともに発達支援をやっていきたいと思っています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 5人	開館時間 10時半～16時半 (月・火・金・土・祝日)
ポップシップ (設置主体) 特定非営利活動法人ポップシップ	
所在地	本町1-15-3 宮ノ森コーポ102
問合せ先	TEL 042-319-9936 FAX 042-319-9940 メール pop-fuchuu@popship.com
	HP http://www.popship.com
施設の特徴	コミュニケーションや言葉、目と手の協応や粗大運動など、ご希望に沿いながらお子さんにとって今必要なことを考え、個別療育を行っています。一人ひとりのニーズに合わせた発達支援プログラムを実施しています。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 火～金 11～18時、土 10～17時半 学校休業日 9時半～16時半
きぼうクラブ (設置主体) 特定非営利活動法人福光	
所在地	栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス4階
問合せ先	TEL 042-314-2200 FAX 042-314-2201 メール mail@kibou-chie.org
	HP https://www.kibou-chie.org/kibouclub.html
施設の特徴	知的障害のある未就学児のお子様へ、日常生活における基本的な動きの指導や集団生活への適応訓練などの支援を行ないます。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 11～14時 (土・日・祝日 休)

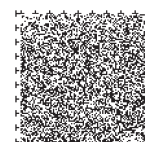


根っこくらぶ (設置主体) 特定非営利活動法人燦	
所在地	美好町3-17-4 マテリアル府中1階B号室
問合せ先	TEL 042-319-1473 FAX 042-319-1474 メール nekko@sun-shine.or.jp
	HP http://www.sun-shine.or.jp/index.php
施設の特徴	就学前のお子様の児童発達支援と合わせて、1日10名で活動している多機能事業所です。就学前には日常生活動作の自立への習慣化や、療育学習を通して成長を支援します。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 9～18時

放課後デイサービス ぽーと (設置主体) 株式会社PORT	
所在地	緑町3-5-7 第二木城ビル4階
問合せ先	TEL 042-302-6610 FAX 042-302-6611 メール port.mina1012@gmail.com
施設の特徴	私たちの教室は、子ども達が安心安全に過ごせる教室作りをモットーに、運動プログラムやフラッシュカードなどを通じて日常生活に必要な動作を無理なく楽しく身につけていただけるよう支援を行っております。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 13時半～17時、学校休業日 9時半～16時半

ちやいくろ児童デイサービス府中 (設置主体) BCGヒューマン株式会社	
所在地	白糸台6-5-10 1階
問合せ先	TEL 042-306-9679 FAX 042-306-7586 メール ebine@bcg.jp
	HP http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	お出かけが多く、日々の活動内容も盛沢山。メリハリを付けて、今すべき事は全力で、遊ぶ時も全力で。お子様2人に1人以上のスタッフで、安心、安全な環境で活動しています。完全送迎です。
送迎 あり	送迎範囲 府中市全域・調布市の一部
定員 10人	開館時間 平日 12時半～17時半、休日 10～16時

Tossie (設置主体) 社会福祉法人わらしこの会	
所在地	寿町3-10-7 第二メゾン藤1階東
問合せ先	TEL 042-336-1255 FAX 042-336-1255 メール tossie@warashiko.ed.jp
	HP http://k-tossie.com
施設の特徴	発達の基本は生活と考え、1日の流れと毎日の積み重ねを大切にしています。お散歩・入浴・給食・お昼寝を通して、一人ひとりの特性や課題に寄り添いながら、子どもが自ら伸びる力を引き出す支援をしています。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 月～土 9～15時(祝日・年末年始を除く) ※1日6時間預かり(母子分離)

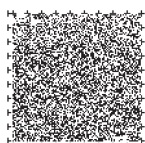


発達支援つむぎ 府中ルーム (設置主体) 社会福祉法人どろんこ会	
所在地	美好町1-22-9 青島ビル2階
問合せ先	TEL 042-306-7641 メール support-tsumugi@doronko.jp
	HP https://www.doronko.jp/facilities/tsumugi-fuchu/
施設の特徴	保育士・児童指導員・作業療法士等を配置し、それぞれ専門性を生かしながら、戸外での活動、自然物との関わり、子ども同士が関わり合える環境を用意し、子どもたちの主体性を育む支援を行っております。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 9～18時

ちやいくろ2号館 (設置主体) BCGヒューマン株式会社	
所在地	是政2-5-2 サンハイツサトウ1F
問合せ先	TEL 042-202-3758 FAX 042-202-3758 メール miyahara@bcg.jp
	HP http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	学校授業終了後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など多様なメニューを設け、ご家族、ご本人の希望を踏まえたサービスを提供します。又、児童2名に対し1名以上の手厚い職員配置です。
送迎 あり	送迎範囲 府中市、国分寺市
定員 10人	開館時間 平日 11時半～17時半、学校休業日 10～16時

マーシーアーティスト (設置主体) 特定非営利活動法人響愛学園	
所在地	緑町3-6-1 エスポワール東府中202
問合せ先	TEL 042-203-5388 FAX 042-203-3875 メール artist@kyoai-gakuen.com
	HP https://kyoai-gakuen.com/
施設の特徴	音楽やアートを通して豊かな感性を育て、社会の一員としての社会参加が出来るサポートをしていきます。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 火～金 11～18時、土 9～16時 (日・月・祝日 休)

フレンズ 東府中 (設置主体) 株式会社S T A B L E	
所在地	清水が丘2-45-4 ベルファースト清水が丘1階
問合せ先	TEL 042-306-5557 FAX 042-306-5578 メール info@kids-stable.com
	HP https://www.kids-stable.com/
施設の特徴	お子様とじっくり向き合い、笑顔になれるような「楽しい」「うれしい」体験がたくさんできる施設づくりを目指します。 子育ての悩みなどを気軽にスタッフに相談できる憩いの場でもありたいと思っています。
送迎 あり	送迎範囲 片道30分以内
定員 10人	開館時間 学校休業日 10～16時半、それ以外 10時半～17時半



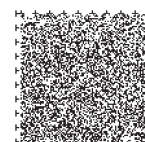
くめんたるーむ (設置主体) 株式会社クメンタ	
所在地	天神町3-11-1 モブティ天神1階南
問合せ先	TEL 042-319-2499 FAX 042-319-2499 メール room.tenjin@cmenta.jp
	HP https://cmenta-clinic.jp
施設の特徴	個性や特性に合わせた個別療育や運動の課題を1対1で行います。お子様やご家族の悩みに寄り添いながら、心のよりどころを目指します。国分寺駅にある系列のクメンタクリニックと医療的・心理的な連携が取れます。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 9～18時(日・月 休) 1日5コマ(各1時間)

陽のあたるばしょ (設置主体) 株式会社コーチャーズ	
所在地	清水が丘2-56-18 1F
問合せ先	TEL 042-310-9108 FAX 042-310-9109 メール info@cochaas.com
	HP https://cochaas.com/sunny-place/
施設の特徴	お子様が将来自立して、自分らしく働くことで幸せを感じてもらうための療育を実施。個別療育による個々に合った支援、ソーシャルスキル獲得のための集団療育、運動・音楽・農業などの体験の場を提供。
送迎 あり	送迎範囲 ご相談により、近隣の学区のみ送迎の実施
定員 10人	開館時間 平日 10～18時、学校休業日 10～17時

放課後等デイサービス

スポーツひろばプレイス 府中教室 (設置主体) 株式会社ボディアシスト	
所在地	府中町1-8-13-1階
問合せ先	TEL 042-306-9343 FAX 042-306-9349 メール fucyu@sh-place.com
	HP https://www.sh-place.com/
施設の特徴	運動をメインに活動を行っており、脳機能のトレーニングや学習も見させて頂き、自立に向けた療育を行って行きます。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 平日 ~18時10分、休日 ~16時

放課後等デイサービス オンリーワン (設置主体) 特定非営利活動法人あすみ会	
所在地	若松町1-7-33 K&Y東府中ビル2階
問合せ先	TEL 042-369-7065 FAX 042-370-1559 メール asumi-kai2011@twatwa.ne.jp
	HP http://asumi.temt.jp
施設の特徴	スタートから15年「いつも明るく、共に楽しむ」の法人理念のもと活動しています。大好きなもの、得意なものを1つでも多く見つけ、将来の可能性に繋がるよう、1人1人と向き合い支援しています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内の学校
定員 10人	開館時間 平日 14～18時、学校休業日 10～16時(日・月・祝日 休)

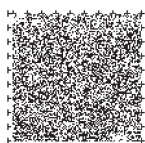


デイケアステーションカルテット (設置主体) 特定非営利活動法人メロディ	
所在地	若松町4-6-1 アリエス若松町ビル2階
問合せ先	TEL 080-5489-6909 FAX 042-201-2522 メール melody2361@ymail.ne.jp
	HP http://www.melody2013.jp
施設の特徴	重症心身障害児で特に医療的ケアの必要な子を対象とした事業所です。学校をお休みしてご利用される方もいらっしゃいます。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 5人	開館時間 平日 14時半～17時半、学校休業日 10時半～16時半 (月・水・木・金・土・祝日)

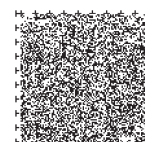
ポップシップ (設置主体) 特定非営利活動法人ポップシップ	
所在地	本町1-15-3 宮ノ森コーポ102
問合せ先	TEL 042-319-9936 FAX 042-319-9940 メール pop-fuchuu@popship.com
	HP http://www.popship.com
施設の特徴	小学1年生から6年生までの方を対象に、コミュニケーションや言葉、目と手の協応や粗大運動など、一人ひとりのニーズに合わせた個別支援、ソーシャルスキルトレーニングを目的としたグループ活動を実施しています。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 火～金 13時半～18時、土 10～17時半 学校休業日 9時半～16時半

きぼうクラブ (設置主体) 特定非営利活動法人福光	
所在地	栄町3-12-1 メディカルビル・グレイス4階
問合せ先	TEL 042-314-2200 FAX 042-314-2201 メール mail@kibou-chie.org
	HP https://www.kibou-chie.org/kibouclub.html
施設の特徴	知的障害のある小学生から高校生の方までが、ひとりひとりの発達段階に合わせたカリキュラムに沿って、楽しく勉強や音楽、アートなどを通して社会性や集団生活への調和などを習得できるよう指導いたします。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 14～17時、学校休業日 12～17時

こもれび (設置主体) 一般社団法人恒伸会	
所在地	美好町1-18-5 萩原ビル3階
問合せ先	TEL 042-370-1856 FAX 042-306-5153 メール komorebi-fucyu-@titan.ocn.ne.jp
	HP https://www.komorebi-fucyu.jp/
施設の特徴	こもれびでは運動療育を通してコミュニケーション能力や脳機能の向上を目指すと共に小さなコミュニティの中で友達と関わりソーシャルスキルの獲得をめざした個々の力に合わせた身辺自立のお手伝いを行います。何より放課後の時間を楽しんで欲しい所です。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 13～17時半、学校休業日 9～16時半



放課後等デイサービスリアン府中美好町 (設置主体) 株式会社リアン	
所在地	美好町3丁目13-3 第一グリーンテラス2号室
問合せ先	TEL 042-340-3133 FAX 042-340-3733 メール info@lien.tokyo
	HP http://www.lien.tokyo/
施設の特徴	個性や特性に寄り添いながら楽しく過ごせよう支援を行っています。集団の楽しみや関わりを学べるように運動やダンス、ゲーム等の集団活動を、休日には外出等を行い社会交流を、STにより個別活動を提供しています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 13時半～17時半、学校休業日 10時半～16時半
ドリームボックス武蔵台 (設置主体) 株式会社ファミリーホーム	
所在地	武蔵台1-27-7
問合せ先	TEL 042-319-9921 FAX 042-319-9921 メール db9musashi@flute.ocn.ne.jp
	HP http://d-box.town
施設の特徴	自然豊かな立地で、四季折々の植物や動物と触れられる裏山の他、徒歩圏内に複数の公園があります。動物園・科学館等への外出イベントも充実している一方、室内では学習や造形活動でお子様の豊かな表現力を育みます。
送迎 あり	送迎範囲 府中市全域
定員 10人	開館時間 平日 13～17時、学校休業日 9時半～15時半
ハッピーテラス東府中 (設置主体) 株式会社ココミライト	
所在地	清水が丘1-1-3 第一勇心ビル201
問合せ先	TEL 042-370-1751 FAX 042-370-1752 メール higashifuchu@happy-terrace.com
	HP https://happy-terrace.com/school/higashifuchu/
施設の特徴	自立を目指すための集団コミュニケーションを行っています。 自分たちで遊びを作る余暇時間や、全員で取り組むプログラムの時間を通して、チームワークや問題解決スキルの向上、人間関係の築きをサポートします。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 平日13時半～19時半、学校休業日 9～16時半 祝日・日 10～16時
放課後デイサービス ぽーと (設置主体) 株式会社PORT	
所在地	緑町3-5-7 第二木城ビル4階
問合せ先	TEL 042-302-6610 FAX 042-302-6611 メール port.mina1012@gmail.com
施設の特徴	私たちの教室は、子ども達が安心安全に過ごせるを教室作りをモットーに、運動プログラムやフラッシュカードなどを通じて日常生活に必要な動作を無理なく楽しく身につけていただけるよう支援を行っております。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 13時半～17時、学校休業日 9時半～16時半

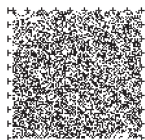


ドリームボックス浅間町 (設置主体) 株式会社ファミリーホーム	
所在地	浅間町2-2-16 メゾンモンフレール1階
問合せ先	TEL 042-319-9824 FAX 042-319-9824 メール dbsengen@aurora.ocn.ne.jp
	HP http://d-box.town/
施設の特徴	子どもたちの明るい未来の為に自立力を育て身の回りのことを自分のチカラでできるように応援します。好きなことを応援して伸ばし心身を伸ばします。
送迎 あり	送迎範囲 府中市、小金井市の一部
定員 10人	開館時間 平日 10時半～18時半、学校休業日 8時半～17時

根っこくらぶ (設置主体) 特定非営利活動法人燦	
所在地	美好町3-17-4 マテリアル府中1階B号室
問合せ先	TEL 042-319-1473 FAX 042-319-1474 メール nekko@sun-shine.or.jp
	HP http://www.sun-shine.or.jp/index.php
施設の特徴	就学前のお子様の児童発達支援と合わせて1日10名で活動している多機能事業所です。放課後は宿題の習慣化や、外出など、お友達との遊びの中でルールを覚えたり、関り方を養い社会性の学びを支援しています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10名	開館時間 9～18時

ちゃいくる児童デイサービス府中 (設置主体) BCGヒューマン株式会社	
所在地	白糸台6-5-10 1階
問合せ先	TEL 042-306-9679 FAX 042-306-7586 メール ebine@bcg.jp
	HP http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	お出かけが多く、日々の活動内容も盛沢山。メリハリを付けて、今するべき事は全力で、遊ぶ時も全力で。お子様2人に1人以上のスタッフで、安心、安全な環境で活動しています。完全送迎です。
送迎 あり	送迎範囲 府中市全域・調布市の一部
定員 10人	開館時間 平日 12時半～17時半、休日 10～16時

児童デイサービス サンフラワー府中 (設置主体) 合同会社せせらぎ	
所在地	本宿町2-20-8 2階
問合せ先	TEL 050-5897-0426 FAX 042-848-9136 メール sunflower.fuchu@gmail.com
	HP https://seseragi.co/
施設の特徴	外遊びや季節に応じたイベント、創作活動などを通じて、一人ひとりの「できた!!」を大切にしています。集団活動の中で、周りとの関わり方、順番やルールを守ることなど自立へつながるサポートをしています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市・国分寺市・国立市・多摩市
定員 10人	開館時間 平日 13～19時、学校休業日 9～17時



放課後等デイサービスリアン府中緑町 (設置主体) 株式会社リアン	
所在地	緑町1-10-2 PALAST 緑町102号
問合せ先	TEL 042-306-7081 FAX 042-306-7082 メール info@lien.tokyo
	HP https://lien.tokyo
施設の特徴	集団で行う運動系の活動と個々で行う創作系の活動をバランスよく行っています。休日には外へ出て、公共のマナーやルールを学びながら楽しむことも多いです。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 13時半～17時半、学校休業日 10時半～16時半

放課後等デイサービス ふぁんふぁん天神町 (設置主体) 株式会社ファンタジー	
所在地	天神町2-1-7 ベルテ堀江101号室
問合せ先	TEL 042-302-5655 FAX 042-302-5655 メール fan-fan56@jcom.zaq.ne.jp
	HP https://day-service-funfun.co.jp
施設の特徴	利用者様、御家族様に寄り添いながら安心・安全で毎日楽しく過ごせる時間を提供できるよう心がけています。医療的ケアにつきましても活動時には看護師が常駐し身体の安全に留意しています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市・国立市・国分寺市・小金井市
定員 5人	開館時間 平日 11時半～17時半、学校休業日 9～16時

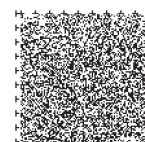
リボン 第2教室 (設置主体) 特定非営利活動法人百々の木	
所在地	美好町3-51-11 1階
問合せ先	TEL 042-306-9355 FAX 042-306-9355 メール momonokiribbon2@gmail.com
施設の特徴	リボン第2教室では、個別療育を中心とした支援を行っております。それぞれの課題に合わせて1～4名程度の小グループに分かれ、担当職員と1年間課題に取り組みます。
送迎 あり	送迎範囲 府中市、国立市
定員 10人	開館時間 平日 11時半～17時半、土・祝日・長期休暇 10時半～16時半

放課後デイサービス プティ フォンティーマ (設置主体) 一般社団法人ヴィフ	
所在地	本町1-1-22 ブラヴハウス2階
問合せ先	TEL 042-302-3090 FAX 042-302-3090 メール petit@vif.or.jp
	HP https://www.vif.or.jp
施設の特徴	リトミックを軸にHipHop、アンサンブル(打楽器・歌)、ことばとリズム、物づくり、外活動を曜日別にご提案しています。療育型の施設です。相談支援事業所に繋がっていただくことが必要です。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内(要相談)
定員 10人	開館時間 平日 14時半～17時半、土・長期休暇 9～15時

放課後等デイサービスリアン府中白糸台 (設置主体) 株式会社リアン	
所在地	白糸台2-3-6 ブリリアント白糸台1階A号
問合せ先	TEL 042-370-1393 FAX 042-370-1394 メール info@lien.tokyo
	HP http://www.lien.tokyo
施設の特徴	放課後、思い思いに遊んだり、プログラム(ダンス、体操、創作、集団遊びなど)に参加したり、楽しく過ごしながら、人との関わりを学びます。休日には、お出かけすることもあります。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 下校時刻～17時半、学校休業日 10時半～16時半



施設一覧



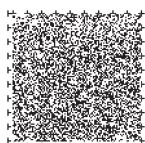
放課後等デイサービス ふぁんふぁん府中町 (設置主体) 株式会社ファンタジー	
所在地	府中町1-32-5 シャルマン府中103号室
問合せ先	TEL 042-202-8025 FAX 042-202-8025 メール fantasy-s31@outlook.jp
	HP https://day-service-funfun.co.jp
施設の特徴	利用者様、御家族様に寄り添いながら安心・安全で毎日楽しく過ごせる時間を提供しよう心がけています。医療的ケアにつきましても活動時には看護師が常駐し身体の安全に留意しています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市・国立市・国分寺市・小金井市
定員 5人	開館時間 平日 11時半～17時半、学校休業日 9～16時

ちゃいころ2号館 (設置主体) BCGヒューマン株式会社	
所在地	是政2-5-2 サンハイツサトウ1階
問合せ先	TEL 042-202-3758 FAX 042-202-3758 メール miyahara@bcg.jp
	HP http://www.bcg.jp/human/kodomo/
施設の特徴	学校授業終了後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など多様なメニューを設け、ご家族、ご本人の希望を踏まえたサービスを提供します。又、児童2名に対し1名以上の手厚い職員配置です。
送迎 あり	送迎範囲 府中市、国分寺市
定員 10人	開館時間 平日 11時半～17時半、学校休業日 10～16時

リボン 第3教室 (設置主体) 特定非営利活動法人百々の木	
所在地	住吉町1-82-2 2階
問合せ先	TEL 042-319-1181 FAX 042-319-1181 メール momonokiribbon3@gmail.com
施設の特徴	主に支援学校の児童を中心に集団療育を行っており、社会性や日常生活動作のレベルを上げる為、ルールゲームや仕分け作業等を取り入れて活動しています。
送迎 あり	送迎範囲 府中市ほぼ全域及び一部近隣市町村
定員 10人	開館時間 平日 11時半～17時半、学校休業日 13時半～17時半

マーシーアーティスト (設置主体) 特定非営利活動法人響愛学園	
所在地	緑町3-6-1 エスポワール東府中202
問合せ先	TEL 042-203-5388 FAX 042-203-3875 メール artist@kyoai-gakuen.com
	HP https://kyoai-gakuen.com/
施設の特徴	音楽やアートを通して豊かな感性を育て、社会の一員としての社会参加が出来るサポートをしていきます。
送迎 なし	
定員 10人	開館時間 火～金 11～18時、土 9～16時 (日・月・祝日 休)

フレンズ 東府中 (設置主体) 株式会社S T A B L E	
所在地	清水が丘2-45-4 ベルファースト清水が丘1階
問合せ先	TEL 042-306-5557 FAX 042-306-5578 メール info@kids-stable.com
	HP https://www.kids-stable.com/
施設の特徴	お子様とじっくり向き合い、笑顔になれるような「楽しい」「うれしい」体験がたくさんできる施設づくりを目指します。 子育ての悩みなどを気軽にスタッフに相談できる憩いの場でもありたいと思っています。
送迎 あり	送迎範囲 片道30分以内
定員 10人	開館時間 学校休業日 10～16時半、それ以外 10時半～17時半

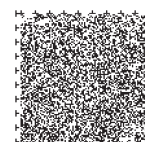


放課後等デイサービス白ゆり (設置主体) 合同会社ウイステリア	
所在地	住吉町1-32-12 サンヴィレッジ中河原103
問合せ先	TEL 042-370-1430 FAX 042-370-1430 メール shirayuri.child333@gmail.com
施設の特徴	運動活動で利用者の「できる」体験を作ります。活動では他児との協力を通して社会性を育みます。また、ルールに従って課題に取り組むため、ルール理解のための集中力を養うことができます。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 13時半～17時半、学校休業日 9時半～17時 (日、12/29～1/3 休)

放課後等デイサービス ぱれっと府中 (設置主体) 株式会社ぱれっと	
所在地	府中町2-20-1 リーベンハウゼ1階
問合せ先	TEL 042-319-9207 FAX 042-319-9217 メール palettes.fuchu@gmail.com HP https://palettetfuchu.com/
施設の特徴	当事業所は、利用する子ども達の「第三の居場所」として、放課後・学校休業日に楽しく安心して過ごせる施設を心がけております。活動：集団遊び・運動・工作・季節のイベント・外出・タブレット・パソコン・SST等
送迎 あり	送迎範囲 府中市内 (現在、送迎している学校が主)
定員 10人	開館時間 平日 14～17時半、土曜・学校休業日 10時半～16時半

陽のあたるばしょ (設置主体) 株式会社コーチャーズ	
所在地	清水が丘2-56-18 1F
問合せ先	TEL 042-310-9108 FAX 042-310-9109 メール info@cochaas.com HP https://cochaas.com/sunny-place/
施設の特徴	お子様が将来自立して、自分らしく働くことで幸せを感じてもらうための療育を実施。個別療育による個々に合った支援、ソーシャルスキル獲得のための集団療育、運動・音楽・農業などの体験の場を提供。
送迎 あり	送迎範囲 ご相談により、近辺の学区のみ送迎の実施
定員 10人	開館時間 平日 10～18時、学校休業日 10～17時

Andante (設置主体) 株式会社フリースタイル	
所在地	白糸台1-41-1 白糸台ビル 2F
問合せ先	TEL 042-402-6610 FAX 042-402-6610 メール andante.houdei@gmail.com
施設の特徴	Andanteは「歩く速さで」という意味です。歩く速さは人それぞれ違うので、色んな人が集まれたらいいなと思っています。音楽を取り入れながら個々の目標を達成していき、みんなで喜べる場所にしていきたいと思います。
送迎 あり	送迎範囲 府中市内
定員 10人	開館時間 平日 13～17時半、学校休業日 10～16時 (日・祝日 休) ※土は不定営業

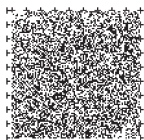


保育所等訪問支援

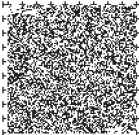
東京都立府中療育センター (設置主体) 東京都	
所在地	武蔵台 2-9-2
問合せ先	TEL 042-323-5115 FAX 042-323-3357 メール S0000338@section.metro.tokyo.jp
	HP https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/fuchuryo/
施設の特徴	当センターの外来等を利用する障害のある児童を対象に、保育所等における障害児以外の児童との集団生活への適応のために、当センターが保育所等に訪問し、協力して不安の解消や課題の解決等の支援を行います。
保育所等訪問支援事業所 チャイルドフード・ラボ (設置主体) 一般社団法人 チャイルドフード・ラボ	
所在地	府中町 2-2-4 ジークレフ 503
問合せ先	TEL 070-2835-2708 FAX 042-405-4181 メール childhoodlabo@gmail.com
	HP https://www.childhood-labo.link/contents_560.html
施設の特徴	発達支援が必要なお子さんに専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活を安心して過ごすための支援を現場の先生方と共に考え、導き出します。訪問先の先生方とご家族との橋渡しをすることで、連携体制を築きます。



施設
一覧

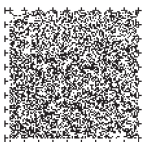


Handwriting practice area consisting of multiple horizontal dashed lines.



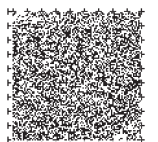
身体障害者障害程度等級表(身体)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	

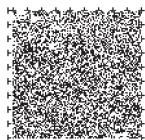


障害者福祉法施行規則別表第5号)

		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	
不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	



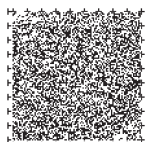
級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節,肘関節又は手関節のうち,いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6級	一眼の視力が0.02以下,他眼の視力が0.6以下のもので,両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上,他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節,肘関節又は手関節のうち,いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指,くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指,くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節,膝関節又は足関節のうち,いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は,一級うえの級とする。ただし,二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは, 2 肢体不自由においては,7級に該当する障害が2以上重複する場合は,6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については,障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは,おや指については指骨間関節,その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは,中手指節関節以下の障害をいい,おや指については,対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは,実用長(上腕においては腋窩より,大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは,前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						



心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

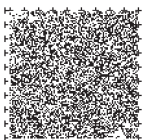
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
上肢機能	移動機能							
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

該当等級とする。



知的障害者判定基準表

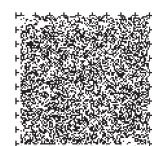
区分	判定内容
1度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2度（重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3度（中度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの
4度（軽度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
程度不明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは「程度不明」とする
非該当	前各号に該当しないと判定したときは「非該当」とする
備考	総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。



知的障害（愛の手帳）判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

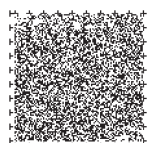
項 目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
運動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない。
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない。



知的障害（愛の手帳）判定基準表

（6歳 就学後～17歳 児童）

項 目		1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作業能力	絵画、制作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身近生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身近生活の処理がほとんど不可能	身近生活の処理が部分的に可能	身近生活の処理がおおむね可能	身近生活の処理が可能

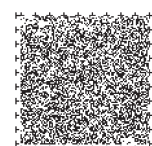


知的障害（愛の手帳）判定基準表

(18歳以上 成人)

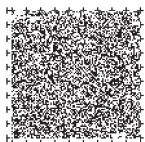
項目	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。 知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。 文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる。	テレビ、新聞等がある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる。
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。 簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、ときに助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。 対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。 言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。 特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。 日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的な生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等自らの身近生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。 身近生活の処理がほとんど不可能	身近生活の処理が部分的に可能	身近生活の処理がおおむね可能	身近生活の処理が可能

障害等級表

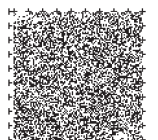


精神障害者保健福祉手帳障害等判定基準

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的な手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的な手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>

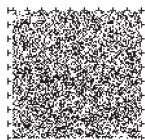


<p>3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいええず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいええず援助を必要とする。 <p>(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)</p>
--	---	---



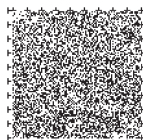
障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳											
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級			
医療	13	心身障害者医療費助成（マル障）	△	△							△			
	13	自立支援医療	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	14	在宅重症心身障害児（者）訪問事業												
	14	難病医療費等助成												
	15	小児慢性特定疾病医療費助成												
	15	小児精神病医療費助成												
	16	養育医療の医療費助成												
	16	結核医療費の公費負担												
	16	療育給付												
	17	大気汚染医療費助成												
	17	光化学スモッグ健康障害者の医療費助成												
	17	原爆被爆者医療の給付事務												
	17	B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成												
	18	肝がん・重度肝硬変医療費助成												
	18	人工透析にかかる医療費助成（再掲）												
	18	後期高齢者医療制度	○	○	○						○	○		
	19	ひとり親家庭等医療費の助成	△	△	△						△	△		
	手当	20	国 特別障害者手当	△	△							△		
		20	国 障害児福祉手当	△	△							△		
21		国 福祉手当（経過措置）	現受給者のみ対象											
21		都 重度心身障害者手当												
21		都・市 心身障害者（児）福祉手当	△	△	△	△					△	△	△	
22		市 指定疾病者福祉手当												
22		国 特別児童扶養手当	△	△	△						△	△		
22		国 児童扶養手当	△	△	△						△	△		
23		都 児童育成手当（育成手当）	△	△							△			
23		都 児童育成手当（障害手当）	△	△							△			
年金など	28	国 障害基礎年金（国民年金）	△	△	△						△	△		
	29	国 特別障害給付金	△	△	△						△	△		
	29	国 障害厚生年金・障害手当金	△	△	△	△					△	△	△	
	30	都 心身障害者扶養共済制度	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	30	市 原爆被爆者援護金												
障害福祉サービス・ 障害児通所支援	31	障害福祉サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	サービス等利用計画・障害児支援利用計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	障害児通所支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	在宅障害者（児）ショートステイ事業												
	34	東京都在宅難病患者一時入院事業												
	34	都 重度脳性麻痺者介護事業												
日常生活用具・ 補装具費	35	重症心身障害児（者）及び医療的ケア児在宅レスパイト事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	36	補装具の購入等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	36	日常生活用具等の給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	44	市 心身障害者（児）のおむつの給付												
	44	中等度難聴児補聴器購入費助成												
	45	盲人用具の販売あっせん	○	○	○	○	○	○	○	○				



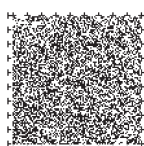
障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳										
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害				
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級		
日常生活の支援	46	身体障害者福祉電話使用料助成	△	△							△		
	46	電話設置時等優遇措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46	心身障害者寝具乾燥サービス	△	△							△		
	47	重度身体障害者入浴サービス											
	47	在宅心身障害者（児）理髪サービス											
	47	身体障害者等、はり・きゅう・マッサージ機能回復受術券	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	48	スモン患者に対するはり等施術費の助成											
	48	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	49	水道・下水道料金の減免	児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯										
	49	低所得障害者世帯下水道使用料助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	50	ごみ処理に関する減免	△	△							△		
	50	郵便料金の減免	郵便物の内容や差出人、宛先に一定の要件あり										
	51	NTTの無料番号案内「ふれあい案内」	○	○	○	○	○	○					
	52	携帯電話料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	52	補助犬の給付	△								△		
	52	在宅福祉助け合い事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	53	成年後見制度に係る報酬費用の助成											
	54	ヘルプカードの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54	重度身体障害者救急通報システム	△	△							△		
	54	防災ハンドブック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	避難行動要支援者対策事業	△	△										
55	重度障害者家具転倒防止器具の支給	△	△							△			
55	交通災害共済会費の免除	○	○	○						○	○		
日常生活の支援	56	心身障害者住宅費助成	△	△	△	△					△	△	△
	56	都営住宅入居申込の優遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	57	都営住宅使用料の特別減額	△	△							△		
	58	市営住宅の障害者（児）世帯割当	○	○	○	○					○	○	○
	58	点字による即時情報ネットワーク事業	○	○	○	○	○	○					
	59	視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	○	○	○	○	○	○					
	59	広報東京都（点字版・テープ版・デジ版）	○	○	○	○	○	○					
	59	都議会だより（点字版・テープ版・デジ版）	○	○	○	○	○	○					
	59	市 声の市広報	○	○	○	○	○	○					
	60	市 声の市議会だより	○	○	○	○	○	○					
	60	点字録音刊行物作成配布事業	○	○	○	○	○	○					
	60	点字図書館	○	○	○	○	○	○					
	61	手話通訳者の派遣									○	○	○
	61	要約筆記者の派遣									○	○	○
	62	遠隔手話通訳サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	62	聴覚障害者情報提供施設									○	○	○
	62	コミュニケーション機器の貸出									○	○	○
	63	府中市立中央図書館ハンディキャップサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	63	東京都障害者休養ホーム（保養施設利用料の助成）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	64	心身障害者（児）休養事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
65	都立公園の無料入場・都内有料施設の無料利用（一部割引）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
65	市公共施設等の利用料減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
67	郵便等による不在者投票												
68	代理記載制度による投票	△											



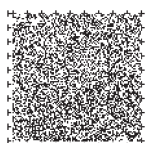
- ※ 特殊疾病その他…難病医療費等助成対象者、高次脳機能障害、発達障害、原爆被爆者など（詳しくは本文をご覧ください。）
- ※ 精神障害者…精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方以外の方も含まれます。
- ※ ○はほぼ該当、△は一部該当（年齢や所得などに制限があります。詳しくは本文をご覧ください。）

身体障害者手帳														愛の手帳				特殊疾病 その他	精神障害者	
聴覚・平衡 機能障害		音声・言語・ そしゃく		肢体不自由						内部障害				1度	2度	3度	4度			
5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度			
				△	△					△	△									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				△	△					△	△			△	△	△				
				△	△															
				△	△															
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						△	
																			△	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△
児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯																				
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		△
				△	△					△	△			△	△					△
郵便物の内容や差出人、宛先に一定の要件あり																				
				○	○									○	○	○	○			△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
				△	△															
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
				△	△					△	△									
				△	△					△	△			△	△					
		○		○	○	○				○	○	○		○	○	○				△
		△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
				△	△					△	△			△	△	△			△	△
		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				△
○	○	○	○																	
○	○	○	○																	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	内容により一般も対象（要問合せ）																		
○	○																			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				△	△					△	△	△								
				△																



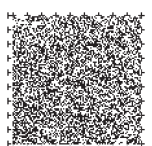
障害程度別対象事業一覧

区分	ページ	事業	身体障害者手帳										
			視覚障害						聴覚・平衡機能障害				
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級		
外出の際に	69	J R・私鉄等運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	69	航空運賃の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	69	民営バスの割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	70	都営交通の無料パス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	71	タクシーの障害者割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	72	福祉タクシー利用券の交付	△	△						△			
	73	心身障害者ガソリン等費用助成	△	△	△	△				△	△	△	△
	73	有料道路通行料金割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	74	心身障害者自動車運転教習費助成								△	△		
	74	身体障害者自動車改造費助成											
	75	駐車禁止等除外標章の交付	○	○	○	△				○	○		
	76	高齢運転者等専用駐車区間制度								△	△	△	△
	77	心身障害者自転車駐車場利用料の助成	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	77	車いすの貸出	一時的に車いすを必要とする方										
	77	福祉有償運送事業											
78	車いす利用者のためのハンディキャップの貸出し												
子ども	80	発達相談・外来指導											
	80	児童発達支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	80	すくすく保育（障害児保育）	要件を満たす方										
	80	医療的ケア児保育	要件を満たす方										
	81	保育所等訪問支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	81	学童クラブ（要加配児）	要件を満たす方										
	81	放課後等デイサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
講習会	81	ちゅうファイルの配布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	82	市 点字講習会（中途視覚障害者対象）	△	△	△	△	△	△					
	82	点字の講習	○	○	○	○	○	○					
	82	視覚障害者のための生活講習会など	○	○	○	○	○	○					
	83	聴覚障害者（中途失聴者・難聴者）のための講習会								△	△	△	△
	83	市 点字講習会（初級・中級）	一般を対象										
	84	点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成	一般を対象										
	84	朗読奉仕員指導者の養成	一般を対象										
社会活動と仕事	84	市 手話講習会	一般を対象										
	84	手話通訳者等の養成	一般を対象										
	85	要約筆記者の養成	一般を対象										
	87	就労移行支援・就労定着支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	87	東京障害者職業能力開発校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽減税	89	（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課	事業毎に定める対象										
	89	IT技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習事業）											
	90	生活福祉資金の貸付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	94	所得税・市民税の所得控除・市民税の非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
軽減税	95	その他の税の減免等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	96	自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免	○	○	○	△				○	○		



- ※ 特殊疾病その他…難病医療費等助成対象者、高次脳機能障害、発達障害、原爆被爆者など（詳しくは本文をご覧ください。）
- ※ 精神障害者…精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方以外の方も含まれます。
- ※ ○はほぼ該当、△は一部該当（年齢や所得などに制限があります。詳しくは本文をご覧ください。）

身体障害者手帳														愛の手帳				特殊疾病 その他	精神障害者	
聴覚・平衡 機能障害		音声・言語・ そしゃく		肢体不自由						内部障害				1度	2度	3度	4度			
5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	1度	2度	3度	4度			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		△	
				△	△	△				△	△	△		△	△	△			△	
		△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△			
				△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△			
				△	△															
				△	△	△	△			○	○	○		○	○				△	
△	△			△	△	△	△	△	△											
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△
一時的に車いすを必要とする方																				
				△	△	△	△	△	△											
				△	△	△	△	△	△											
																			○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
要件を満たす方																				
要件を満たす方																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
要件を満たす方																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
△	△																			
一般を対象																				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△	○			○
事業毎に定める対象																				
				○	○	○				○	○	○								
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			△
△		△		○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○				△



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

